

松島町公共施設等総合管理計画

令和4年3月
松 島 町

<目次>

1	計画策定の背景と目的	1
(1)	本町の公共施設等を取り巻く環境	1
(2)	国の動向	1
(3)	計画策定の目的	1
2	計画の位置づけ	2
(1)	計画の位置づけ	2
(2)	計画期間	3
(3)	計画の対象範囲	3
3	公共施設等に係る現況の整理	4
(1)	人口動向	4
(2)	財政	8
(3)	公共施設	12
(4)	インフラ施設	18
(5)	全体更新費用	28
4	公共施設等の管理に関する基本方針	29
(1)	公共施設等を取り巻く課題	29
(2)	公共施設等の管理に関する基本方針	30
(3)	計画期間における施設総量の縮減目標	31
(4)	公共施設等の管理に関する実施方針	31
(5)	個別施設計画に基づく対策効果	36
(6)	フォローアップの実施方針	38
5	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	40
(1)	行政系施設	40
(2)	学校教育系施設	44
(3)	町民文化系施設	48
(4)	観光・社会教育系施設	52
(5)	保健・福祉施設	56
(6)	子育て支援施設	60
(7)	町営住宅	64
(8)	その他施設	68
(9)	道路	72
(10)	上水道施設	74
(11)	下水道施設	77
(12)	公園	80
(13)	農林業施設	82
(14)	漁港施設	84

1 計画策定の背景と目的

(1) 本町の公共施設等を取り巻く環境

全国的に公共施設等の老朽化対策が課題となっており、人口減少や少子高齢化の進行等による社会構造や住民ニーズの変化に加え、公共施設の老朽化による施設の大量更新時代の到来と義務的経費の増大等による財政状況の悪化見通し等、公共施設を取り巻く環境について、抜本的な見直しが必要とされています。

本町においても同様の状況となっており、厳しい財政状況が続く中で、今後、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新、複合化、転用及び長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置の実現を図り、適切な公共施設等のマネジメントを計画的に進めることが必要となっています。

(2) 国の動向

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」が平成 25 (2013) 年 6 月 14 日に閣議決定され、平成 25 (2013) 年 11 月には「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

こうした国の施策を受けて、平成 26 (2014) 年 4 月に、総務省から各地方公共団体に、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定が要請されました。

また、平成 27 (2015) 年 6 月 30 日には「経済財政運営と改革の基本方針 2015～経済再生なくして財政健全化なし～」が閣議決定され、公共施設等総合管理計画の策定に当たって国の積極的な関与や支援が示されました。

(3) 計画策定の目的

本町の近年の動向を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新費用の増加が見込まれることに加え、長期総合計画に基づくまちづくりを進めるためにも、適切な公共施設等のマネジメントを計画的に推進する必要があります。

こうした状況から本町では、道路や公園等のインフラ施設を含む公共施設等について、長期的・総合的な管理に関する方針等を定めた「松島町公共施設等総合管理計画」を平成 28 年 7 月に策定し、その後固定資産台帳の整備が完了したことから、より充実した計画とするため、平成 30 年 3 月に改定を行いました。本計画に基づき、今後の人口推移の見通し等を踏まえた長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合等の検討や更新費用の抑制等を進めているところです。

令和 3 年度改定にあたっては、令和 2 年度末時点で策定済の個別施設計画に基づき内容を見直し、実態に即し実効性のある計画としました。公共施設マネジメントを更に推進することで、財政負担の縮減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置の実現を図ることを目的とします。

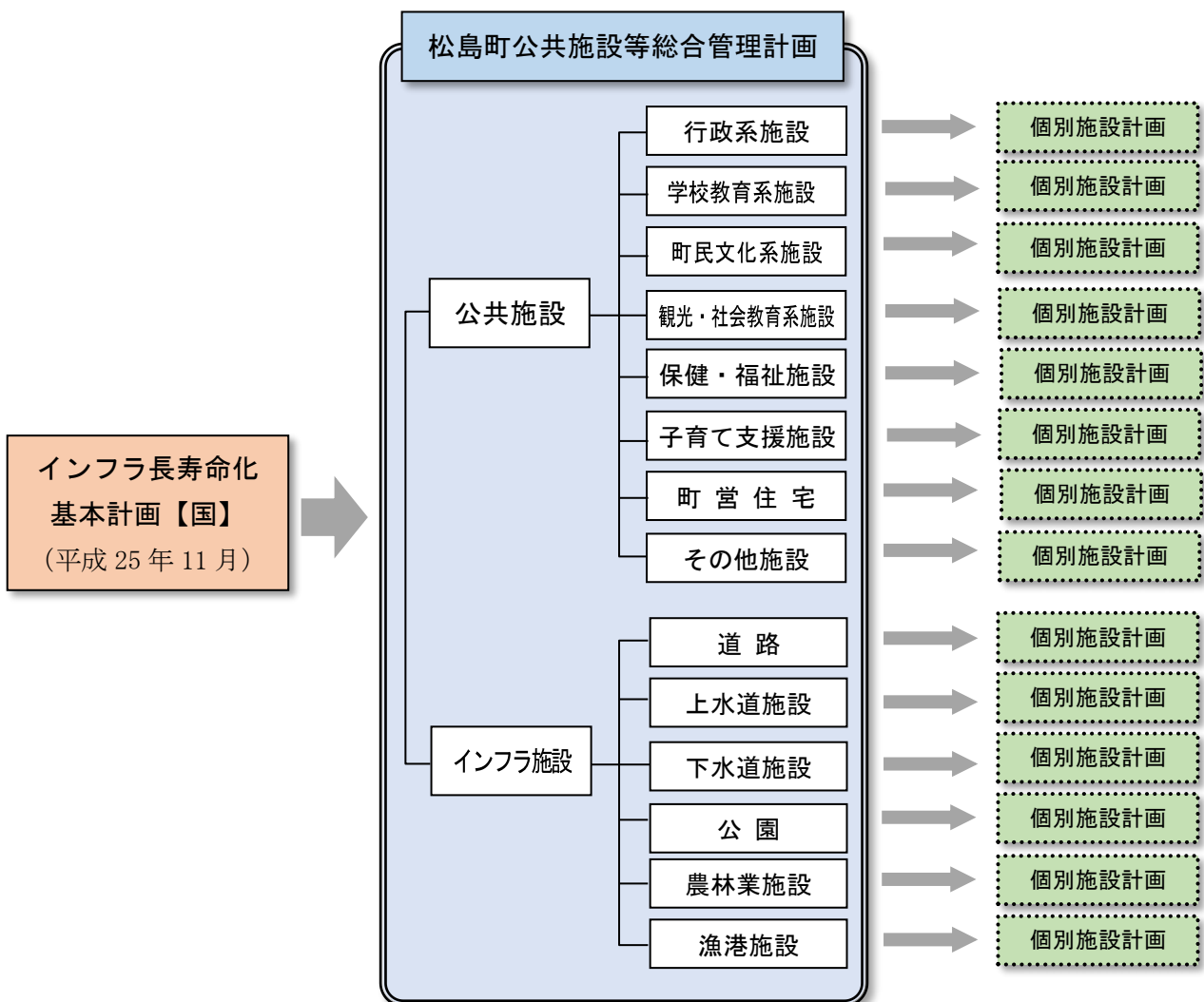
2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

公共施設等総合管理計画は、本町の公共施設等に関する長期的・総合的な管理方針を提示するものであり、また老朽化・耐震性等の観点から喫緊に対応すべき公共施設の管理方針等を併せて示すものです。そのため、本計画の方針と整合させつつ、個別施設（分類別）ごとに管理方針等を示した「個別施設（長寿命化）計画」を順次策定し、具体的な運用を図るものとします。

また、本町の公共施設等のマネジメントに当たっては、将来的に維持管理・更新費用の増加が見込まれるため、財政との調整により数年かけて平準化を図るなど段階的な更新に配慮することとします。

【松島町公共施設等総合管理計画と個別施設計画との関係】



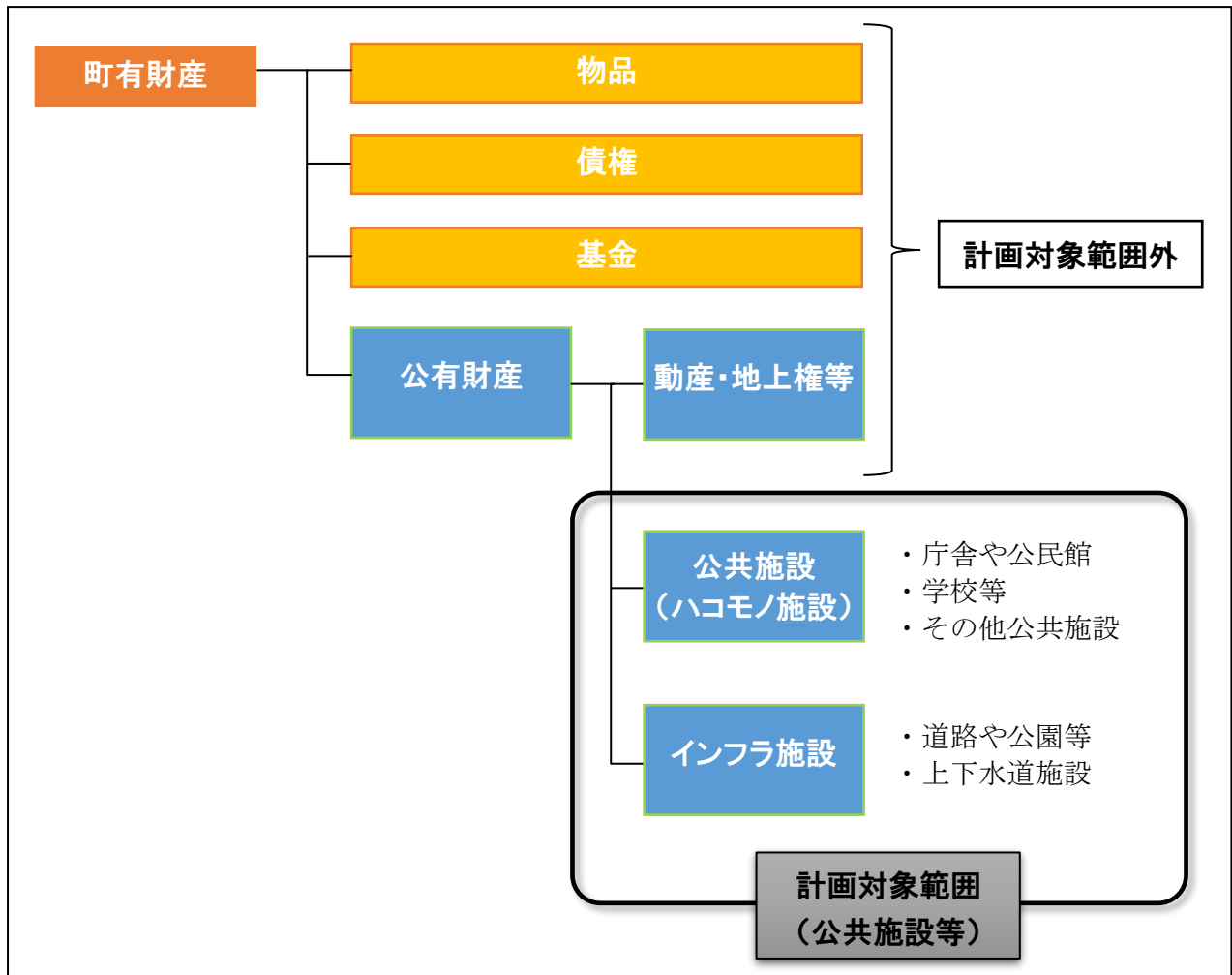
(2) 計画期間

現存の公共施設等の寿命が今後数十年に及ぶことから、長期的な視点をもって維持・更新・統廃合等を実施する必要があります。したがって、本計画の期間は、平成 30 (2018) 年度から令和 29 (2047) 年度までの 30 年間とし、平成 30 (2018) 年度から令和 9 (2027) 年度までの 10 年間を第 1 期とします。以降は、10 年間毎に本計画の見直しを行うことを基本としますが、個別施設（長寿命化）計画の策定状況や財政状況等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

(3) 計画の対象範囲

本計画は、公有財産のうち公共施設及びインフラ施設を対象とし、これら公共施設等の維持管理に係る指針とします。

<計画対象範囲>



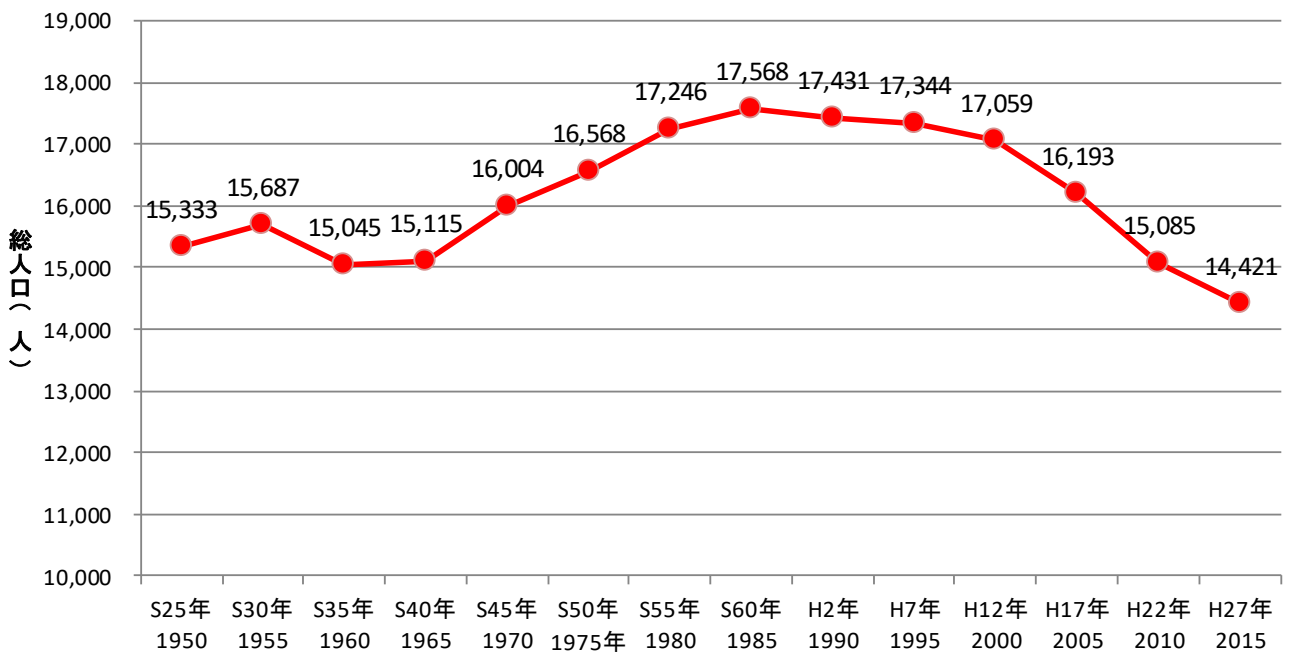
3 公共施設等に係る現況の整理

本町の公共施設等に係る現況として、人口動向や財政状況、公共施設等の現況について整理します。なお、公共施設等の維持管理、修繕及び更新等に係る中長期的な費用、財政状況及び充当可能な財源の見込み等については、一般財団法人地域総合整備財団が提供している公共施設等更新費用試算ソフト(Ver. 2.10)に基づき把握します。

(1) 人口動向

① 総人口の推移

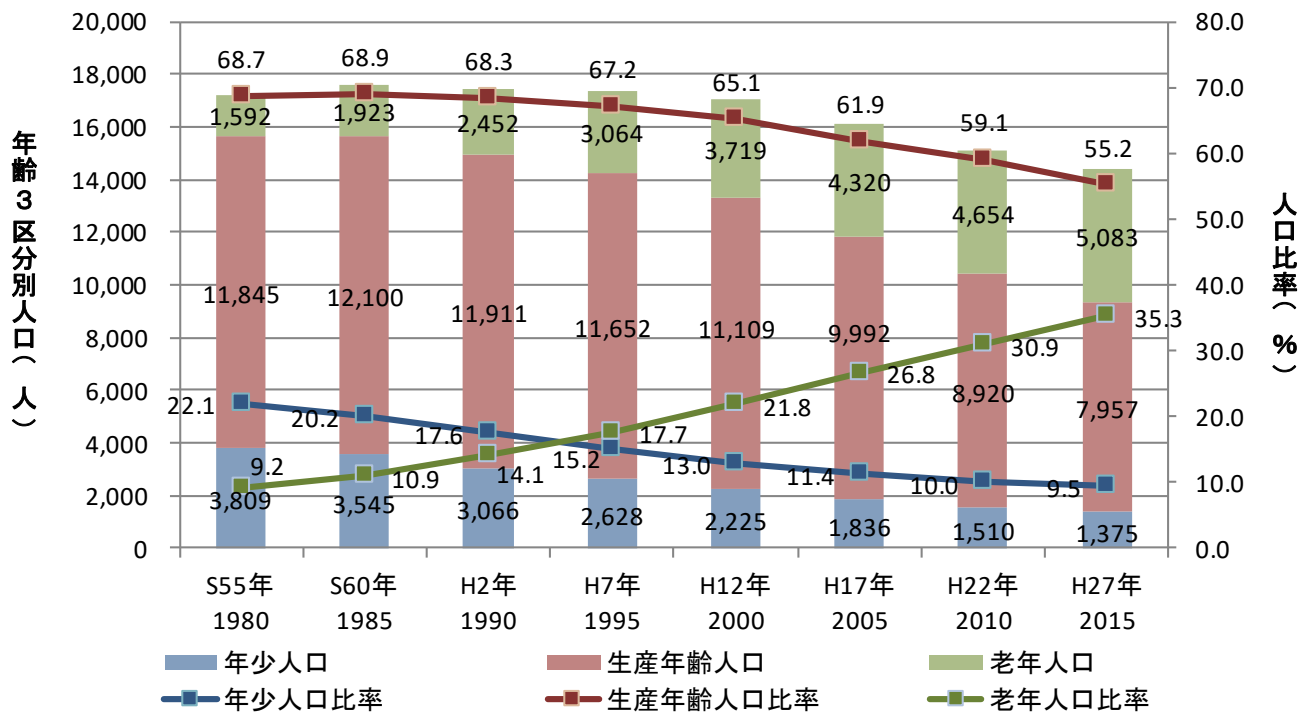
本町の人口は、昭和 60 (1985) 年の 17,568 人をピークに減少傾向にあり、近年減少率が徐々に高くなってきています。平成 27 (2015) 年では 14,421 人と 30 年で約 18% の減少となっています。



資料：国勢調査

②年齢3区分別人口の推移

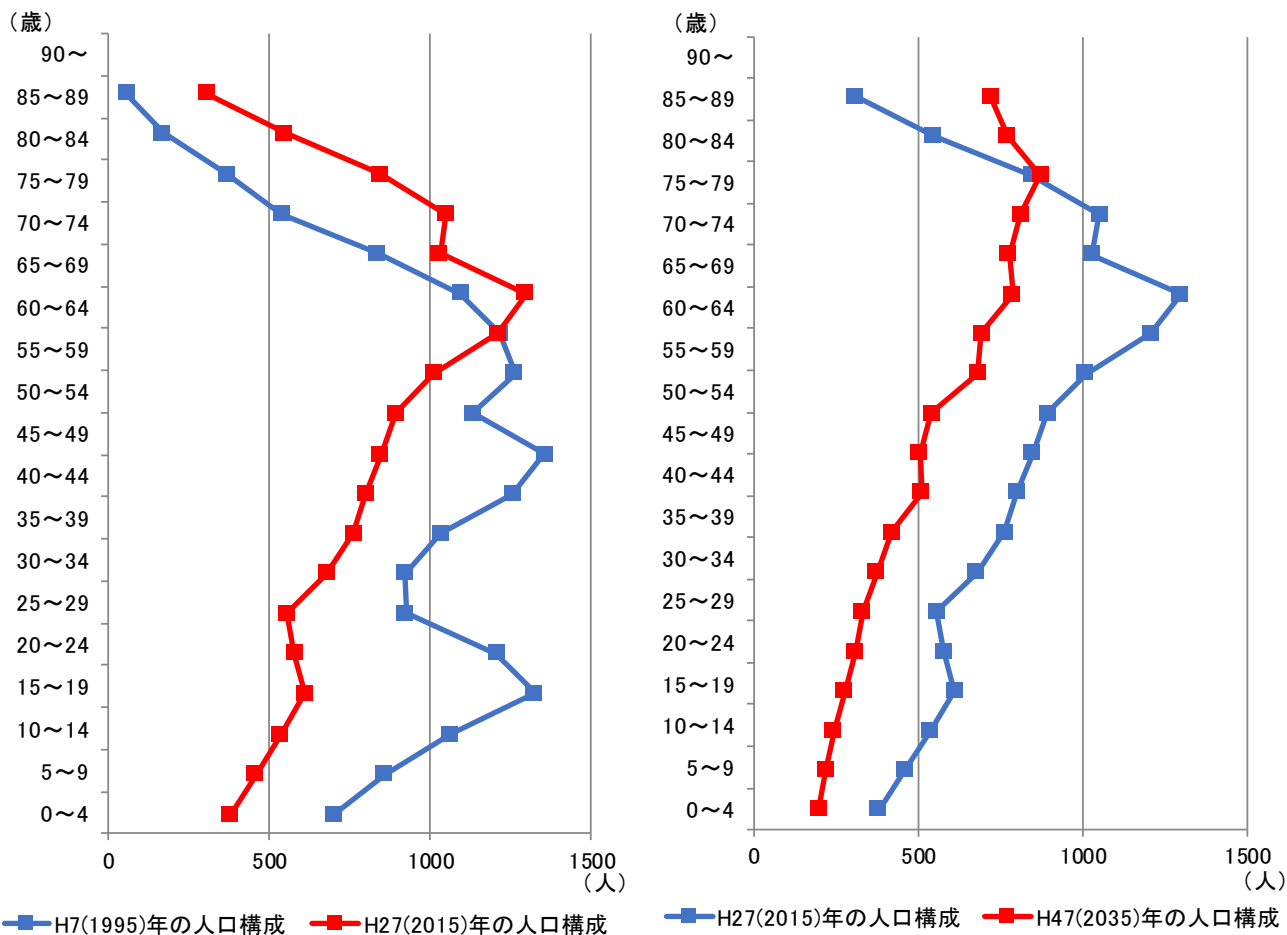
平成 27 年現在において、本町の年少人口（15 歳未満人口）比率は 9.5%で減少傾向、老年人口（65 歳以上人口）比率は 35.3%で増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。また、生産年齢人口（15～64 歳人口）は 55.2%となっており、減少傾向が続いています。



資料：国勢調査

③ 5 歳階級別人口見込み

国立社会保障・人口問題研究所推計による将来人口動向から、平成 7（1995）年～平成 27（2015）年、平成 27（2015）年～平成 47（令和 17/2035）年のそれぞれ 20 年間の人口構造の変化を見ると、総人口の減少率が高まっています。また、年少人口及び生産年齢人口は減少が続き、一方で老年人口は増加が続いており、人口減少及び少子高齢化が一層進行する見込みとなっています。

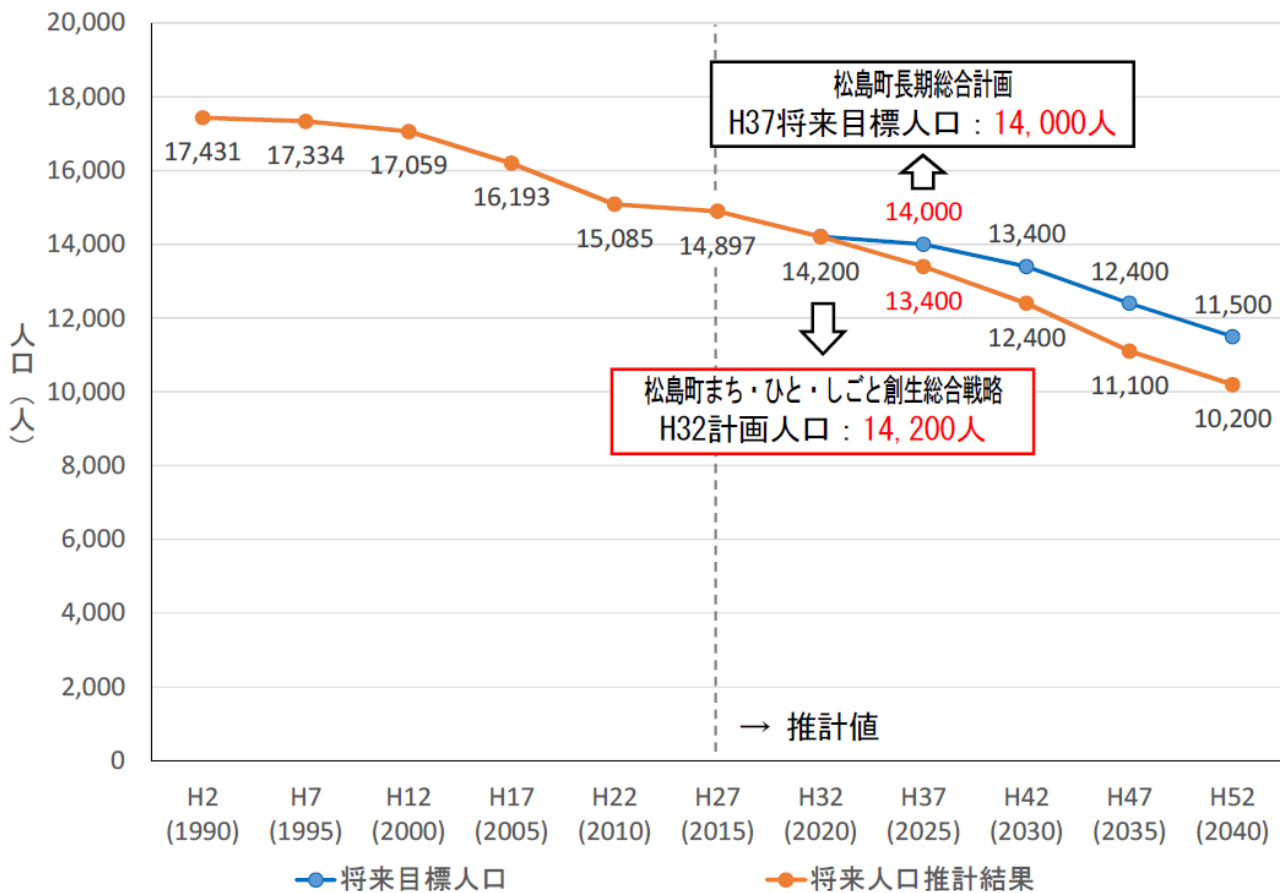


	H7(1995)年 17,344人	H27(2015)年 14,415人	増減率 -16.9%		H27(2015)年 14,415人	H47(2035)年 10,037人	増減率 -30.4%
老年人口 (65歳～)	17.7%	35.3%	17.6%	老年人口 (65歳～)	35.3%	47.2%	12.0%
生産年齢人口 (15～64歳)	67.2%	55.2%	-12.0%	生産年齢人口 (15～64歳)	55.2%	46.2%	-9.0%
年少人口 (0～14歳)	15.2%	9.5%	-5.6%	年少人口 (0～14歳)	9.5%	6.6%	-3.0%

資料：日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月国立社会保障・人口問題研究所推計）

④将来目標人口と計画人口

松島町長期総合計画においては、本町の平成 32（令和 2/2020）年における将来目標人口（計画人口）を 14,200 人と設定しており（住民基本台帳上は 13,594 人：令和 3 年 3 月末時点）、平成 52（令和 22/2040）年には 11,500 人に減少すると推計しています。



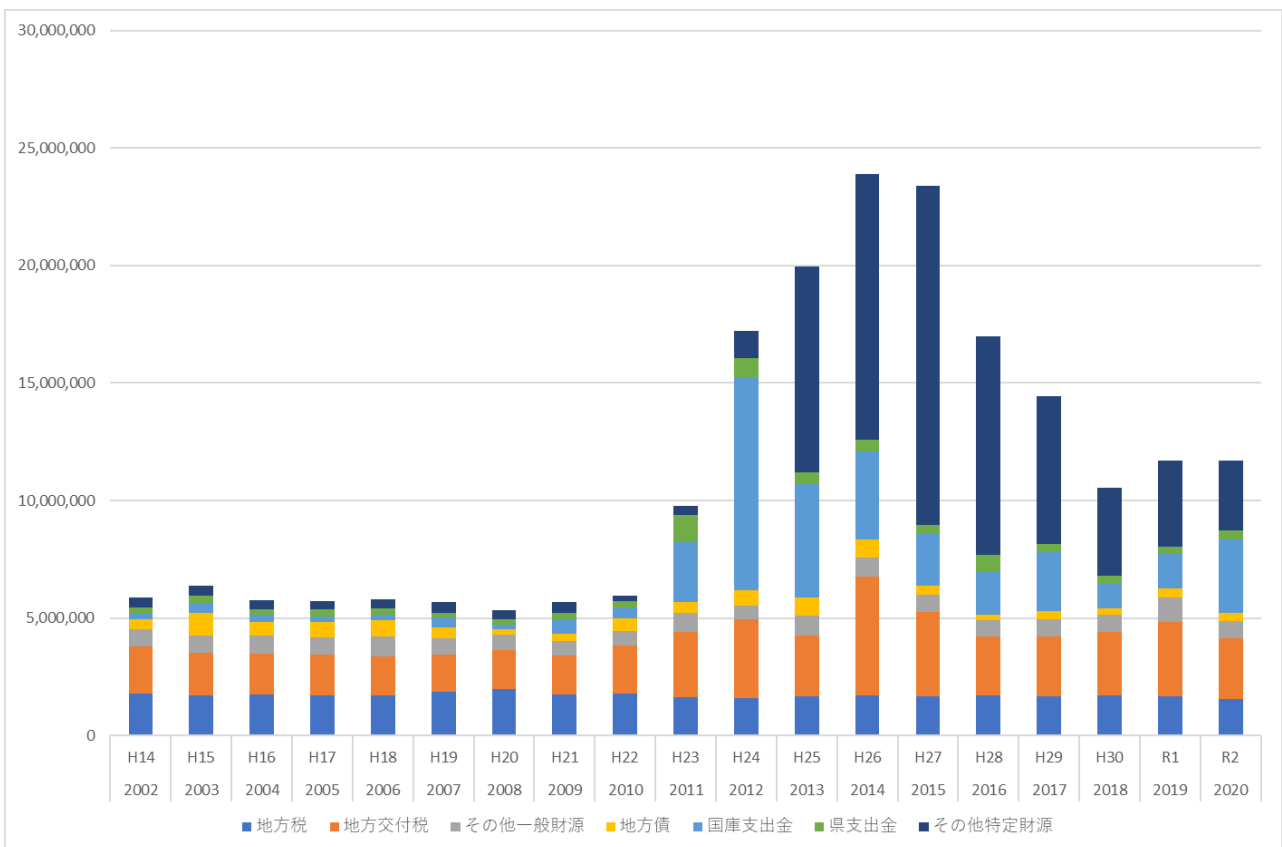
(2) 財政

財政状況の推移と投資的経費の置かれている状況を把握するため、普通会計決算の歳入決算額の推移、歳出決算額の推移、歳出決算額の性質別内訳、投資的経費の推移及び内訳を把握します。

①歳入決算額の推移（普通会計決算）

歳入合計額は、震災前は60億円程度であり、地方交付税や地方税がそれぞれ20億円程度と多くを占めていました。震災後において地方交付税や地方税は概ね横ばいとなっていますが、国庫支出金やその他特定財源が急増し、歳入合計額は平成26（2014）年度に約239億円とピークとなり、震災前の4倍程度となっています。その後歳入合計額は減少しましたが、平成30（2018）年度においても約106億円となっています。令和元年度及び2年度については、新型コロナウイルス感染症対応事業に係る国庫支出金により増加傾向にあります。令和3年度以降は震災前の規模に戻る見込みです。

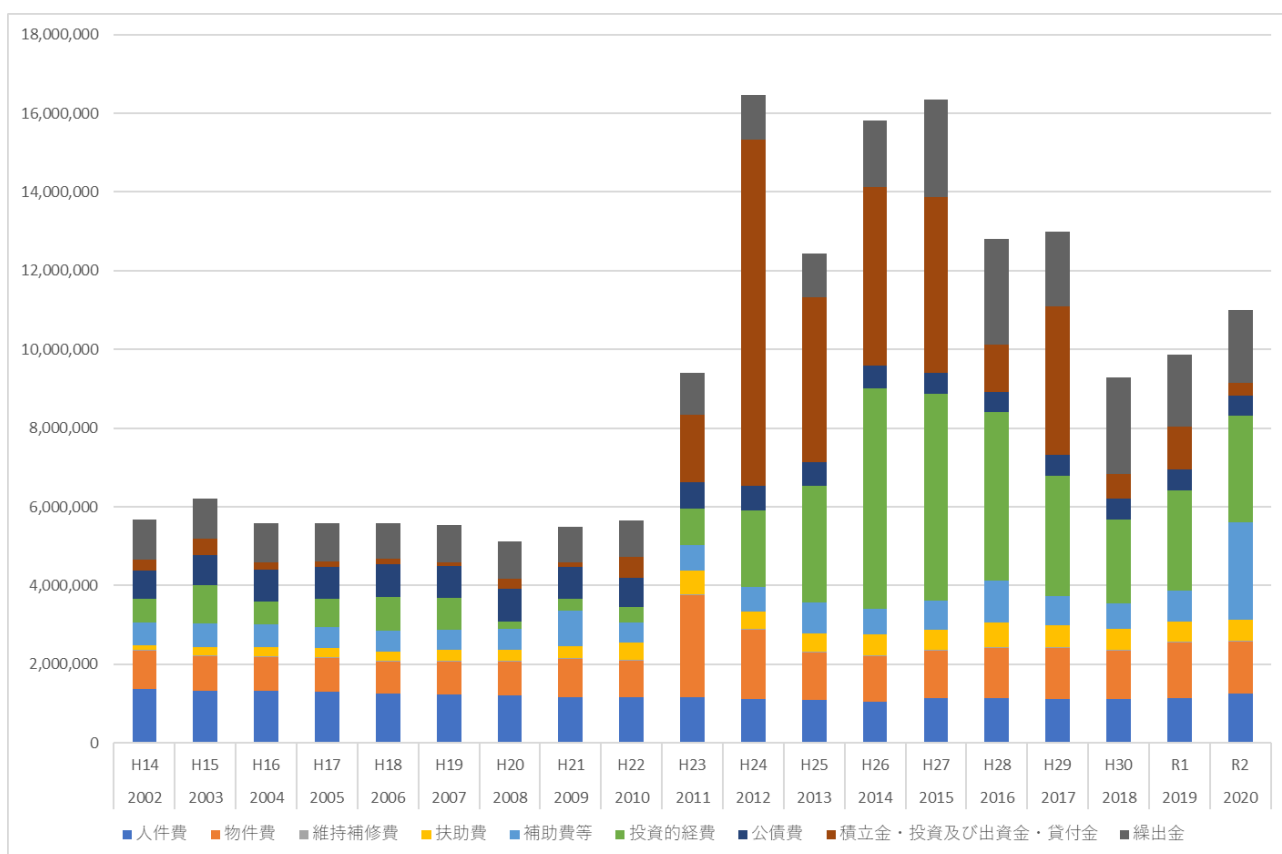
(千円)



②歳出決算額の推移（普通会計決算）

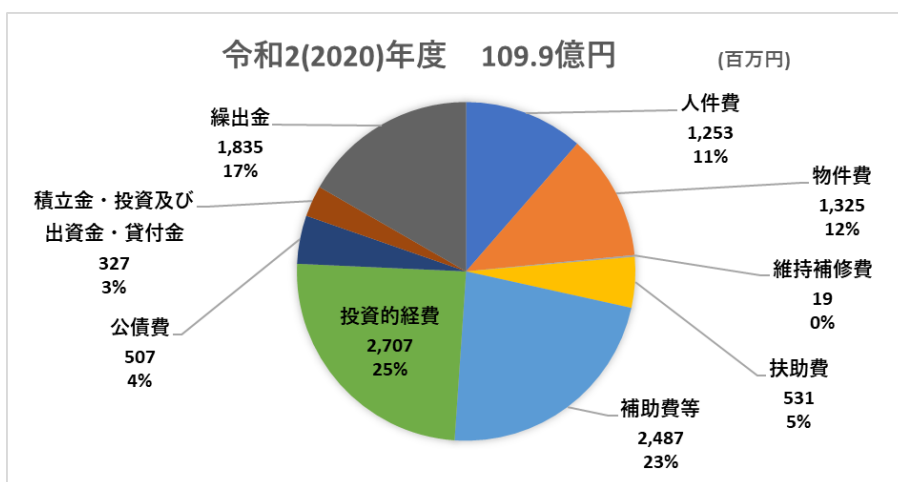
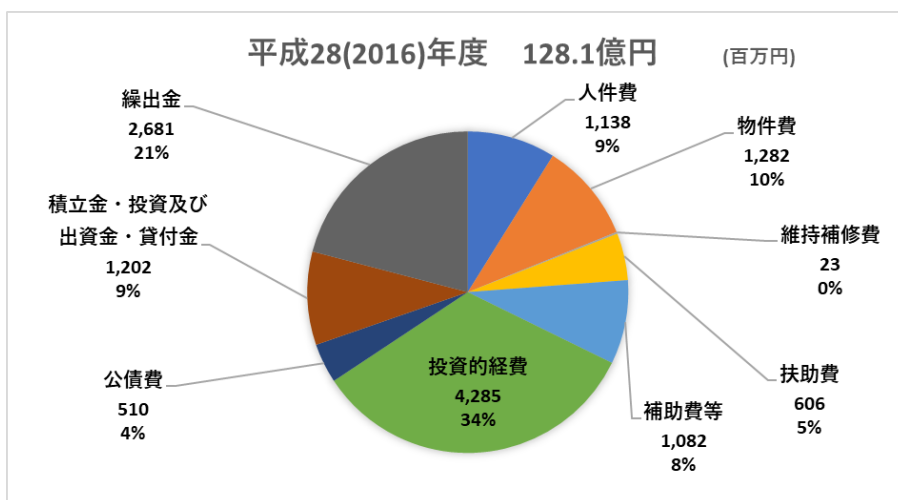
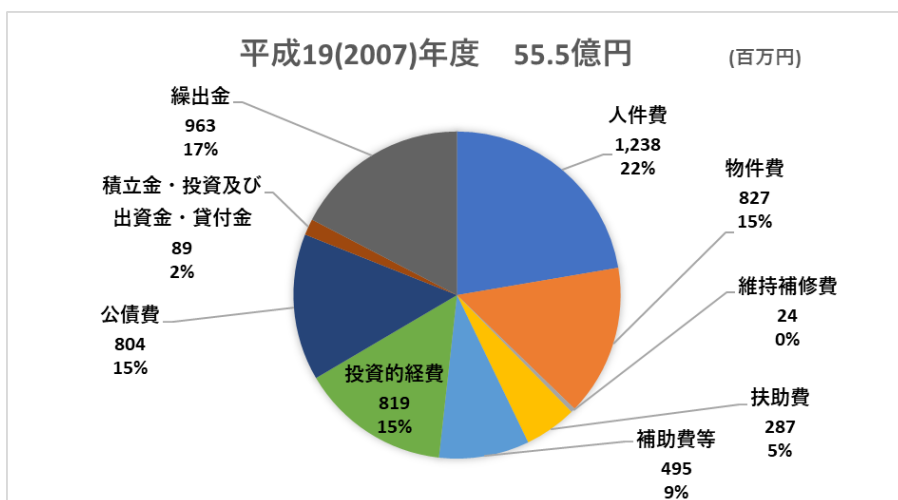
歳出合計額は、震災前は60億円程度であり、人件費が12億円程度、物件費が8億円程度となっていました。震災後において人件費や物件費は概ね横ばいとなっていますが、投資的経費や積立金・投資及び出資金・貸付金が急増し、歳出合計額は平成24（2012）年度に約165億円とピークとなり、震災前の3倍程度となっています。その後少しずつ減少していき、平成30（2018）年度において歳出合計額は約93億円となっています。令和元年度及び2年度については、新型コロナウイルス感染症対応事業費により増加傾向にありますが、令和3年度以降は震災前の規模に戻る見込みです。

(千円)



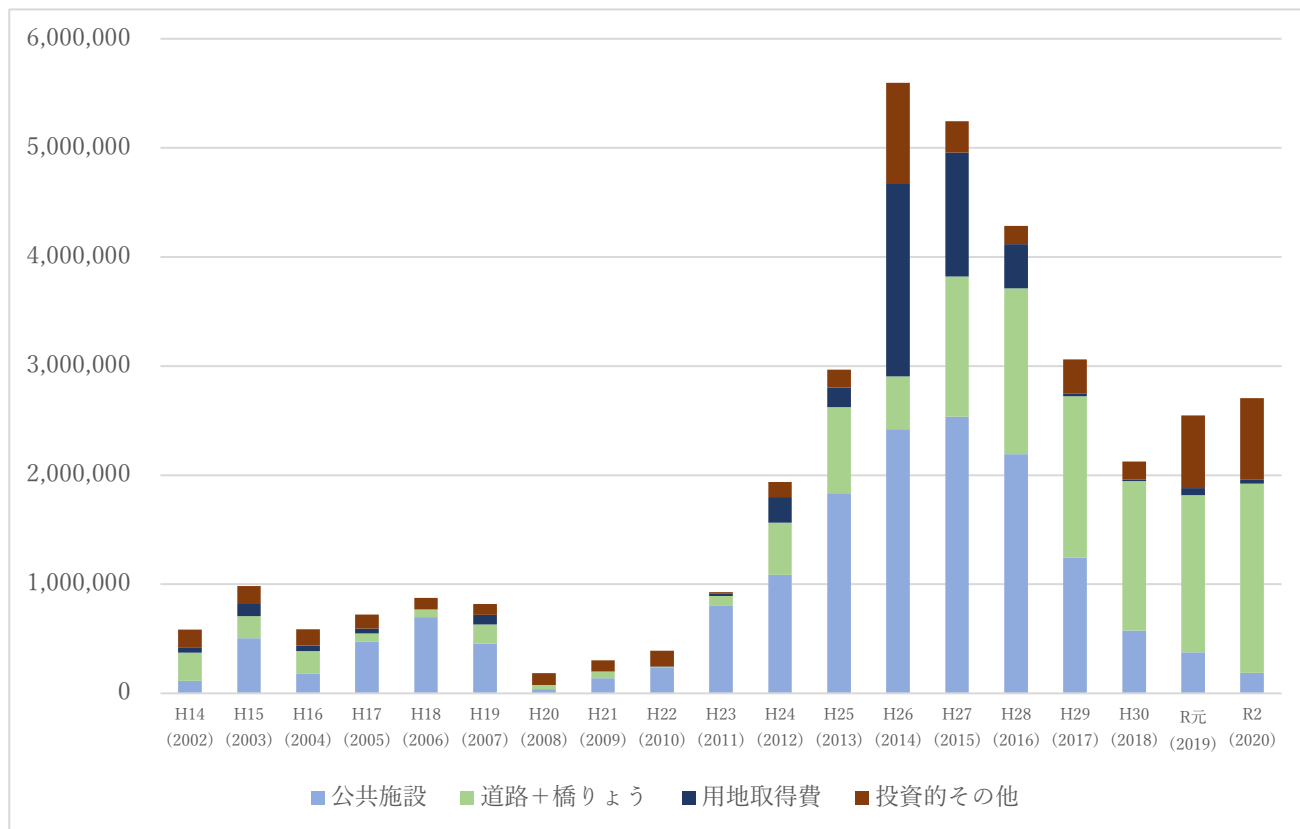
③歳出決算額の性質別内訳（普通会計決算）

平成19（2007）年度の歳出決算額の内訳は、人件費が約22%で最も多く、次いで繰出金が約17%、物件費が約15%、投資的経費が約15%となっています。平成28（2016）年度の歳出決算額の内訳は、投資的経費が約34%で最も多く、次いで繰出金が約21%、物件費が約10%となっています。震災後において、投資的経費の占める割合が2倍以上となっており、復旧・復興事業のための投資的経費が増加したことがうかがえます。令和2（2020）年度においてはその傾向が緩和され、投資的経費が約25%となっており、今後も減少する見込みです。



④投資的経費の推移及び内訳（普通会計決算）

投資的経費の合計額は、震災前は平均して5億円程度でしたが、平成26（2014）年度には約56億円とピークとなり、震災前の11倍程度となっています。震災後において、平成23（2011）年度からは公共施設に係る投資的経費、平成26（2014）年度からは公共施設、道路及び橋りょうに係る用地取得費、平成27（2015）年度からは道路及び橋りょうに係る投資的経費が急増しています。その後投資的経費は減少しましたが、平成30（2018）年度においても約21億円となっています。令和元年度及び2年度については、新型コロナウイルス感染症対応事業費により増加傾向にありますが、令和3年度以降は震災前の規模に戻る見込みです。



⑤有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産の減価償却率は、地方公会計財務書類を最初に作成した平成29（2017）年度には事業用資産・インフラ資産合計で59.2%でしたが、2年後の令和元（2019）年度には60.9%となり、今後も増加が見込まれています。当町は震災後、観光客を含めた規模の避難施設を多く新設しており、それらが減価償却率を押し下げているので、既存施設については数字以上に深刻な状況にあります。

(千円)

	H29(2017)			H30(2018)			R1(2019)		
	資産額	減価償却累計額	減価償却率	資産額	減価償却累計額	減価償却率	資産額	減価償却累計額	減価償却率
事業用資産	14,746,425	8,245,806	55.9%	14,777,674	8,573,876	58.0%	14,940,172	8,894,741	59.5%
インフラ資産	81,905,510	48,985,341	59.8%	84,963,895	50,844,628	59.8%	86,366,725	52,769,385	61.1%
合計	96,651,935	57,231,147	59.2%	99,741,569	59,418,504	59.6%	101,306,897	61,664,126	60.9%

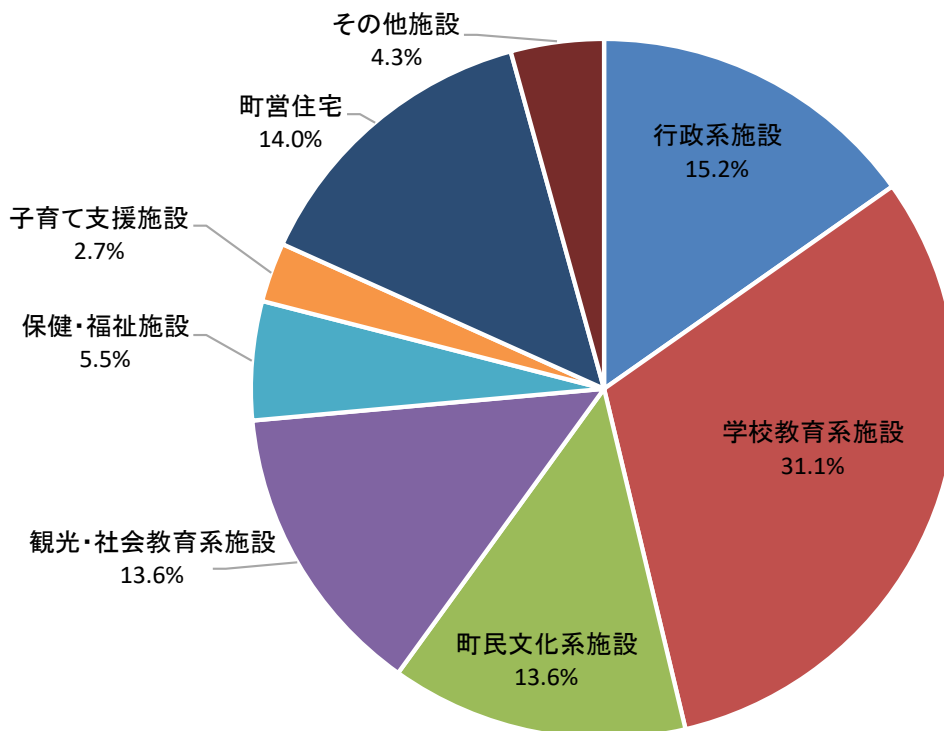
各年度 松島町地方公会計財務書類全体会計貸借対照表より

(3) 公共施設

①延床面積の内訳

平成 29 (2017) 年度時点の公共施設の総延床面積は約 7.4 万㎡であり、各大分類が占める割合は、学校教育系施設（学校・幼稚園等）が約 31%で最も多く、次いで行政系施設（庁舎等・消防施設）が 15%、町営住宅が約 14%、町民文化系施設（文化施設・集会施設）が約 14%、観光・社会教育系施設が約 14%となっています。

なお施設数においては、行政系施設、町民文化系施設が 31 施設と最も多くなっており、集会施設や避難所等がコミュニティ施設として、それぞれの地区に配置されていることがうかがえます。



大分類	施設数	延床面積(㎡)
行政系施設	31	11,287
学校教育系施設	8	23,118
町民文化系施設	31	10,119
観光・社会教育系施設	11	10,138
保健・福祉施設	6	4,078
子育て支援施設	4	2,041
町営住宅	8	10,371
その他施設	25	3,165
合計	124	74,317

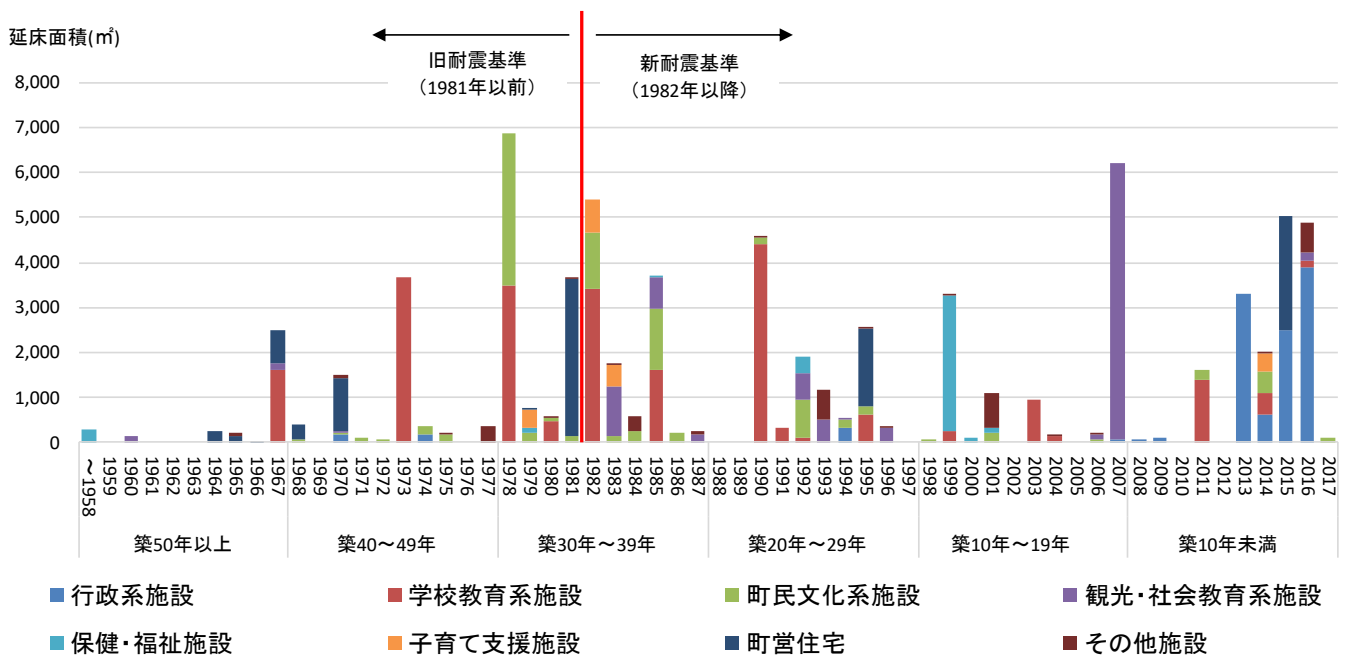
<対象施設の分類表>

大分類	中分類	主な施設	施設数	延床面積 (㎡)
行政系施設			31	11,287
	庁舎等	町役場	1	3,300
	消防施設	消防車庫等	7	625
	その他行政系施設	避難所、備蓄倉庫等	23	7,362
学校教育系施設			8	23,118
	学校	小学校、中学校	4	21,241
	幼稚園	幼稚園	3	1,251
	その他教育施設	学校給食センター	1	626
町民文化系施設			31	10,119
	文化施設	文化観光交流館	1	3,124
	集会施設	交流センター、集会場等	30	6,995
観光・社会教育系施設			11	10,138
	スポーツ施設	フットボールセンター等	4	7,833
	レクリエーション施設・ 観光施設	勤労青少年ホーム等	4	1,694
	博物館等	観瀾亭、干拓資料館	3	611
保健・福祉施設			6	4,078
	保健福祉施設	保健福祉センター	1	2,864
	高齢福祉施設	健康館、老人ふれあいの家等	4	1,069
	障害福祉施設	地域活動支援センター	1	145
子育て支援施設			4	2,041
	幼児・児童施設	児童館	1	424
	保育園・こども園	保育所	3	1,617
町営住宅			8	10,371
	町営住宅	町営住宅等	8	10,371
その他施設			25	3,164
	産業系施設	農村環境改善センター等	8	2,175
	その他	公衆便所等	17	990
合計			124	74,317

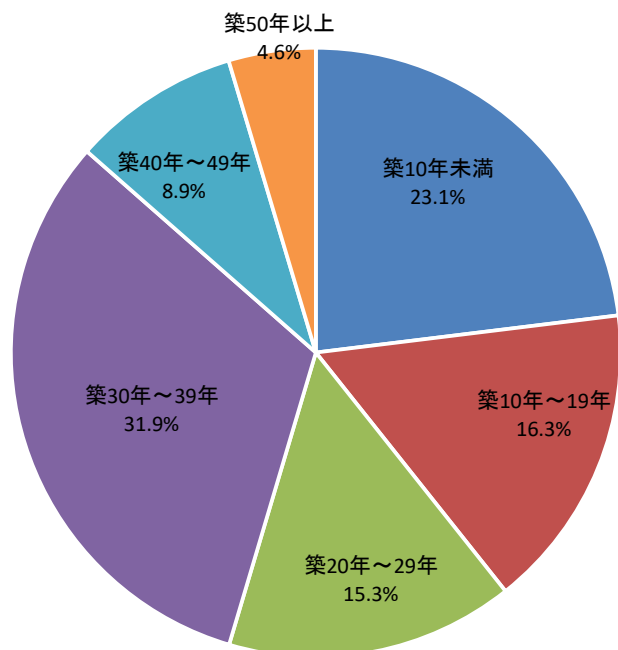
②年度別整備延床面積

公共施設の年度別整備延床面積を見ると、築30年程度の施設が約32%と最も多くなっており、次いで築10年未満の施設が約23%、築10年程度の施設が約16%となっています。築30年程度の施設には、学校教育系施設や町民文化系施設（文化観光交流館・交流センター）、町営住宅が多く、築10年未満の施設には、復興事業により整備された行政系施設（避難所・備蓄倉庫等）や町営住宅が多く見られます。

なお、平成29（2017）年度時点の町民一人当たりの面積は約5.0㎡/人となっていますが、近隣2市2町が約2.7～3.6㎡/人であることから、本町は一人当たりの面積が多くなっていることがうかがえます。

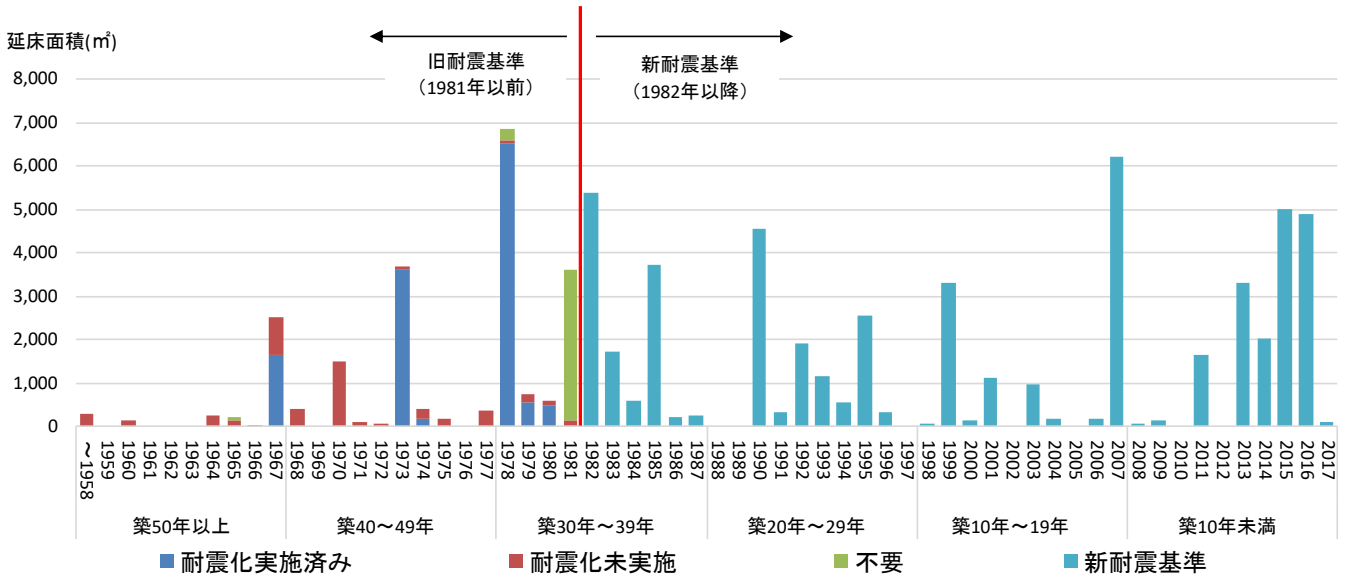


経過年数	延床面積(㎡)
築10年未満	17,132
築10年～19年	12,087
築20年～29年	11,353
築30年～39年	23,696
築40年～49年	6,615
築50年以上	3,434
合計	74,317

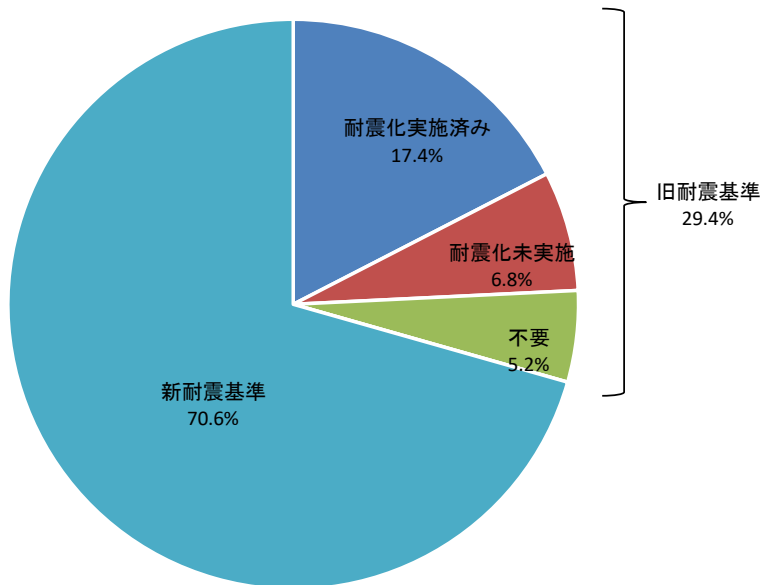


③耐震化の状況

平成 29 (2017) 年度時点において、旧耐震基準 (昭和 56 (1981) 年以前) の施設は約 29%となっており、そのうち耐震化実施済みとなっている施設は約 17%、耐震化未実施の施設は約 7%、不要の施設は約 5%となっています。新耐震基準 (昭和 57 (1982) 年以後) の施設は約 71%となっています。



耐震化状況		延床面積(m ²)
旧耐震基準	耐震化実施済み	12,955
	耐震化未実施	5,047
	不要	3,851
		21,853
新耐震基準		52,464
合計		74,317

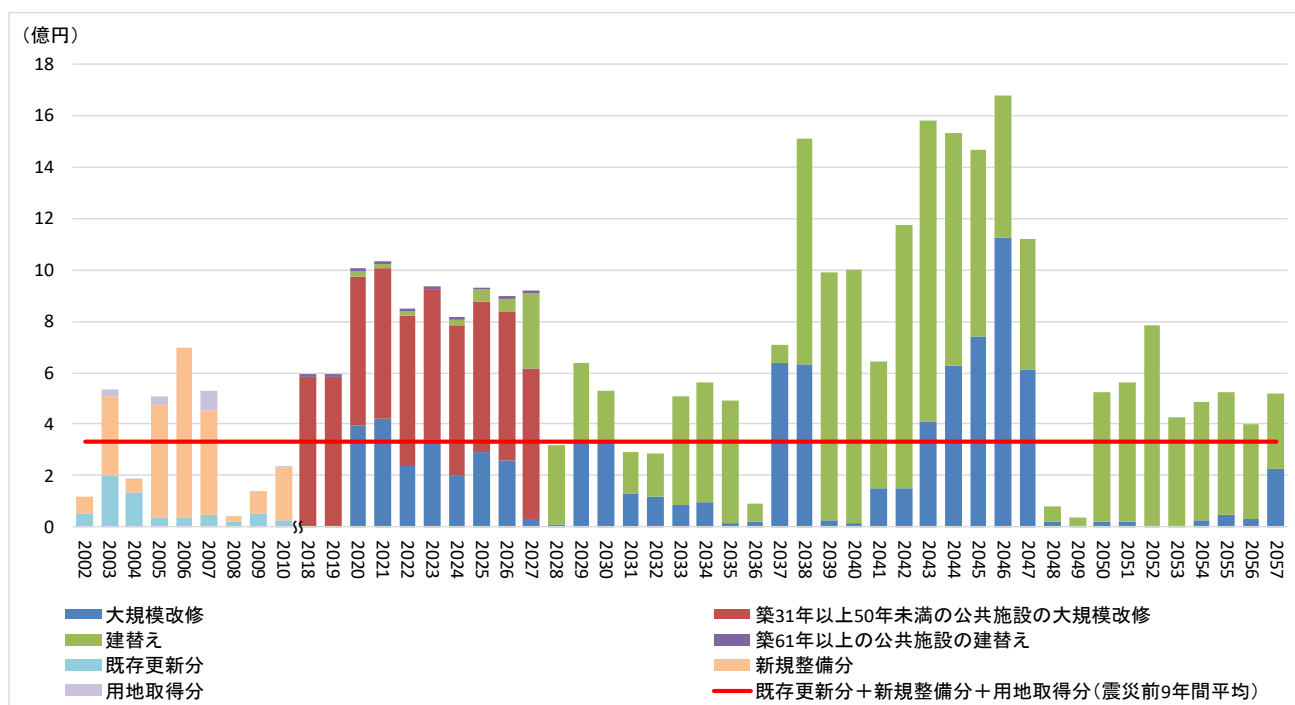


④将来の更新費用の推計

公共施設等の大分類ごとに、建替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定し、延べ床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

試算結果を見ると、40年間の更新費用総額は約301億円であり、年間の更新費用は約7.5億円となっています。一方、公共施設に係る投資的経費の震災前直近9年間平均は約3.3億円となっており、年間の更新費用(約7.5億円)を約4.2億円下回っています。また、概ね30年後の2040年代においては、築30年程度の施設の建替えや復興事業により整備した築10年未満の施設の大規模改修が特に集中する見込みとなっています。

なお、投資的経費の算定期間については、復旧・復興事業により投資的経費が大幅に増加したため、震災以後(平成23(2011)年度以後)を除外しています(インフラ施設においても同様)。



40年間の更新費用総額	年間更新費用の試算	震災前直近9年間投資的経費	投資的経費－年間更新費用
300.6億円	7.5億円	3.3億円	△4.2億円

※公共施設等更新費用試算ソフト(Ver. 2.10)による試算結果

【更新の考え方】

- ・建築物の耐用年数は60年と仮定（建設後30年で建築物の大規模改修、その後30年で建て替えると仮定）
- ・試算の時点で、建設時からの経過年数が31年以上50年未満のものについては今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定
- ・建設時より50年以上経ているものについては建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建て替えると仮定

＜更新（建替え）及び大規模改修の単価＞

更新（建替え）	
町民文化系、行政系施設等	40万円/㎡
観光・社会教育系、保健・福祉施設等	36万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等	33万円/㎡
町営住宅	28万円/㎡

大規模改修	
町民文化系、行政系施設等	25万円/㎡
観光・社会教育系、保健・福祉施設等	20万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等	17万円/㎡
町営住宅	17万円/㎡

※公共施設等更新費用試算ソフト(Ver. 2.10)における単価設定

更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に更新費用単価を設定

(4) インフラ施設

本町のインフラ施設である道路、上水道施設、下水道施設、公園、農林業施設、漁港施設の延長、面積については以下に示すとおりです。なお、公共施設等更新費用試算ソフト(Ver. 2.10)の対象となっているインフラ施設である道路、上水道施設、下水道施設の詳細について次頁以降に示します。

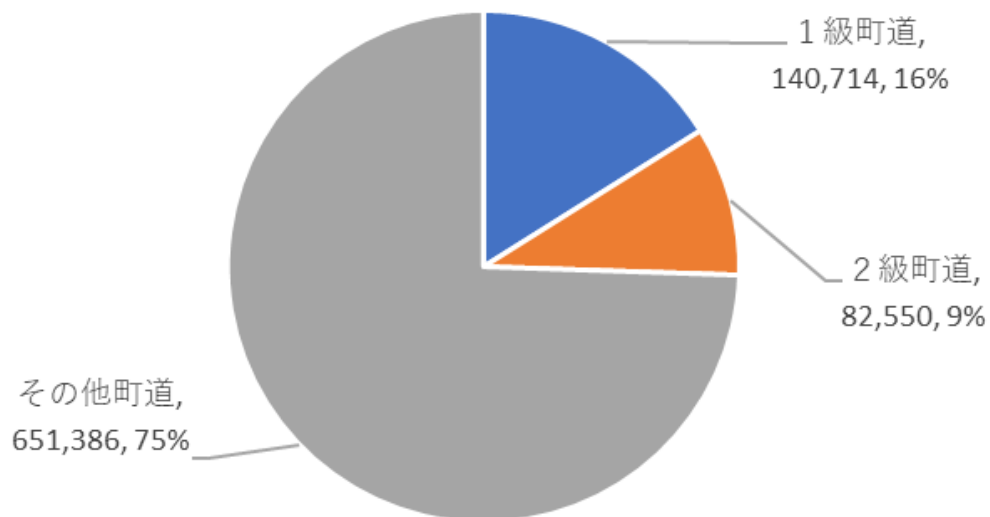
<インフラ施設の概況>

大分類	中分類	主な施設等	施設数	延長(m)	面積(㎡)	備考
道路	町道		368	165,121	874,650	更新費用 推計対象
		1級町道	7	16,800	140,714	
		2級町道	8	15,536	82,550	
		その他町道	353	132,785	651,386	
	橋りょう		63	770	4,953	更新費用 推計対象
		PC橋	8	60	245	
		RC橋	51	520	3,280	
		鋼橋	4	190	1,428	
	トンネル		5	334	—	
	上水道施設	上水処理施設	浄水場	2	—	1,159
管路			—	134,437	—	
		導水管	—	6,228	—	
		送水管	—	14,819	—	
		配水管	—	113,390	—	
下水道施設	下水処理施設	浄化センター等	7	—	6,073	更新費用 推計対象
	管路		—	51,024	—	
		コンクリート管	—	7,087	—	
		塩ビ管	—	42,242	—	
		その他	—	1,695	—	
公園	公園		24	—	28,955	
	農村公園		3	—	14,216	
	海浜公園		1	—	81,935	
農林業施設	農道		543	126,748	—	
		一定要件農道	19	15,024	—	
		一定要件外農道	524	111,724	—	
	林道	普通林道	1	300	—	
	ため池		107	—	—	
漁港施設	古浦漁港	岸壁	8	186	—	
		防潮堤	1	77	—	
	名籠漁港	岸壁	9	485	—	
		防波堤	1	180	—	
		防潮堤	1	220	—	
	銭神漁港	岸壁	4	143	—	
		防波堤	1	54	—	
防潮堤		1	396	—		

① 道路

①町道_分類別面積

町道の分類別面積の占める割合は、その他町道が約75%と最も多く、次いで1級町道が約16%、2級町道が約9%となっており、幹線としての役割を持つ1級・2級町道は全体の約25%となっています。



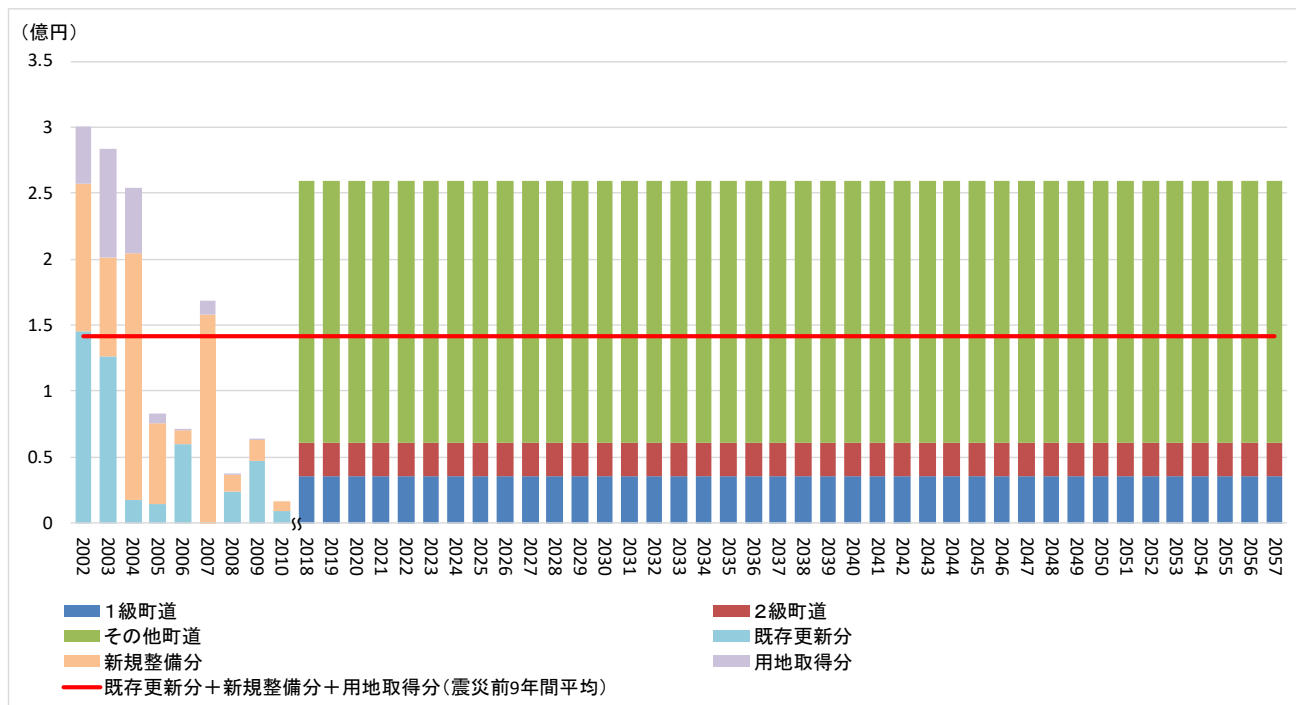
道路分類	施設数	延長(m)	面積(m ²)
1級町道	7	16,800	140,714
2級町道	8	15,536	82,550
その他町道	353	132,785	651,386
合計	368	165,121	874,650

※令和3年3月31日現在

②町道_分類別面積による将来の更新費用の推計

町道については、分類別整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

試算結果を見ると、40年間の整備額は約104億円であり、年間の整備額は約2.6億円となっています。なお、道路に係る投資的経費の震災前直近9年間平均は約1.4億円となっており、年間の整備額を約1.2億円下回っています。なお、幹線としての役割を持つ1級・2級町道の更新費用は合わせて約0.6億円となっており、充当可能となっています。



40年間の更新費用総額	年間更新費用の試算	震災前直近9年間投資的経費	投資的経費－年間更新費用
103.8億円	2.6億円	1.4億円	△1.2億円

※公共施設等更新費用試算ソフト(Ver. 2.10)による試算結果

【更新の考え方】

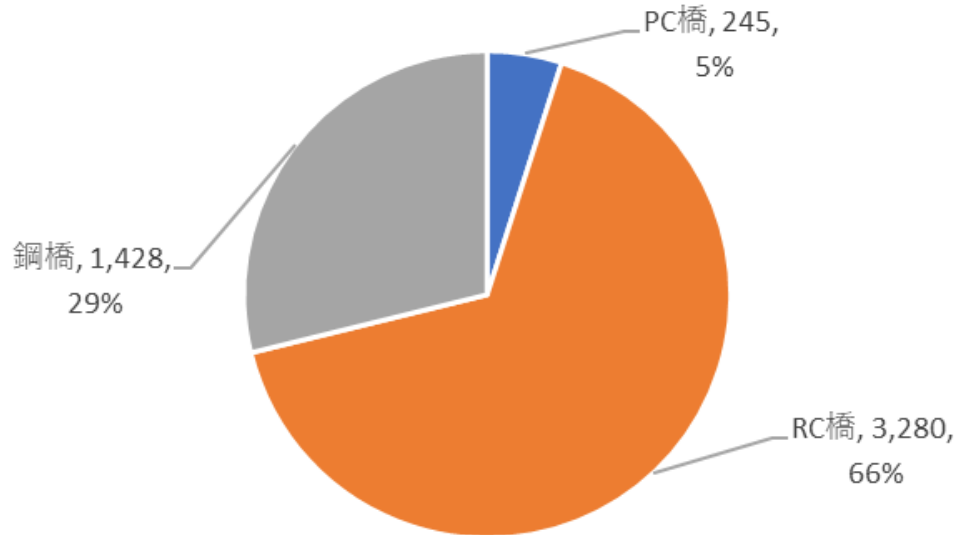
- 町道の分類別面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定して試算
- <更新単価>

一般道路	4,700円/m ²
------	-----------------------

※公共施設等更新費用試算ソフト(Ver. 2.10)における単価設定

③橋りょう__構造別面積

橋りょうの構造別面積の占める割合は、RC（鉄筋コンクリート）橋が約66%と最も多く、次いで鋼橋が約29%、PC（プレストレスト・コンクリート）橋が約5%となっています。



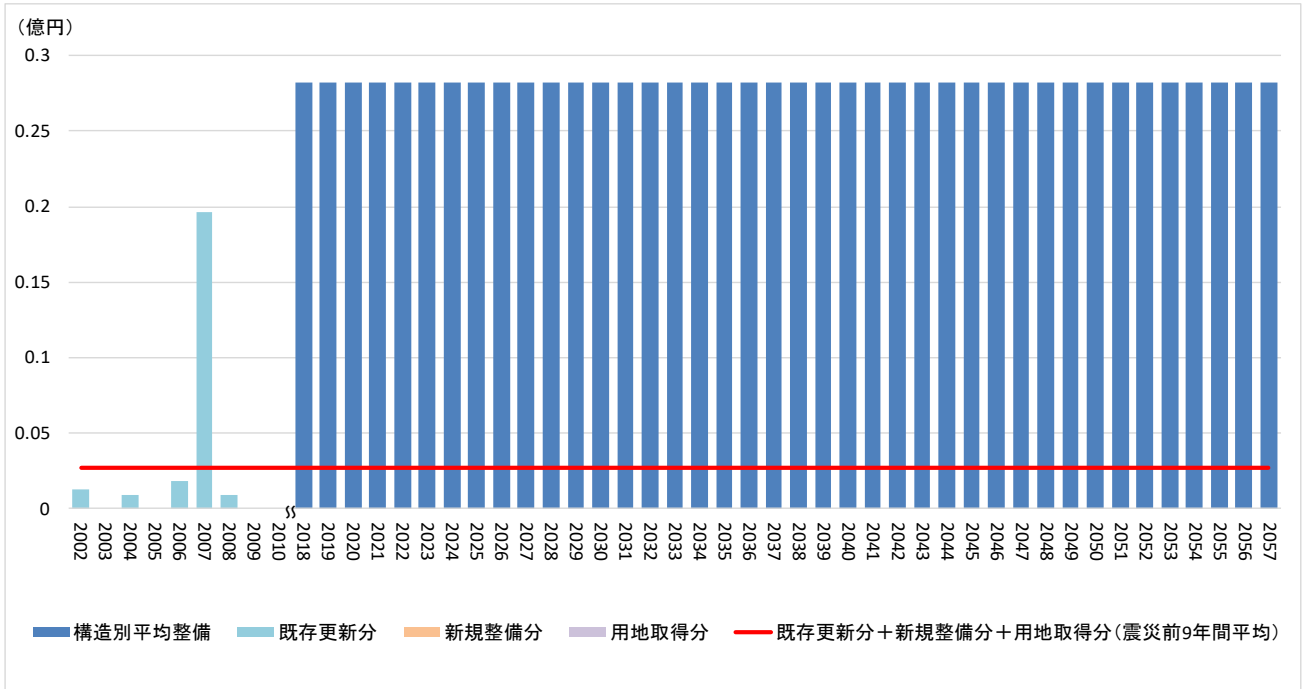
構造分類	施設数	延長(m)	面積(m ²)
PC 橋	8	60	245
RC 橋	51	520	3,280
鋼橋	4	190	1,428
合計	63	770	4,953

※令和3年3月31日現在

④橋りょう_構造別面積による将来の更新費用の推計

橋りょうについては、構造別面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

試算結果を見ると、40年間の整備額は約11億円であり、年間の整備額は約0.3億円となっています。なお、橋りょうに係る投資的経費の震災前直近9年間平均は約0.03億(300万円)となっており、年間の整備額を約0.27億円下回っています。



40年間の更新費用総額	年間更新費用の試算	震災前直近9年間投資的経費	投資的経費－年間更新費用
11.3億円	0.3億円	0.03億円	△0.27億円

※公共施設等更新費用試算ソフト(Ver.2.10)による試算結果

【更新の考え方】

- ・構造別面積に対し、それぞれの面積を更新年数（法定耐用年数60年）で割った面積を1年間の更新量と仮定し、それぞれの更新費用を乗じることにより更新費用を試算

＜更新単価＞

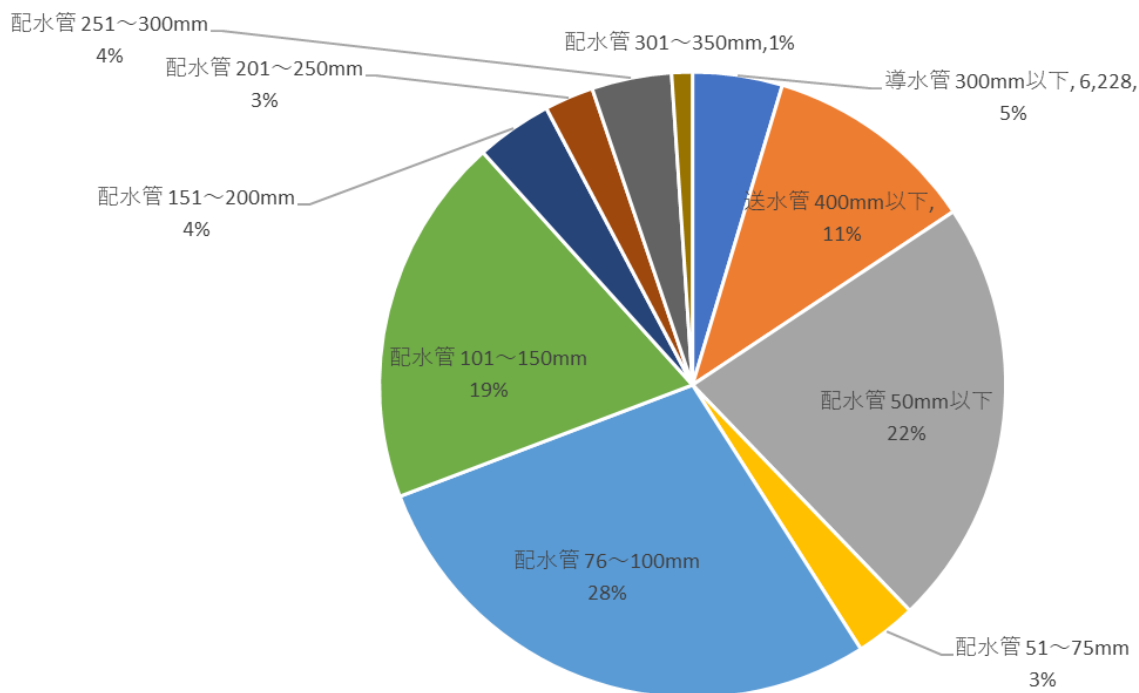
PC橋	425千円/㎡
RC橋	425千円/㎡
鋼橋	500千円/㎡

※公共施設等更新費用試算ソフト(Ver.2.10)における単価設定

② 上水道施設

① 管径別整備延長

上水道の管径別整備延長の占める割合は、配水管 76～100mm が約 28%と最も多く、次いで配水管 50mm 以下が約 22%、配水管 101～150mm が約 19%となっています。



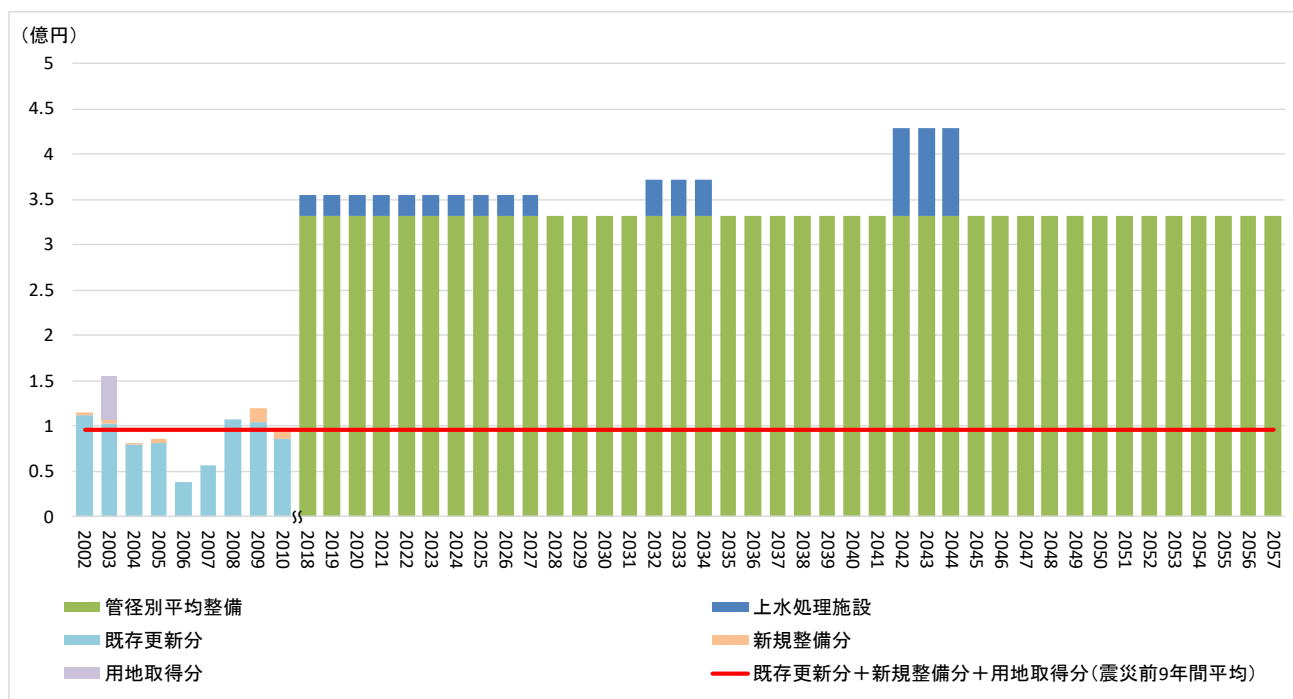
上水道管種		延長(m)
導水管		6,228
	300mm 以下	6,228
送水管		14,819
	400mm 以下	14,819
配水管		113,390
	50mm 以下	29,780
	51～75mm	4,257
	76～100mm	37,960
	101～150mm	25,707
	151～200mm	5,288
	201～250mm	3,415
	251～300mm	5,543
	301～350mm	1,440
合計		134,437

※令和3年3月31日現在

②管径別延長による将来の更新費用の推計

上水道については、延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

試算結果を見ると、40年間の整備額は約139億円であり、年間の整備額は約3.5億円となっています。なお、上水道に係る投資的経費の震災前直近9年間平均は約1.0億円となっており、年間の整備額を約2.5億円下回っています。



40年間の更新費用総額	年間更新費用の試算	震災前直近9年間投資的経費	投資的経費－年間更新費用
138.9億円	3.5億円	1.0億円	△2.5億円

※公共施設等更新費用試算ソフト(Ver.2.10)による試算結果

【更新の考え方】

- 管径別延長に対し、それぞれの延長を更新年数（法定耐用年数40年）で割った延長を1年間の更新量と仮定し、それぞれの更新費用を乗じることにより更新費用を試算
- 上水処理施設の更新の考え方については、公共施設の更新の考え方と同様

＜更新単価＞

導水管及び送水管	300mm以下	100千円/m
	301～500mm	114千円/m
配水管	150mm以下	97千円/m
	151～200mm	100千円/m

配水管	201～250mm	103千円/m
	251～300mm	106千円/m
	301～500mm	128千円/m

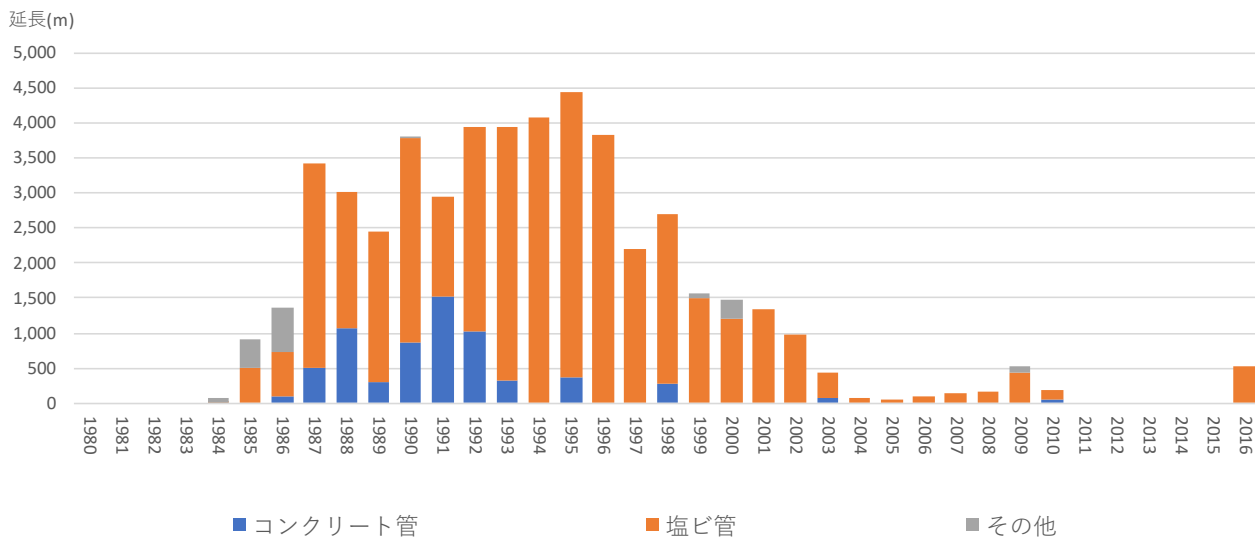
上水処理施設	
更新（建替え）	36万円/m ²
大規模改修	20万円/m ²

※公共施設等更新費用試算ソフト(Ver. 2.10)における単価設定

③ 下水道施設

① 管種別年度別整備延長

下水道は、1980年代後半から整備が本格化しており、1990年代後半が整備のピークとなっています。管種別に見ると、塩ビ管が最も多く整備されています。



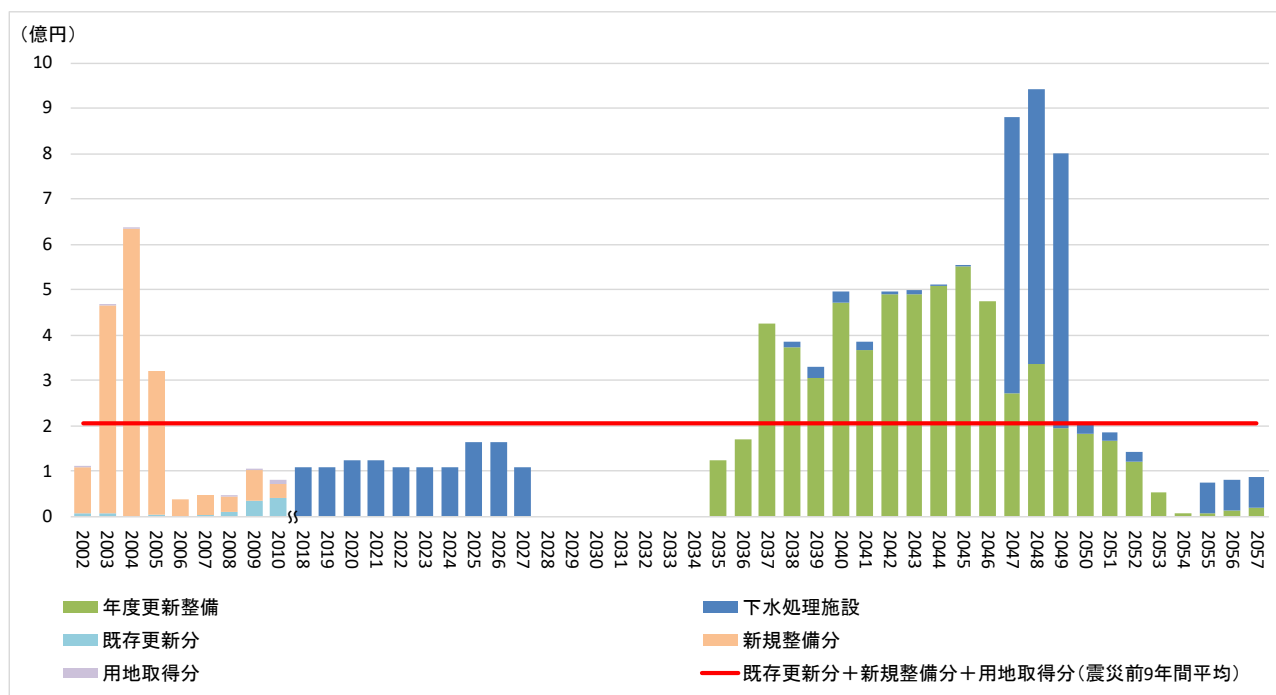
下水道管種	整備延長(m)
コンクリート管	7,087
塩ビ管	42,242
その他	1,695
合計	51,024

※令和3年3月31日現在

②管種別延長による将来の更新費用の推計

下水道については、延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

試算結果を見ると、40年間の整備額は約95億円であり、年間の整備額は約2.4億円となっています。なお、下水道に係る投資的経費の震災前直近9年間平均は約2.0億円となっており、年間の整備額を約0.4億円下回っています。



40年間の更新費用総額	年間更新費用の試算	震災前直近9年間投資的経費	投資的経費－年間更新費用
95.1億円	2.4億円	2.0億円	△0.4億円

※公共施設等更新費用試算ソフト (Ver. 2.10) による試算結果

【更新の考え方】

- 管種別延長に対し、それぞれの延長を更新年数（法定耐用年数50年）で割った延長を1年間の更新量と仮定し、それぞれの更新費用を乗じることにより更新費用を試算
- 下水道処理施設の更新の考え方については、公共施設の更新の考え方と同様

<更新単価>

管種別	コンクリート管、塩ビ管等	124千円/m
-----	--------------	---------

下水道処理施設	
更新（建替え）	36万円/m ²
大規模改修	20万円/m ²

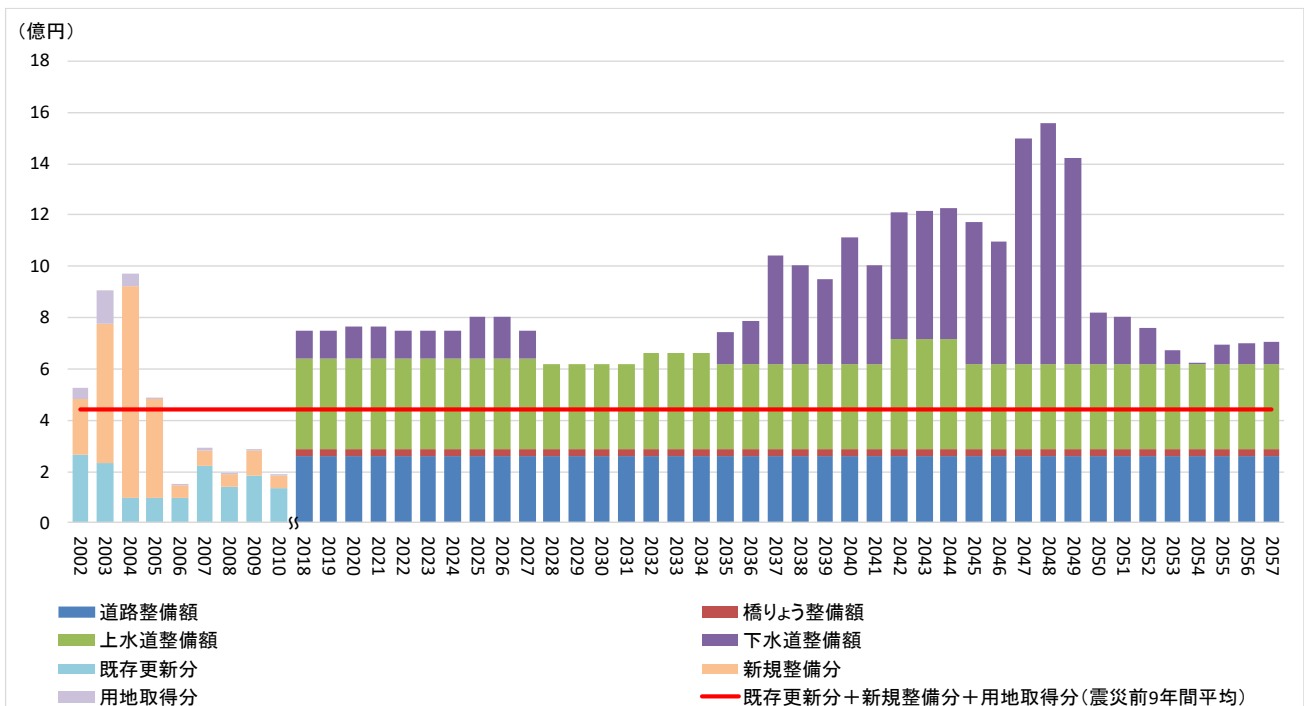
※公共施設等更新費用試算ソフト (Ver. 2.10) における単価設定

④ インフラ施設全体

① 将来の更新費用の推計（インフラ施設）

道路、橋りょう、上水道及び下水道の更新費用を合わせたインフラ施設全体の試算結果を見ると、40年間の整備額は約349億円であり、年間の整備額は約8.7億円となっています。

なお、インフラ施設全体に係る投資的経費の震災前直近9年間平均は、年間整備額の1/2程度の約4.4億円となっており、年間の整備額を約4.3億円下回っています。



40年間の更新費用総額	年間更新費用の試算	震災前直近9年間投資的経費	投資的経費－年間更新費用
349.1億円	8.7億円	4.4億円	△4.3億円

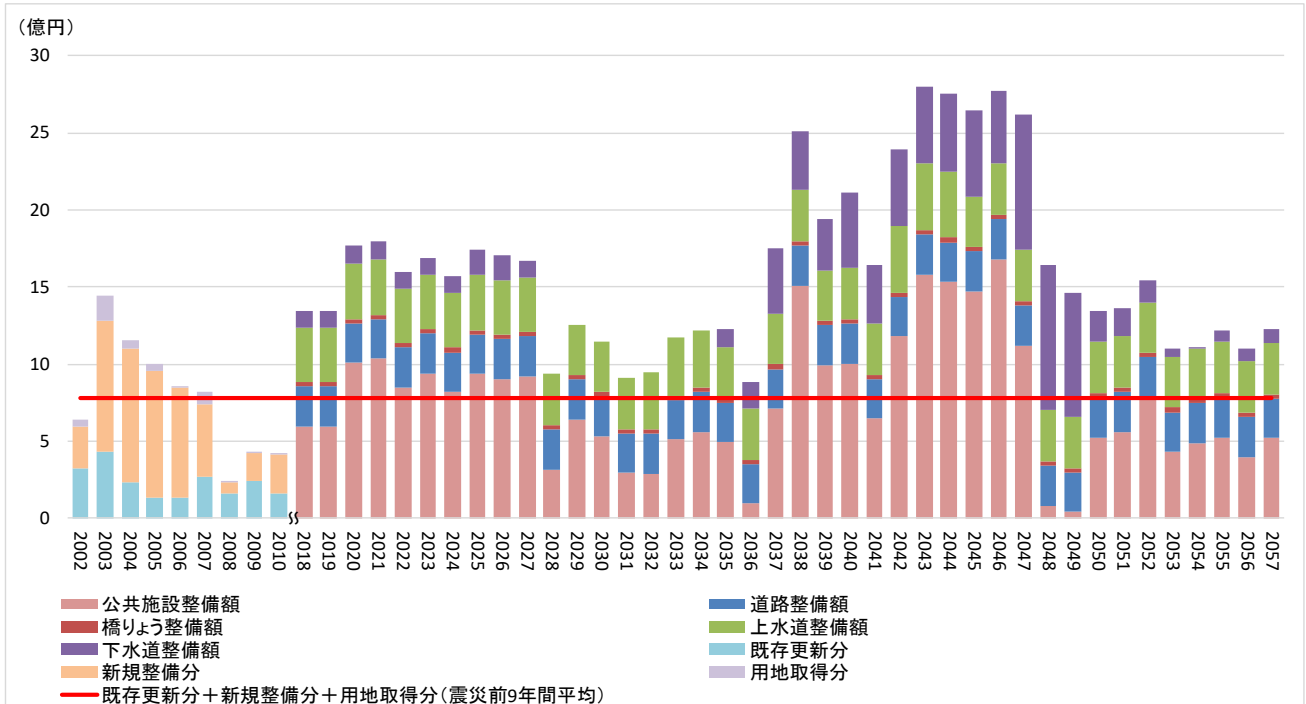
※公共施設等更新費用試算ソフト(Ver. 2.10)による試算結果

(5) 全体更新費用

① 将来の更新費用の推計（公共施設及びインフラ施設）

公共施設及びインフラ施設全体の試算結果を見ると、40年間の整備額は約650億円であり、年間の整備額は約16.2億円となっています。

なお、公共施設等全体に係る投資的経費の震災前直近9年間平均は、年間整備額の1/2程度の約7.7億円となっており、年間の整備額を約8.5億円下回っています。



40年間の更新費用総額	年間更新費用の試算	震災前直近9年間投資的経費	投資的経費－年間更新費用
649.7億円	16.2億円	7.7億円	△8.5億円

※公共施設等更新費用試算ソフト (Ver. 2.10) による試算結果

< 今後の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み >

今後の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み(百万円)		【平成30年度から40年間】			【平成30年度から10年間】			財源の見込み ※今後10年間の経費に係るもの
		維持管理・修繕・改修	更新	合計	維持管理・修繕・改修	更新	合計	
普通会計	建築物	14,688	15,376	30,064	8,021	567	8,588	選択可能な交付金・補助金・起債のうち、状況に応じて最適なものを充当
	インフラ施設	11,508	0	11,508	2,877	0	2,877	
	合計	26,196	15,376	41,572	10,898	567	11,465	
公営事業会計	建築物	1,446	2,604	4,050	1,446	0	1,446	同上
	インフラ施設	19,355	0	19,355	3,311	0	3,311	
	合計	20,801	2,604	23,405	4,757	0	4,757	
建築物合計		16,134	17,980	34,114	9,467	567	10,034	同上
インフラ施設合計		30,863	0	30,863	6,188	0	6,188	
合計		46,997	17,980	64,977	15,655	567	16,222	

4 公共施設等の管理に関する基本方針

本町の公共施設等について、今後、改修・更新のコストは多大な財政負担となることに加え、徐々に人口減少が進むことが予想されています。市街地や集落個々の人口構成によって、各々の地区の人口減少化の傾向は多様な展開が予想されます。

こうした背景のもと、既存の公共施設等の維持管理について適時適応に対処することとして、施設の長寿命化に留意するとともに、将来の人口動向や地区ごとの特性を見据えて、長期的な視点のもと資産を有効に活用する観点により本計画を策定します。具体的には、公共施設の更新や維持管理を計画的に行うとともに、公共施設等の最適配置や需要に応じた機能転換を図ることにより、将来にわたり財政負担の軽減化や平準化を図ることを目指すこととします。

こうした目的の達成に向け、本町の公共施設等の現況や公共施設等の改修・更新に係る将来コストの試算結果を踏まえ、公共施設等を取り巻く課題を抽出した上で、公共施設等の管理に関する基本方針を設定します。

(1) 公共施設等を取り巻く課題

①公共施設

○公共施設の更新費用増大

全ての公共施設の更新・大規模改修に要する費用は年間約 7.5 億円（今後 40 年間で約 301 億円）を要する一方、当該費用への充当可能財源を約 3.3 億円（震災前直近 9 年間の投資的経費の水準：平成 14（2002）年度～平成 22（2010）年度平均）と仮定した場合、年間約 4.2 億円（今後 40 年間で約 168 億円）の財源不足が見込まれます。

また、本町においては、人口減少等に伴う町税・地方交付税の減収や、高齢化等に伴う扶助費の増加が見込まれるなど、財政状況は年々厳しくなる見通しです。

このままでは公共施設の更新等に支障をきたす恐れがあるため、財政負担の軽減化の観点から、投資的経費の圧縮を図る必要があります。

○公共施設の老朽化

公共施設の 4 割以上が築 30 年を経過するなど施設の老朽化が進んでおり、これらの施設の大規模改修・更新が喫緊の課題となっています。

また、東日本大震災後、復旧・復興事業により、避難所や町営住宅等の公共施設を集中的に整備してきましたが、これらの施設の大規模改修時期が令和 27（2045）年前後に集中することが見込まれるため、工事实施時期を計画的に分散し、財政負担の平準化を図る必要があります。

○人口構成や住民ニーズの変化

人口減少や少子高齢化（生産年齢人口の減、老年人口の増）の進行に加え、社会情勢の変化により住民ニーズは刻々と変化・多様化しています。こうした状況に対応するため、公共施設（公共サービス）のあり方を検討する必要があります。

②インフラ施設

○インフラ施設の更新費用増大

全てのインフラ施設の更新に要する費用は年間約 8.7 億円（今後 40 年間で約 349 億円）を要する一方、当該費用への充当可能財源を約 4.4 億円（震災前直近 9 年間の投資的経費の水準：平成 14（2002）年度～平成 22（2010）年度平均）と仮定した場合、年間約 4.3 億円（今後 40 年間で約 172 億円）の財源不足が見込まれます。また、1990 年代以降に整備が本格化した下水道については、2040 年代に更新のピークを迎えます。

道路や橋りょう等のインフラ施設は総量を削減することが現実的ではないため、工事実施時期の計画的な分散による財政負担の平準化や、長期的な維持・修繕によるライフサイクルコストの低減に対する取組が必要です。

（２）公共施設等の管理に関する基本方針

①公共施設

○施設総量（延床面積）の縮減

公共施設の更新等に必要な財源の確保に加え、本町財政の健全化を図る観点から、可能な範囲で施設の統廃合等を図り、「施設総量（延床面積）の縮減」を進めます。具体的には、老朽化して利用人数の低下が見込まれる施設や、隣接地区での類似施設の共同利用が可能な施設の統廃合を進め、施設総量の縮減を目指すこととします。また、施設の更新に当たっては、今後の利用需要を推計することにより、合築による複合化や利用が見込まれないスペース（機能）を更新対象から外すなどスリム化を行うことにより、規模の縮小を図ることとします。なお、将来において利用が見込まれる地区施設については、地元移管や民間への払下げ等により、施設自体は維持しながら、公共施設としての施設総量を縮減することを目指します。

○更新費用の平準化

計画的な維持補修により公共施設の長寿命化を図るとともに、個々の施設管理者による定期的な点検を進め、緊急性や安全性の観点から更新・改修の優先順位を設定し、更新時期等の平準化を調整することにより、対応可能な更新費用等の平準化を目指すこととします。

○公共サービスの向上

既存の公共施設について、設置目的や需要見通しを踏まえ、指定管理者制度等民間活力の導入を検討するなど管理・運営コストの縮減を図ることとします。また、地区ごとの施設需要の実態を把握するとともに、住民サービスの向上に向けて既存施設の有効活用による公共施設のサービスの提供を図ります。

②インフラ施設

○更新費用の平準化

既存市街地、農村集落及び山間部など道路、下水道、公園等のインフラ施設の整備時期や整備密度の違いを踏まえて、インフラ施設の更新時期について、劣化状況や安全性等の観点から緊急性を配慮の上、更新・改修についての優先順位を設定し、更新時期等を段階的に推進するように調整し、更新費用等の平準化を目指します。

○ライフサイクルコストの縮減

インフラ施設について、各々の特性を踏まえて、定期的に簡易点検を進めるとともに、劣化状況が軽微な段階にこまめに修繕修復を実施し、長寿命化を可能な限り図ります。その上で、計画的、効率的な改修・更新を推進し、ライフサイクルコストの縮減を図ることとします。

(3) 計画期間における施設総量の縮減目標

公共施設の施設総量（延床面積）を令和 29（2047）年までに 15%縮減

計画目標年次までの公共施設の施設総量（延床面積）の縮減に当たっては、本町が日本三景や有数な歴史・文化資源等を有する観光都市であり、本町の公共施設は定住人口に加えて交流人口を支えるものであることから、このような本町の特性を踏まえて設定します。

目標年次の令和 29（2047）年までの将来目標人口等に基づく人口減少率及び観光入込客数の伸び率により、それぞれの役割に応じた公共施設の延床面積を設定し、目標を反映した当該延床面積の増減率が「-15%」を超えることから、施設総量（延床面積）の目標縮減率を 15%に設定します。

なお、公共施設の施設総量（延床面積）の縮減に当たっては、「個別施設計画」の中で縮減目標に向けた具体的なプロジェクト等を位置づけ、実行していくことが重要です。今後の事業の状況等を踏まえながら個別施設計画の策定を進めて、本計画の実行性を高めていきます。

(4) 公共施設等の管理に関する実施方針

①点検・診断等の実施方針

- 日常点検、定期点検、臨時点検の確実な実施
- 自然災害や火災・事故等の発生等に対応した臨時点検や専門診断の実施
- 点検・診断記録の集約管理による計画的な保全への活用

公共施設等の安全確保や計画的な維持管理・修繕・更新等のため、日常点検、定期点検、臨時点検を確実に推進することとします。その上で必要な定期点検として、民間の専門技術者等を活用して、各種法令等に基づく法定点検や各種計画・設計に必要な点検を実施します。

自然災害や火災・事故等の発生などに際しては、予期せぬ損傷や異常について速

やかに確認するための臨時点検の対応を施設管理者に周知して、必要な場合は専門診断を行うなどにより安全性の確保や施設の長寿命化を図ります。

施設ごとに体系的な管理を行うため、点検・保守・診断についての経年的な状況の記録を集約的に管理して、計画的な保全に活用することとします。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

1) 維持管理・修繕の実施方針

- 維持管理費等の平準化によるトータルコストの縮減
- 維持管理・修繕・更新等の履歴の集積・蓄積の活用
- 早期、適切な対応による施設の長寿命化の推進

施設の経年変化や施設管理者による点検結果等を踏まえて、計画的・効率的な維持管理及び修繕計画を定期点検計画として立案します。維持管理・修繕に当たっては、緊急性や安全性とともに、維持管理費・修繕費の平準化を図るように計画し、建物の管理費用の縮減を目指すこととします。

また、維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、まとめることによって総合管理計画の見直しに反映し、老朽化対策等に活かします。なお、日常点検等の情報を踏まえて、早期に、適切な対応を行うことにより施設の長寿命化を図ります。

2) 更新・改修の実施方針

- 施設毎の更新時期の適切な把握による計画的な改修時期の設定
- 更新時期における施設需要の把握による施設の持続性の評価
- 統合や複合化などによる施設の縮減化の検討

施設の改修に当たっては、不具合が発生した度に対応するのではなく、個別施設計画に基づく計画的な対応が必要となります。具体的には、個別施設計画において、施設毎の更新時期を建築履歴と延床面積の規模より適切に把握して、施設相互の優先順位を設定し、これらの更新時期や改修時期について総合的に年度別計画を作成することにより、計画的な改修を実施します。このような取組により、施設の更新・改修に係るライフサイクルコストの縮減を図ります。

施設の更新については、求められる機能・性能を明確にした上で、政策の方向性も勘案しつつ、住民の利用実態等を踏まえて、施設の必要性を再評価します。そして、施設の統合や複合化などの可能性を検討した上で施設のコンパクト化に努め、施設の縮減を図ります。

なお、施設を更新せず長期にわたって有効に活用する場合、建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、建物内部の内装・設備等を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠であり、個別施設計画において、長期修繕や中期修繕（長期修繕の間の定期的な見直し）の時期について検討を進めます。

③安全確保の実施方針

- 老朽化等による廃止施設の速やかな解体撤去
- 危険性のある施設や設備の早期改善・対応
- 施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン導入等の取組

老朽化等により利用停止などの廃止予定施設については、再利用の可能性がない場合は、近隣住民の安全性や周辺環境への影響、防犯上の観点から、原則として速やかに解体撤去する方針とします。

施設管理者による日常点検や利用者からの情報提供等により、安全上問題のある施設や設備については、早期に改善を図り、安全性の向上を図ります。

施設や設備について利用者等への危険性が認められた場合には、使用制限や通行制限などの予防措置を速やかに実施するとともに、住民等に周知して安全な利用体制を確保します。更に、解体撤去、代替施設の確保、緊急修繕・更新等の適切な措置を早期に検討し、実施します。

また、施設機能の向上に向けて、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン導入等の取組についても、利用者の安全と安心を確保するため、必要性や優先度を判断した上で実施します。

④耐震化等の実施方針

1) 耐震化の実施方針

- 国の定める耐震基準を遵守した適切な耐震化の推進
- インフラ施設における個別施設計画に基づく耐震化

各公共施設の重要性や劣化状況等の個別事情を踏まえつつ、国の定める耐震基準を遵守して適切な耐震化を実施して、その状況を住民等に周知します。耐震基準の改訂等に当たっては、必要な点検、対応を速やかに推進します。

インフラ施設ごとに個別施設計画を定めて、地震時の避難路や物資輸送として重要な路線を優先し、耐震化やその他必要な対策を推進します。

2) 大規模災害対策の実施方針

- 災害発生時の施設機能、設備の対応力の強化
- 大規模災害時の避難拠点等としての機能強化

地震・津波・土砂・洪水・内水等の大規模災害等の緊急時にあっても、公共施設等機能維持を図るため、施設や設備の配置や性能の向上を図るとともに、避難拠点等としての機能強化を図り、災害時の対応能力の充実に努めます。

⑤長寿命化の実施方針

- 点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理の計画的な実施
- 診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全
- 個別の長寿命化計画によるライフサイクルコストの低減

1) 総合的かつ計画的な管理

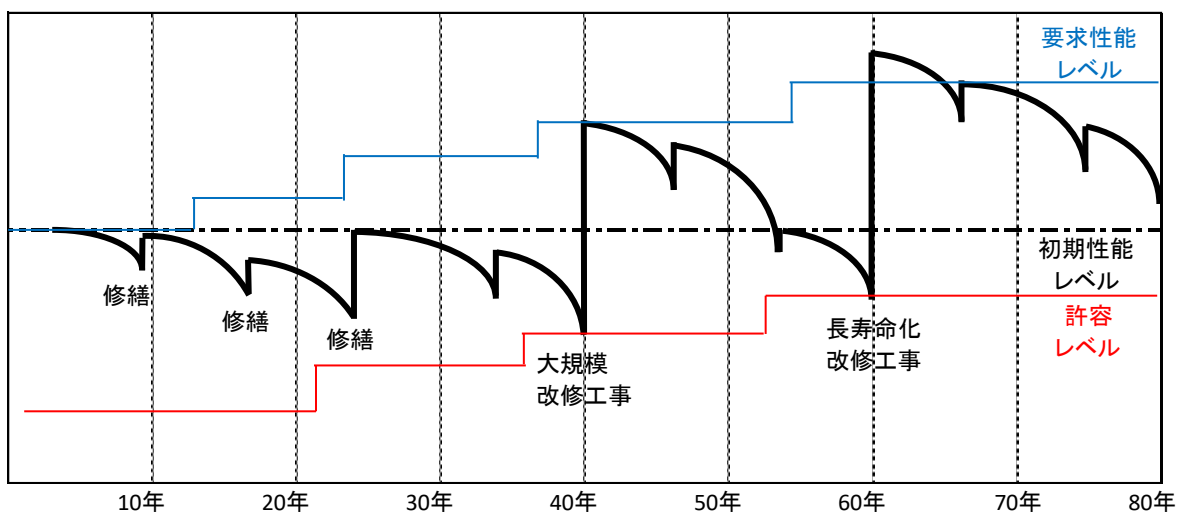
総合的かつ計画的な管理として、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を適切な状態に保つこととします。そして定期的に施設診断を行うとともに、必要に応じて小規模改修工事を行うなど、診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

2) 長寿命化計画

次の図は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。建設から40年後までは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後40年程度を経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。更に施設の寿命を例えば80年まで延ばすには長寿命改修工事が必要となります。

本町の公共施設等では、長期的な必要性等を踏まえて、個別の長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、それぞれの計画によりライフサイクルコストの低減を図ります。

<長寿命化における経過年数と機能・性能の例示>



※要求性能レベル：目的を達成するために施設が保有すべき性能レベルであり、社会環境の変化等により向上
許容レベル：施設が機能を発揮するために最低限必要となるレベルであり、経年劣化による施設の物理的効用の減退に対応

⑥統合や廃止の推進方針

- 代替施設への機能移転、機能統合、機能分離による施設再編
- 施設需要を踏まえた用途転用又は民間移譲、用地売却等などの有効活用
- 将来需要に基づく統廃合に向けた町民の理解と合意形成の推進

本町では、市街地と集落地で地区により人口分布の差が顕著になってきています。そのため、各々の地区特性に応じて、地区施設の配置バランスを見直し、地区活力の維持と施設の効率性を勘案して、施設の統廃合等による合理的かつ効率的な施設運営を図ることとします。

既存施設の施設需要の実態を踏まえて、既存用途の廃止、見直しを再考することにより新規整備を含む代替施設への機能移転、機能統合、機能分離による施設再編を図るものとします。なお、用途廃止をした施設のうち、使用可能な建物については、用途転用による活用を推進するとともに、民間での事業等が可能な施設については、民間への払下げや移譲を図ります。また、老朽化が著しく修繕工事の効果が低いと判断された施設は、解体撤去を行い、跡地については公有財産活用の観点から、他の公共施設用地への転用や売却などの有効活用を図ります。

こうした統合や廃止に関する各種施策の実施に当たっては、町民サービスの水準低下が伴うため、施設の将来需要を見込み、関係する住民等への説明や意見聴取による町民の理解と合意形成に努めます。

⑦総合的かつ計画的な管理の実現に向けた方針

- 公共施設等マネジメント組織体制の構築
- 民間活力の導入推進の検討
- 政策との連携体制の構築
- 職員研修の実施

1) 公共施設等マネジメント組織体制の構築の検討

本町の個別施設計画策定の進捗管理、総合管理計画の進捗評価の集約については、財務課が主体となって実施するとともに、将来的に担当課を横断して公共施設等に係る統括的な管理を行う組織体制の構築を検討します。本体制の下で、各部門で管理する施設等の調整を行うとともに、総合管理計画の進行管理や必要に応じて方針の改定、目標の見直し等を実施します。

2) 民間活力の導入推進の検討

公共施設等の維持管理や更新に当たっては、指定管理者制度やPPP、PFIなどの各種民間活力の導入手法について検討して、効率的で質の高い公共サービスの提供を目指します。

3) 政策との連携体制の構築

長期的な視点に基づく施設整備・管理運営の計画において、効果的かつ効率的な

公共施設等のマネジメントの運用に当たり、個別施設計画による事業優先度に応じた調整を図るとともに、町全体の政策判断のもと実施計画や財政計画との調整をもとに整合性を図るものとします。

4) 職員研修の実施

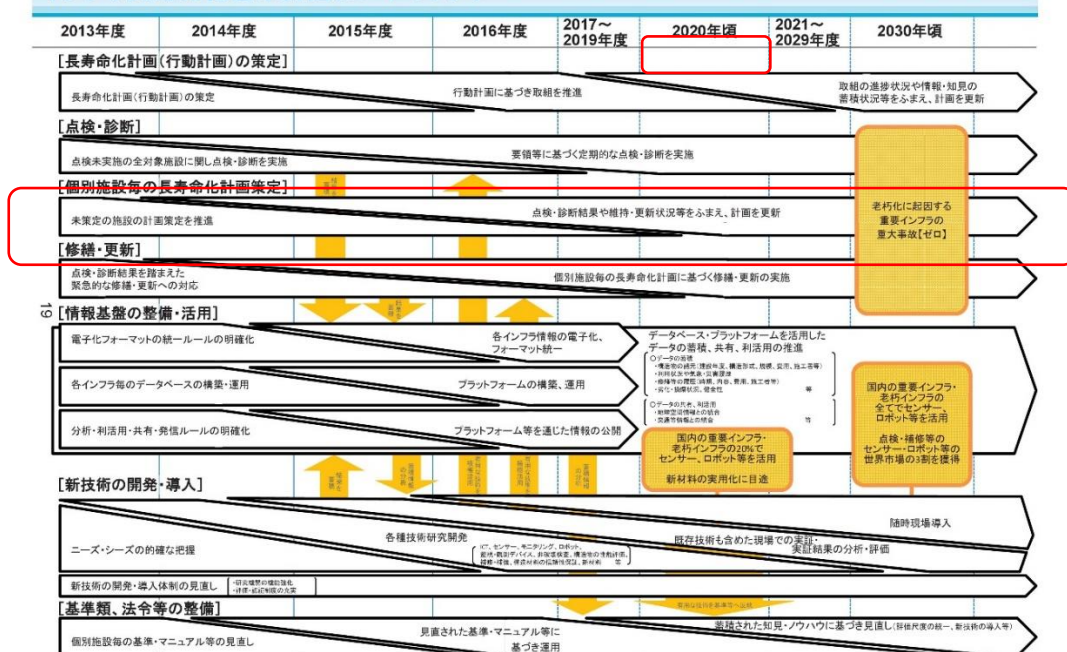
全庁的な公共施設等マネジメントを推進し、町民サービスの向上を図るため、職員一人一人が公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、創意工夫を行うことが重要です。そのため、職員等を対象に公共施設等マネジメントのあり方や、保全的な維持管理やコスト管理の意識の向上を図るための講習会を開催するとともに、日常的な点検・診断手法に対する研修等の実施を検討します。

(5) 個別施設計画に基づく対策効果

① 策定状況

公共施設等総合管理計画個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）については、国の「インフラ長寿命化基本計画」及びそのロードマップにおいて令和2年度末までの策定完了が求められています。

インフラ長寿命化基本計画(ロードマップ)



本町においても、統廃合などの将来に係る方針が未確定な施設を除き、期間内に個別施設計画の策定を終えています。

東日本大震災により新規整備を行った避難所・消防施設と既存集会施設の取り扱い方針や、その他施設の統廃合方針など、個別施設計画未策定の施設については引き続き情報を整理し、合意形成を図りながら策定に向けて検討を進め、都度総合管理計画にも反映させていくこととします。

②対策効果を反映した経費の見込みとその効果

個別施設計画における長寿命化実施計画期間に基づき、今後 20 年間に於いて実施計画を反映し対策を行った場合の維持・更新コストを試算します。(既に個別施設計画を策定済の 42,240 m²、床面積で全体の 56.8%のみ) また、従来の修繕・改修を今後も続けた場合(従来型)の維持・更新コストと比較します。

(百万円)

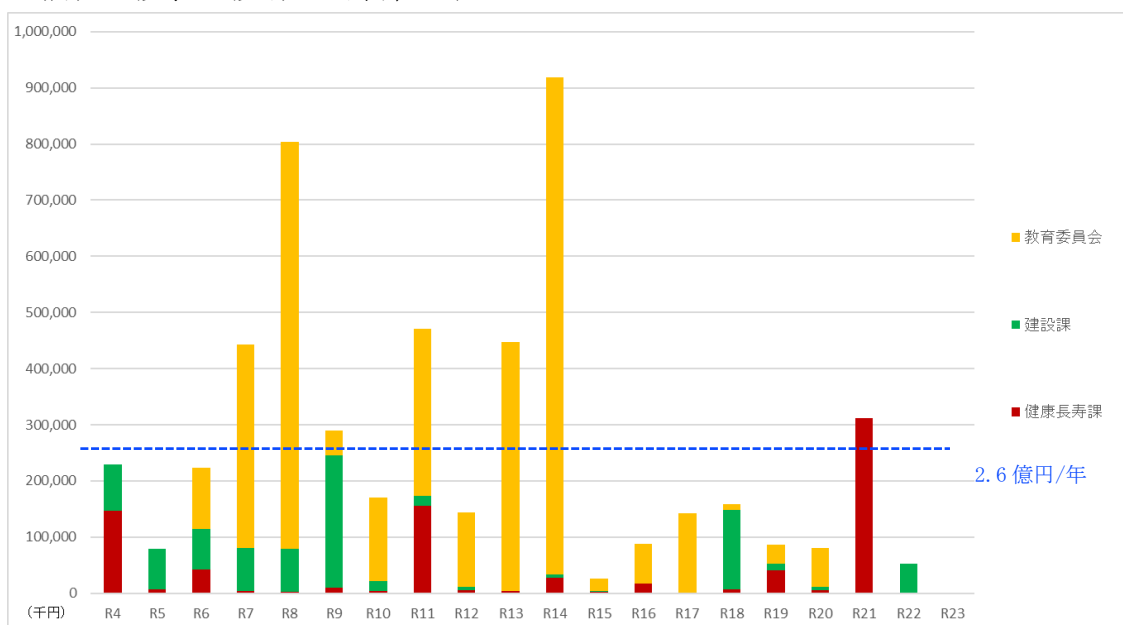
実施施設大分類	20年間費用計	従来型費用推計	対策効果額
学校教育系施設	3,600	7,300	3,700
町民文化系施設	5,500	11,400	5,900
保健・福祉施設	830	934	104
町営住宅	142	193	51
合計	10,072	19,827	9,755

従来型費用推計によると、対象施設の維持・更新コストは 20 年間総額 198 億円、年平均にすると 1 年あたり 9.9 億円となります。

これに対し、個別施設計画に掲げる施設の方向性に基づいて長寿命化を図った場合、20 年間の費用推計は 101 億円となり、年平均にすると 1 年あたり 5.1 億円程度となります。

20 年間で比較した対策効果額は従来型の 45.5%にあたる 98 億円となり、長期的に見ると半額近くのコスト削減に繋がると見込まれます。

以下のグラフは改修・更新などの投資的経費を抜き出し、期別のコスト見通しを行ったものです。(教育委員会：学校教育系施設・町民文化系施設、健康長寿課：保険・福祉施設、建設課：町営住宅)



開始年度を仮に令和 4 年度とすると、20 年間の投資的経費の見込み額は 51.6 億円となっており、1 年あたり 2.6 億円となります。費用平準化を図るため、残りの個別施設計画の策定後、施設優先順位の再設定が見込まれます。

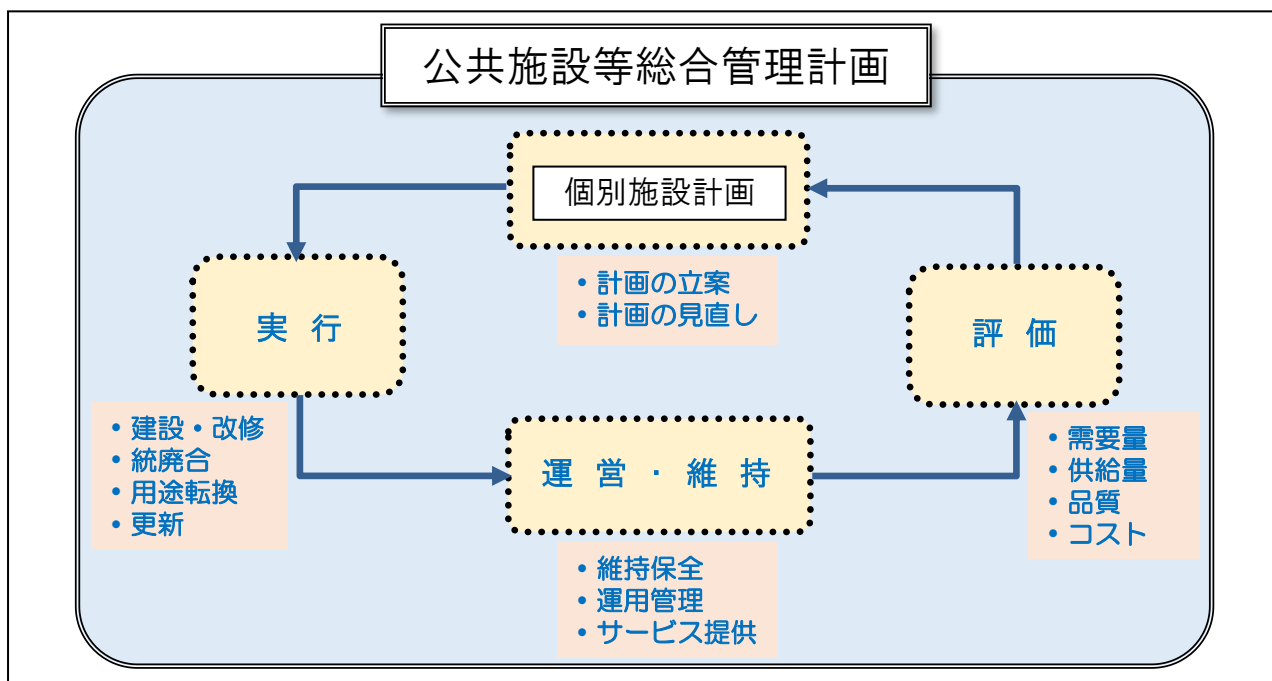
(6) フォローアップの実施方針

①プロジェクトサイクルによるフォローアップ

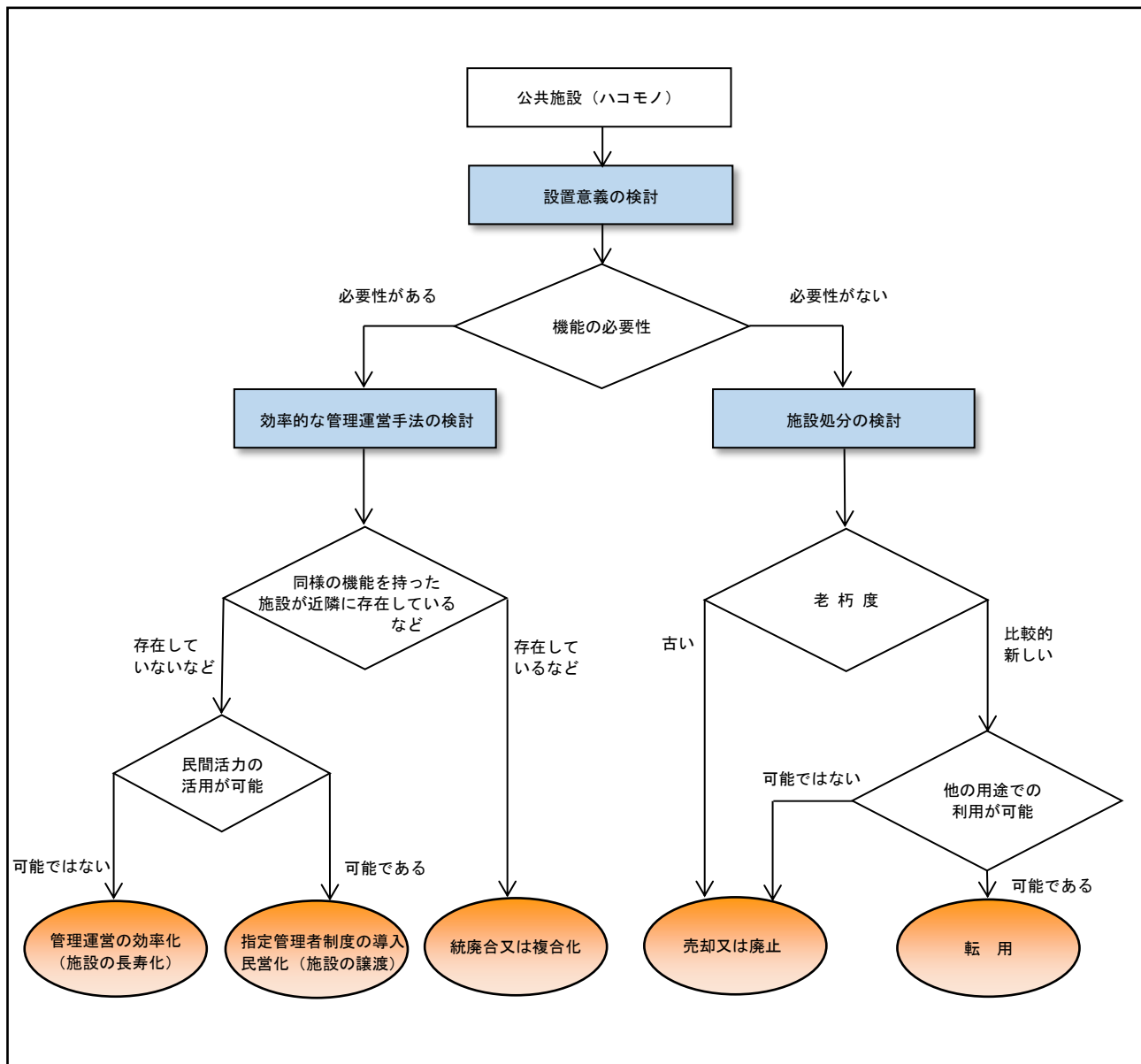
公共施設等総合管理計画に基づくプロジェクトサイクル（PDCAサイクル）によりフォローアップを実施し、概ね10年ごとに計画の見直しを行います。

- 具体的な「個別施設計画」を策定し、管理者等の合意形成を図ります。
- 計画に基づき公共施設等の建設や大規模改修、長寿命化改修、統廃合、更新等のプロジェクトを「実行」します。
- プロジェクトを「実行」した公共施設等について、日常の運営や維持管理として「運営・維持」を実施します。
- 「運営・維持」を実施した公共施設等に対して、利用実態等の需要量に対応した供給量、品質、コスト（財務）の面から「評価」を行います。
- 「評価」に基づき必要な場合は見直しを行い、計画等の改定を行います。その上で改定された計画等に従い、再び新たなプロジェクトサイクルに取り組むこととします。

<プロジェクトサイクル>



＜公共施設の方向性検討フロー＞



②町民との情報共有

持続可能で健全な施設の維持管理に向けて、町民と行政が公共施設等に関する情報と問題意識を共有することが重要です。そのため、総合管理計画の進捗状況等に対する評価や評価に基づく変更や対策については、町民の意見を聞く機会を設け、必要に応じて町民意見を反映して計画の見直しを行うこととします。また随時、公共施設の運用等についてホームページ等で町民に情報提供を行います。

5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 行政系施設

①特性・課題の整理

行政系施設としては、庁舎等、消防施設、その他行政系施設があります。建築年別延床面積では震災後に役場、防災関係施設などが多く整備され、築10年未満の施設が約9割となっています。

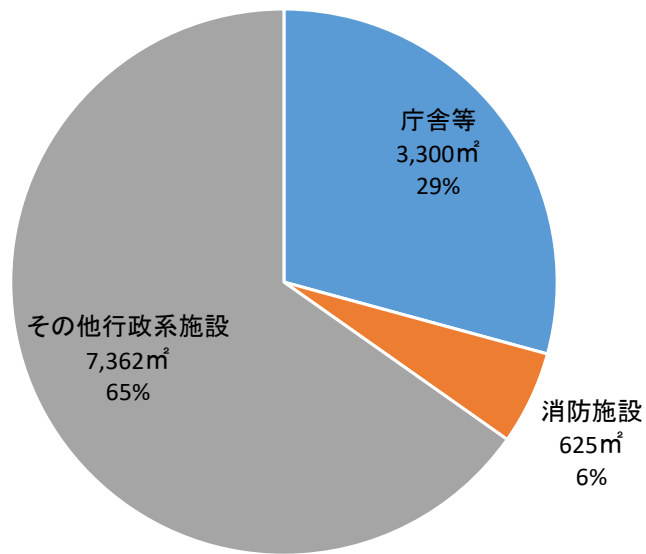
行政系施設については、今後も施設を継続して利用するための維持更新が必要となります。

<施設一覧>

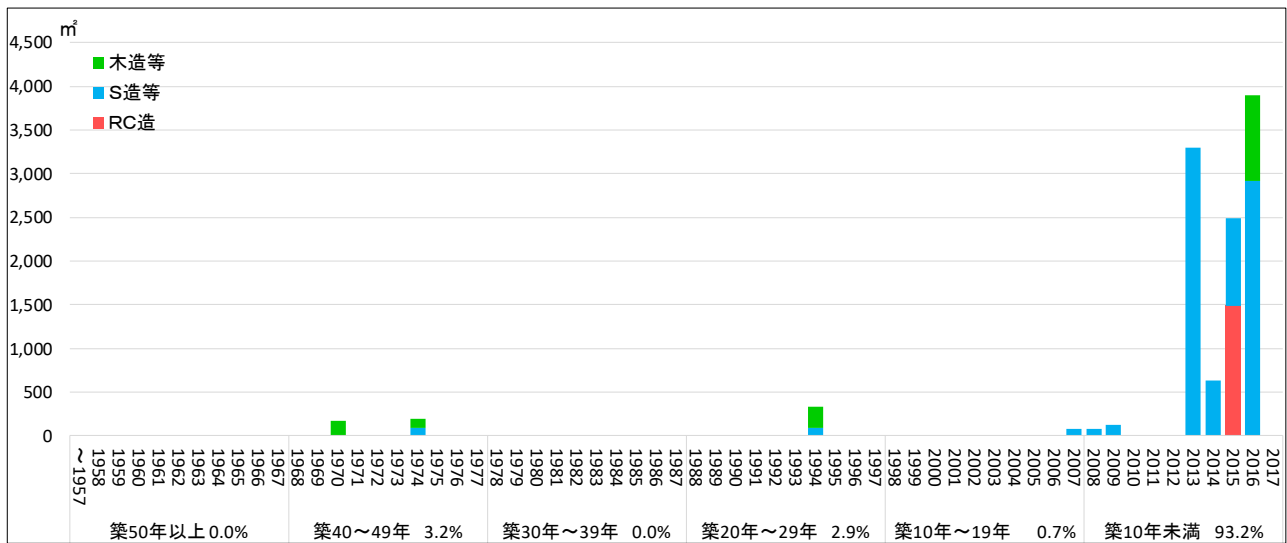
施設分類	施設名	総延床面積 (㎡)	代表建築年度		所管課	備考
庁舎等	松島町役場	3,300	2013	H25	財務課 財政班	
消防施設	第2分団消防ポンプ置場	33	1974	S49	総務課 環境防災班	
	第4分団消防ポンプ置場	67	1974	S49	総務課 環境防災班	
	明神地区コミュニティ消防センター	202	1994	H6	総務課 環境防災班	
	磯崎地区コミュニティ消防センター	87	1994	H6	総務課 環境防災班	
	初原地区コミュニティ消防センター	39	1994	H6	総務課 環境防災班	
	第6分団消防車庫	74	2008	H20	総務課 環境防災班	
	第5分団消防車庫	123	2009	H21	総務課 環境防災班	
その他行政系施設	建設課車庫	91	1974	S49	建設課 管理班	
	公用車駐車場倉庫	166	1970	S45	財務課 財政班	
	松島町備蓄倉庫	82	2007	H19	総務課 環境防災班	
	白萩避難所	491	2014	H26	総務課 環境防災班	
	古浦避難所	146	2014	H26	総務課 環境防災班	
	本郷地区備蓄倉庫	252	2015	H27	総務課 環境防災班	
	婦命院避難所	114	2015	H27	総務課 環境防災班	
	手樽防災センター	298	2015	H27	総務課 環境防災班	
	手樽地域交流センター備蓄倉庫	146	2015	H27	総務課 環境防災班	
	長田避難所	191	2015	H27	総務課 環境防災班	
	高城避難所	994	2015	H27	総務課 環境防災班	
	西行戻しの松公園防災器具庫	75	2015	H27	産業観光課 観光班	
	復興まちづくり支援施設 (パノラマハウス)	417	2015	H27	産業観光課 観光班	
	松島運動公園備蓄倉庫	384	2016	H28	総務課 環境防災班	
	松島防災センター	298	2016	H28	総務課 環境防災班	
	三浦避難所	146	2016	H28	総務課 環境防災班	
	三十刈避難所	357	2016	H28	総務課 環境防災班	
	三十刈備蓄倉庫	511	2016	H28	総務課 環境防災班	
	磯崎避難所	432	2016	H28	総務課 環境防災班	
	名籠避難所	144	2016	H28	総務課 環境防災班	
石田沢防災センター	984	2016	H28	総務課 環境防災班		
石田沢備蓄倉庫	492	2016	H28	総務課 環境防災班		
松島フットボールセンター備蓄倉庫	151	2016	H28	総務課 環境防災班		

※複数棟が併設している施設の代表建築年度は、延床面積が最も大きい棟の建築年度を表示

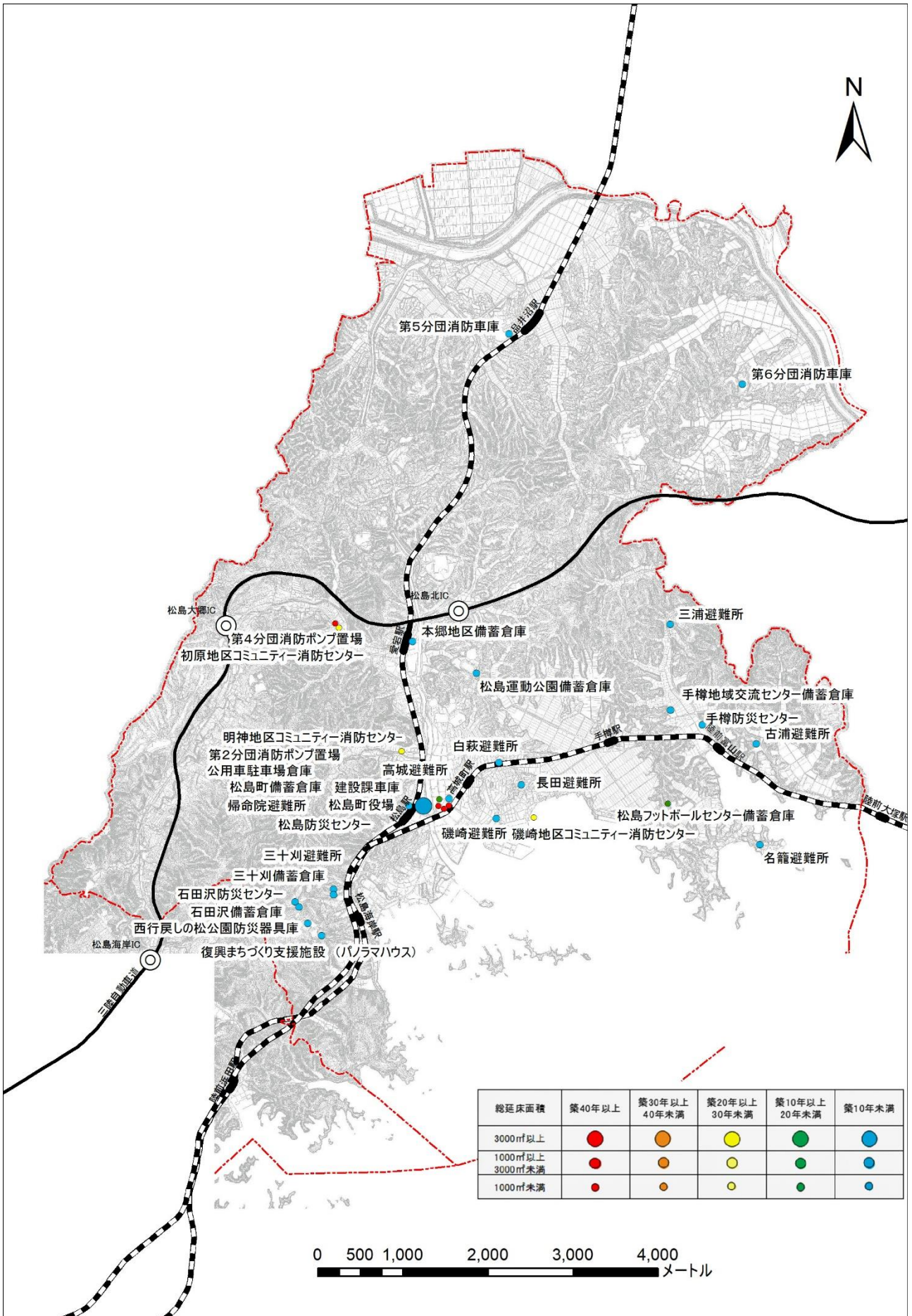
<施設分類別延床面積>



<建築年度別延床面積>



<行政系施設の位置図>



②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- ・行政系施設は、不特定多数の利用者が多いこと等から適切な点検診断を実施します。
- ・町役場については、行政機能や災害発生時の拠点施設として重要な機能を担っていることから、法定点検だけでなく、防災設備も含めた設備全般について、担当課により日常的な施設の状況を確認・把握します。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。
- ・町役場については規模が大きいことから、予防保全型の計画的な修繕を推進し、適切な維持管理を行い、財政負担の軽減に努めます。

3) 安全確保の実施方針

- ・行政系施設は、不特定多数の利用者が多いこと等から、点検診断等の結果を踏まえ、安全誘導の視点から危険性が高く対応が必要と認められた箇所については、安全確保に努めます。

4) 耐震化等の実施方針

- ・行政系施設の耐震化等については、今後の法令改正や老朽化による劣化等にも対応し、必要に応じて適切な工事等を実施します。

5) 長寿命化の実施方針

- ・行政系施設の中で、長寿命化が必要な施設・部位等を検討し、長寿命化計画の策定に取り組みます。

6) 統合や廃止の推進方針

- ・今後施設の利用状況や利用形態を踏まえながら、施設の統廃合を含めた適正配置を検討します。

7) 総合的かつ計画的な管理の実現に向けた方針

- ・行政系施設の適切な管理運営を図るため、地域住民と連携して取り組みます。

(2) 学校教育系施設

①特性・課題の整理

学校教育系施設には、幼稚園 3 施設、小学校 3 施設、中学校 1 施設、その他教育施設 1 施設があります。建築年度別延床面積では築 20 年程度の施設が約 2 割、築 30 年程度の施設が約 4 割、築 40 年程度の施設が約 2 割となっています。

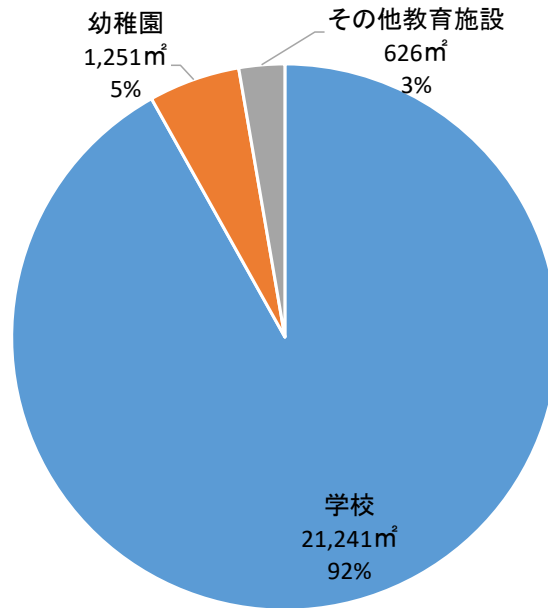
学校教育系施設については、今後も施設を継続して利用するための維持更新が必要となります。

<施設一覧>

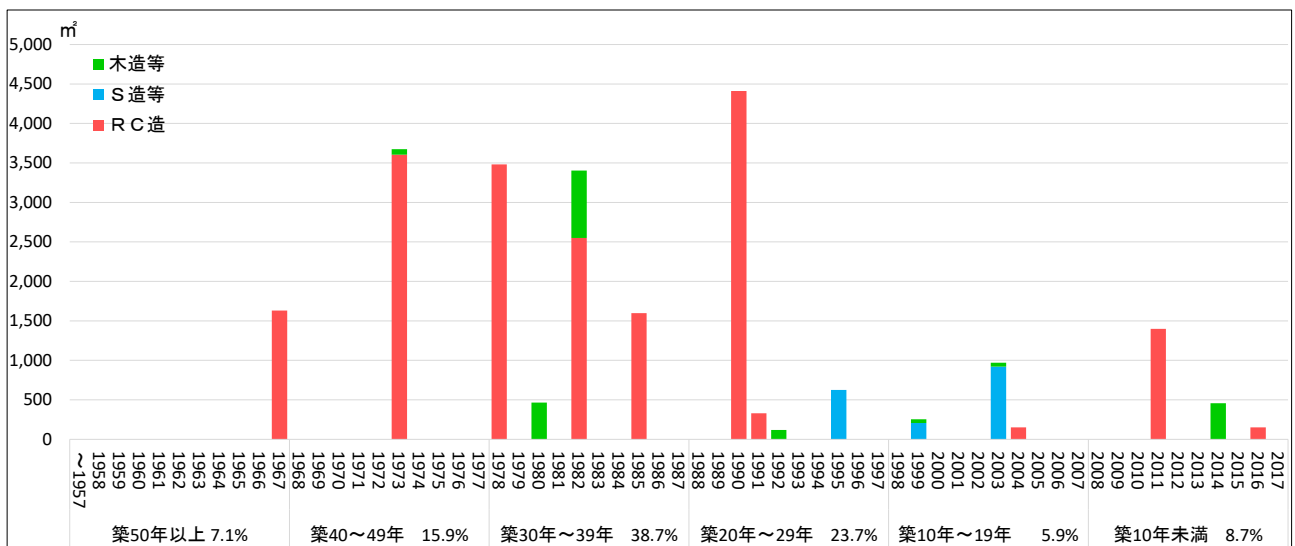
施設分類	施設名	総延床面積 (㎡)	代表建築年度		所管課	備考
学校	松島第一小学校	5,891	1973	S48	教育課 学校教育班	体育館、プール等含む
	松島中学校	8,301	1978	S53	教育課 学校教育班	体育館含む
	松島第五小学校	2,578	1985	S60	教育課 学校教育班	体育館、プール等含む
	松島第二小学校	4,471	1990	H2	教育課 学校教育班	体育館、プール等含む
幼稚園	松島第一幼稚園	466	1980	S55	教育課 学校教育班	
	松島第二幼稚園	329	1991	H3	教育課 学校教育班	高城保育所分園を含む
	松島第五幼稚園	456	2014	H26	教育課 学校教育班	
その他教育施設	松島町学校給食センター	626	1995	H7	学校給食センター	

※複数棟が併設している施設の代表建築年度は、延床面積が最も大きい棟の建築年度を表示

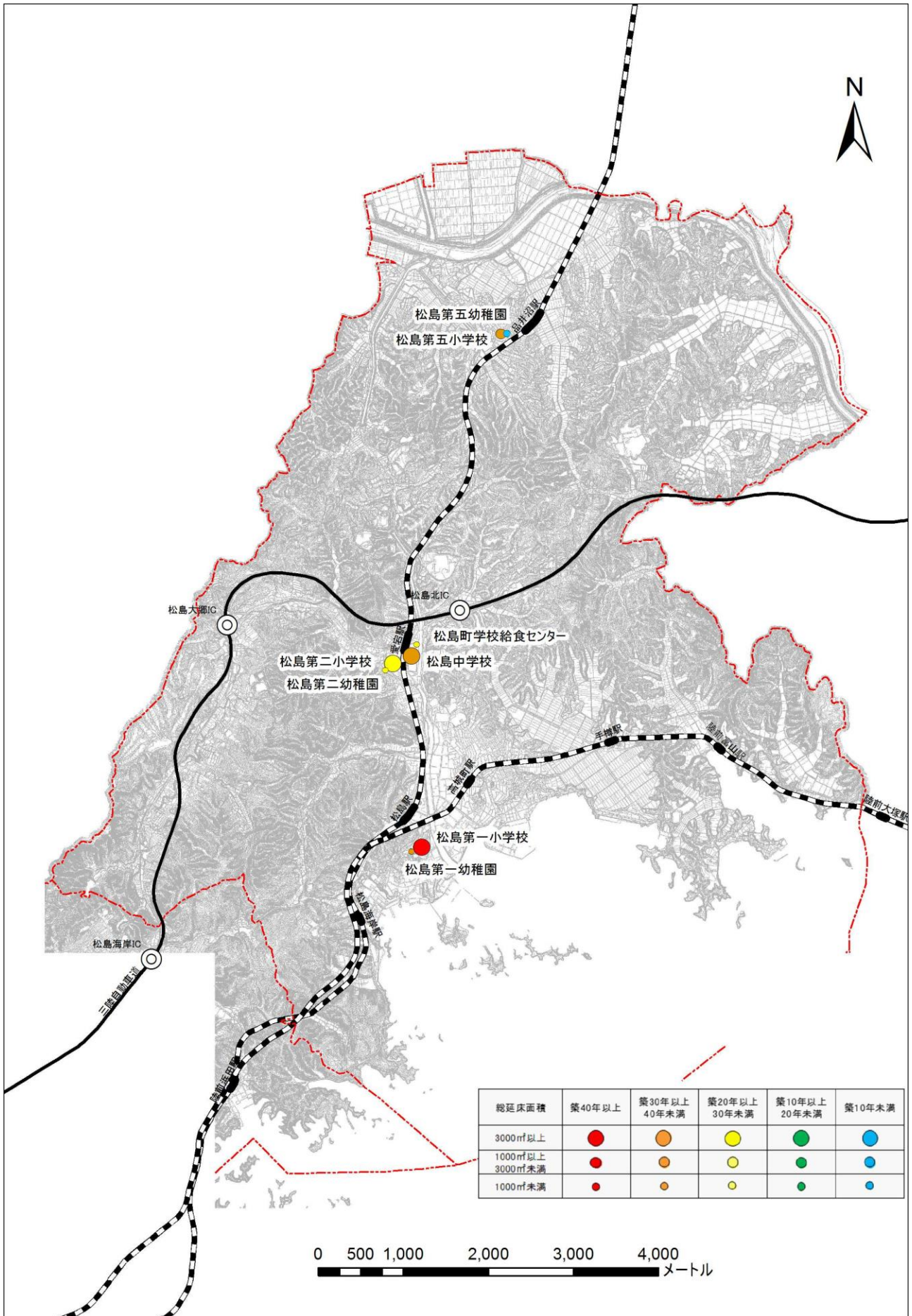
<施設分類別延床面積>



<建築年度別延床面積>



<学校教育系施設の位置図>



②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- ・学校教育系施設は、児童・生徒等の安全確保を図るため、また施設は災害時に避難所として機能することから、建物本体及び防災設備等の適切な点検診断を実施します。
- ・日常点検については、教職員による実施に努めます。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・学校教育系施設には老朽化した施設が見られることから、関係省庁等が策定した方針に基づき、適切な維持管理及び計画的な修繕・改造を実施します。
- ・更新・改修工事については、計画的に実施することにより削減効果を生み出します。

3) 安全確保の実施方針

- ・児童や生徒等が利用していることから、点検診断等の結果を踏まえ、危険性が高いと認められた箇所については、安全確保に努めます。

4) 耐震化等の実施方針

- ・学校教育系施設の耐震化等については、今後の法令改正や老朽化による劣化等にも対応し、必要に応じて適切な工事等を実施します。

5) 長寿命化の実施方針

- ・関係省庁等が策定した方針に基づき、長寿命化計画の策定に取り組み、計画的な修繕・改修による長寿命化を図ります。

6) 統合や廃止の推進方針

- ・今後の幼児・児童・生徒数の減少を踏まえ、学校教育系施設のあり方について検討します。

7) 総合的かつ計画的な管理の実現に向けた方針

- ・学校教育系施設の適切な管理運営を図るため、教育委員会だけでなく、他の部局と連携して取り組みます。

(3) 町民文化系施設

①特性・課題の整理

町民文化系施設は、文化施設として松島町文化観光交流館があり、集会施設として各地区の公民館、集会所等があります。建築年度別延床面積では築20年程度の施設が約1割、築30年程度の施設が約7割となっています。

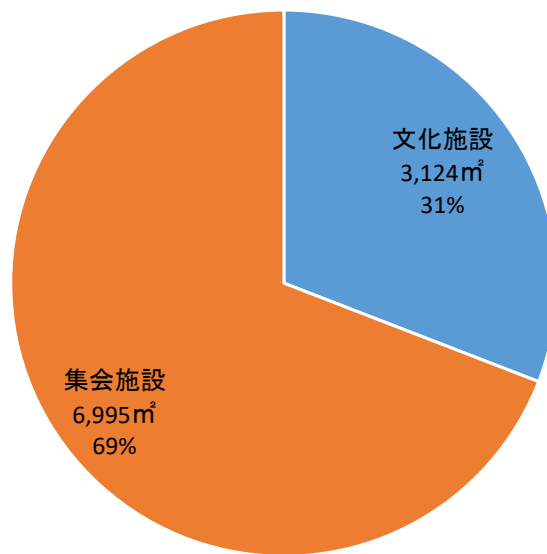
町民文化系施設については、集会施設は各地区での維持更新が必要となりますが、同用途の施設が近隣に立地する地区では施設再編の検討が求められます。

<施設一覧>

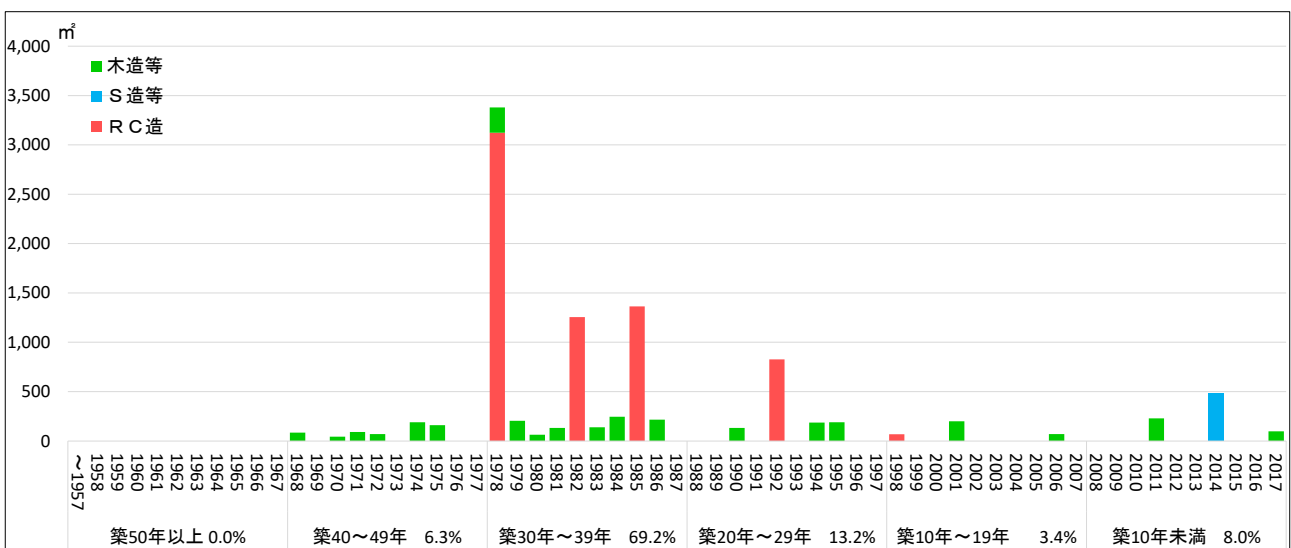
施設分類	施設名	総延床面積 (㎡)	代表建築年度		所管課	備考
文化施設	松島町文化観光交流館	3,124	1978	S53	中央公民館	H25年度改修
集会施設	萱倉支館	84	1968	S43	総務課 総務管理班	
	蛇ヶ崎集会所	44	1970	S45	総務課 総務管理班	
	中通支館	92	1971	S46	総務課 総務管理班	
	上初原支館	70	1972	S47	総務課 総務管理班	
	根廻分館	190	1974	S49	総務課 総務管理班	
	後根廻支館	29	1975	S50	総務課 総務管理班	
	小石浜支館	81	1975	S50	総務課 総務管理班	
	中オサブセンター	51	1975	S50	総務課 総務管理班	
	小ヶ谷支館	58	1978	S53	総務課 総務管理班	
	上竹谷生活センター	198	1978	S53	総務課 総務管理班	
	中出山集会所	64	1980	S55	総務課 総務管理班	
	後小泉サブセンター	57	1979	S54	総務課 総務管理班	
	松島東部地域交流センター	2,151	1982	S57	中央公民館	
	上幡谷生活センター	148	1979	S54	総務課 総務管理班	
	滝ノ沢サブセンター	66	1981	S56	総務課 総務管理班	
	反町支館	66	1981	S56	総務課 総務管理班	
	蒲サブセンター	81	1983	S58	総務課 総務管理班	
	大日向サブセンター	58	1983	S58	総務課 総務管理班	
	農村婦人の家	245	1984	S59	産業観光課 産業振興班	
	手樽地域交流センター	1,363	1985	S60	中央公民館	
	垣ノ内集会場	132	1986	S61	総務課 総務管理班	
	品井沼第二支館	84	1986	S61	総務課 総務管理班	
	古浦集会場	132	1990	H2	総務課 総務管理班	
	北小泉・下竹谷地区コミュニティーセンター	186	1994	H6	総務課 総務管理班	
	華園集会場	190	1995	H7	総務課 総務管理班	
	初原コミュニティーセンター	200	2001	H13	総務課 総務管理班	
	左坂支館	70	2006	H18	総務課 総務管理班	
本郷ふれあいセンター	230	2011	H23	総務課 総務管理班		
高城コミュニティーセンター	477	2014	H26	総務課 総務管理班		
桜渡戸分館	98	2017	H29	総務課 総務管理班		

※複数棟が併設している施設の代表建築年度は、延床面積が最も大きい棟の建築年度を表示

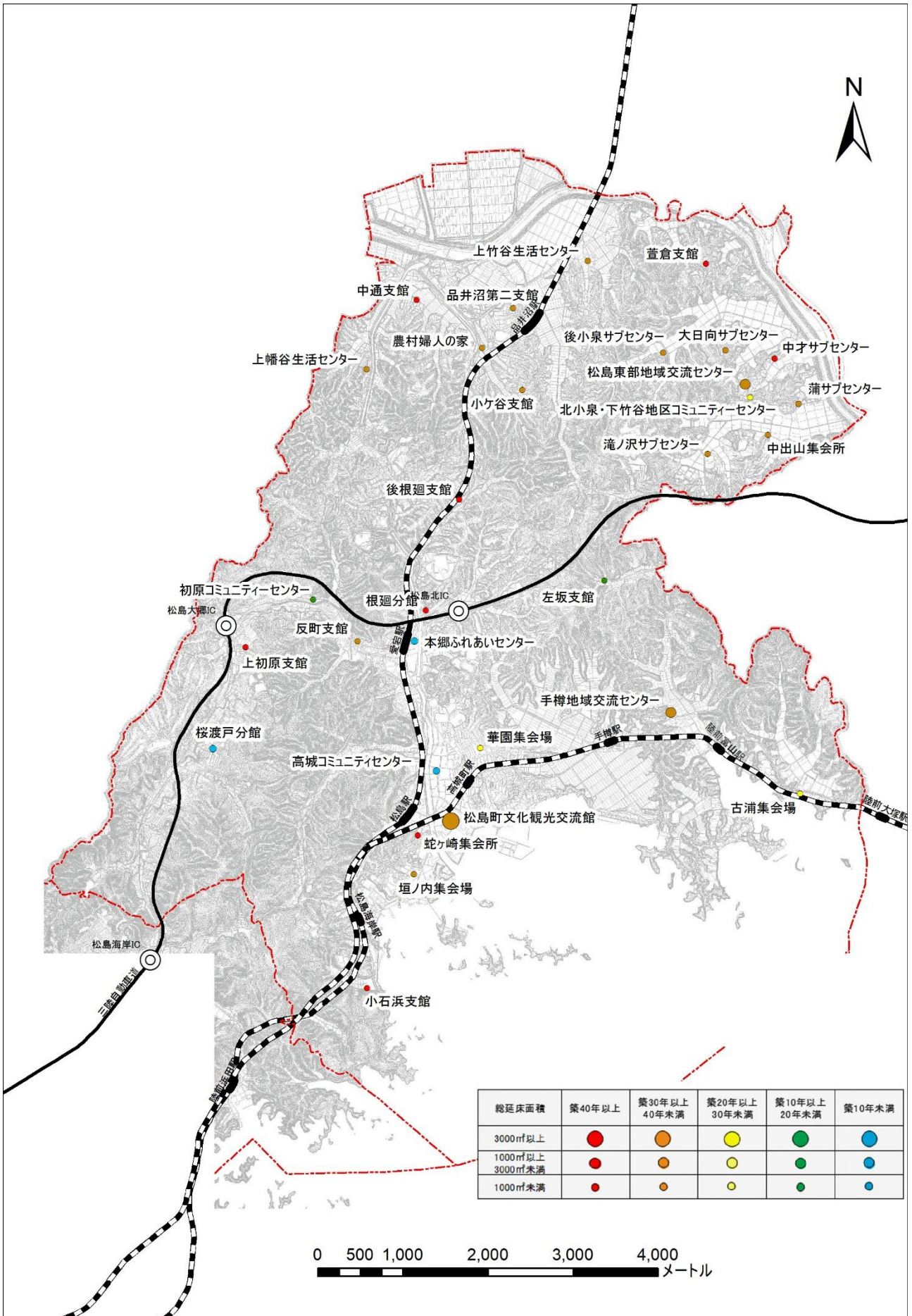
<施設分類別延床面積>



<建築年度別延床面積>



<町民文化系施設の位置図>



②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- ・町民文化系施設は、町民活動の重要な拠点となることから、今後も継続して利用するため、適切な点検診断を実施します。
- ・日常点検については、各施設管理者による実施に努めます。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。
- ・指定管理者制度を導入している松島町文化観光交流館については、引き続き制度を活用し、維持管理費の削減に努めます。

3) 安全確保の実施方針

- ・町民文化系施設は多様な年齢層の利用者に必要な施設であることから、点検診断等の結果を踏まえ、危険性が高く対応が必要と認められた箇所については、安全確保に努めます。

4) 耐震化等の実施方針

- ・町民文化系施設の耐震化等については、今後の法令改正や老朽化による劣化等にも対応し、必要に応じて適切な工事等を実施します。

5) 長寿命化の実施方針

- ・町民文化系施設の中で、長寿命化が必要な施設・部位等を検討し、長寿命化計画の策定に取り組みます。

6) 統合や廃止の推進方針

- ・集会施設については、同用途の施設が近隣に立地する地区が見られることから、今後の人口動態を踏まえながら、施設の統廃合を含めた適正配置を検討します。
- ・施設の統廃合にあたっては、町民サービス水準の低下を招かない取組を最優先とし、段階的に状況を説明しながら合意形成を図っていきます。

7) 総合的かつ計画的な管理の実現に向けた方針

- ・町民文化系施設の適切な管理運営を図るため、地域住民と連携して取り組みます。

(4) 観光・社会教育系施設

①特性・課題の整理

スポーツ施設としては、フットボールセンター、海洋センター（体育館）や温水プールがあります。レクリエーション・観光施設としては、双観荘や勤労青少年ホームがあります。博物館等としては、観瀾亭博物館、松島海岸公園避難施設（観瀾亭分室）や品井沼干拓資料館があります。建築年度別延床面積では築10年程度の施設が約6割、築20年程度の施設が約1割、築30年程度の施設が約2割となっています。

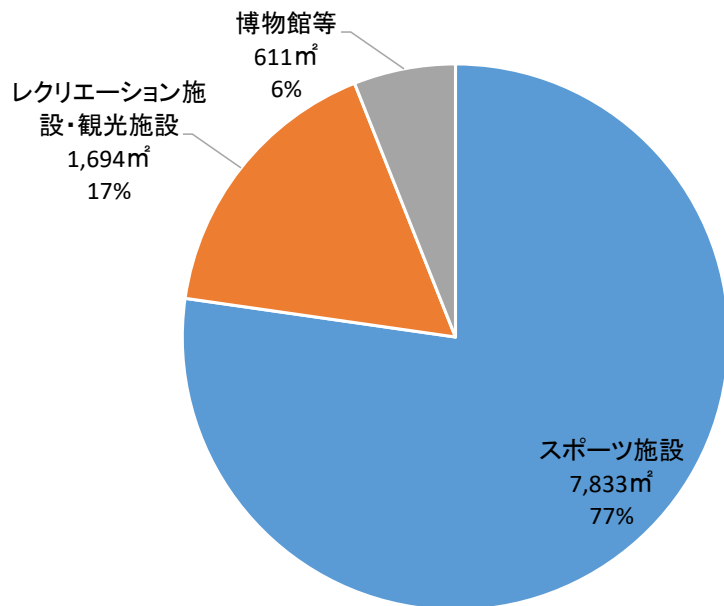
観光・社会教育系施設については、今後も施設を継続して利用するための維持更新が必要となります。

<施設一覧>

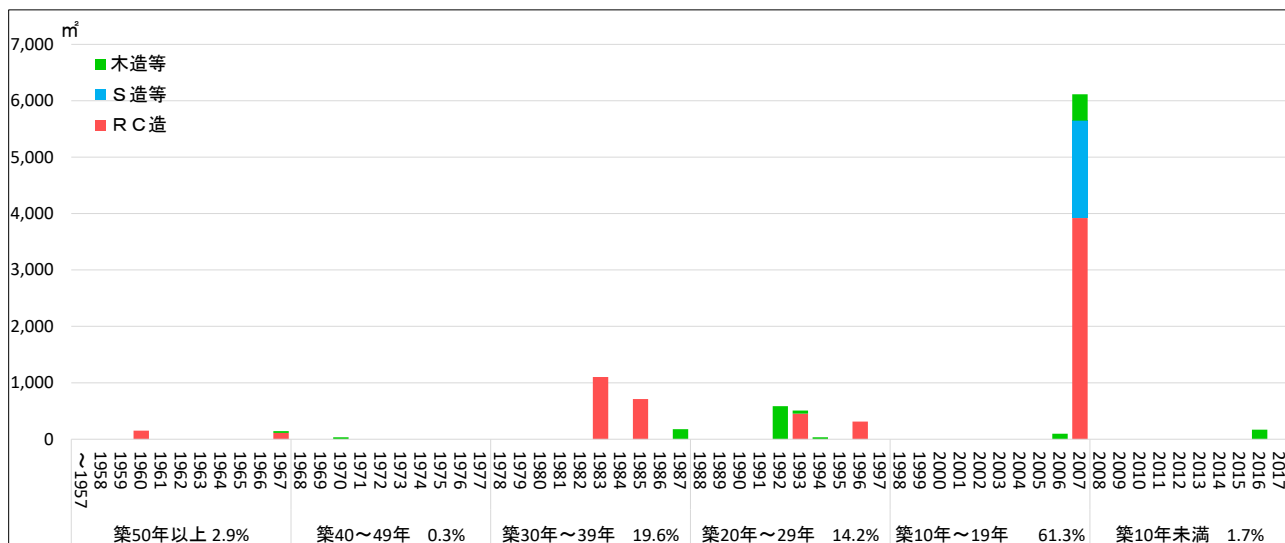
施設分類	施設名	総延床面積 (㎡)	代表建築年度		所管課	備考
スポーツ施設	松島町 B&G 海洋センター	1,102	1983	S58	スポーツ振興センター	
	松島運動公園	765	1993	H5	スポーツ振興センター	
	松島フットボールセンター	3,077	2007	H19	財務課 財政班	
	松島運動公園温水プール	2,889	2007	H19	スポーツ振興センター	
レクリエーション施設・観光施設	治祐ヶ森東屋（休憩所、ロッジ）	34	1970	S45	財務課 財政班	
	松島町勤労青少年ホーム	810	1985	S60	中央公民館	
	双観荘	177	1987	S62	産業観光課 観光班	
	松島町野外活動センター	673	1992	H4	中央公民館	
博物館等	観瀾亭松島博物館	293	1960	S35	産業観光課 観光班	
	品井沼干拓資料館	149	2007	H19	教育課 生涯学習班	
	松島海岸公園避難施設（観瀾亭分室）	169	2016	H28	産業観光課 観光班	改修年度

※複数棟が併設している施設の代表建築年度は、延床面積が最も大きい棟の建築年度を表示

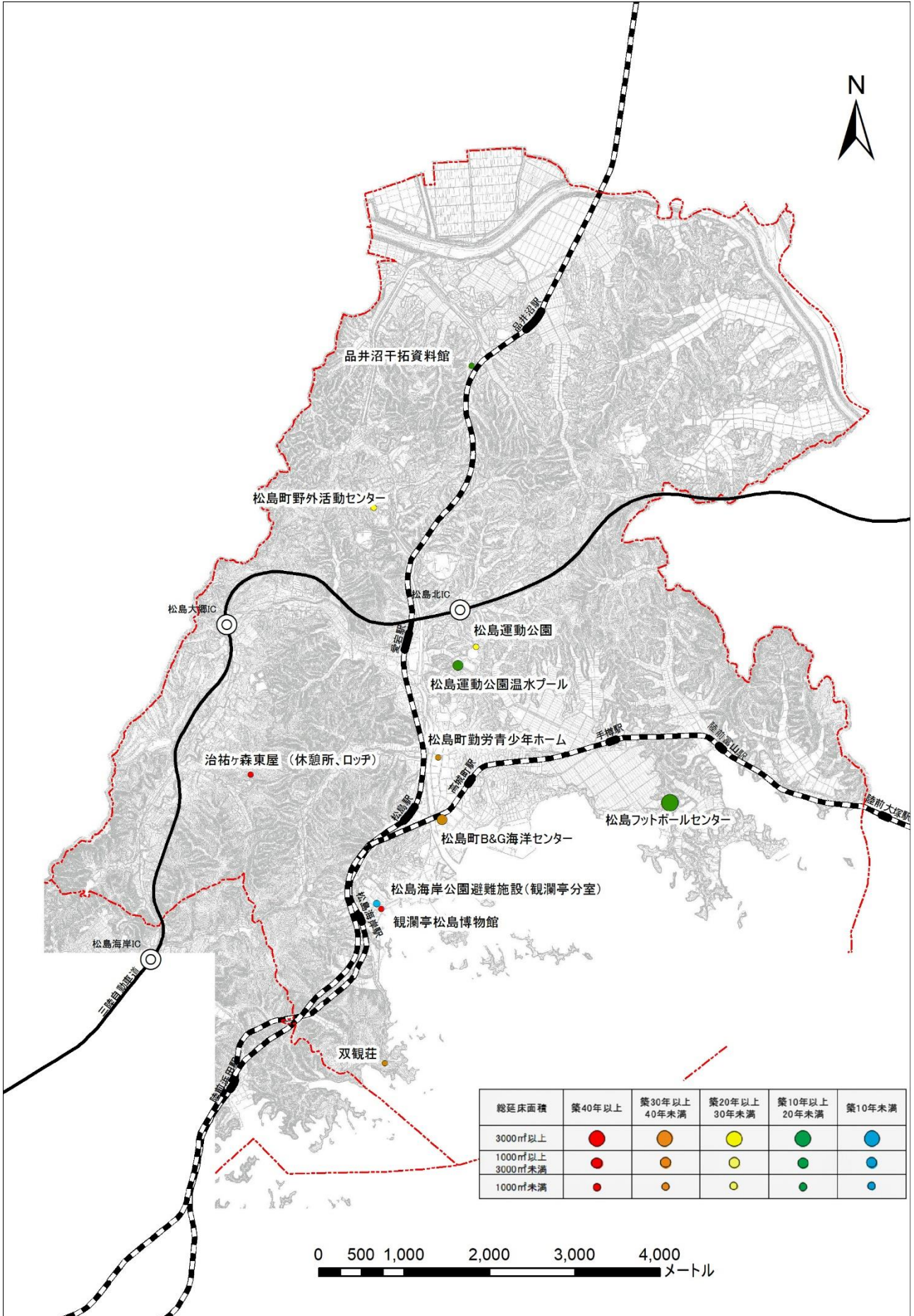
<施設分類別延床面積>



<建築年度別延床面積>



<観光・社会教育系施設の位置図>



②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- ・観光・社会教育系施設は、不特定多数の利用者が多いことから、防災設備を中心に適切な点検診断を実施します。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。
- ・指定管理者制度を導入している施設については、引き続き制度を活用し、維持管理費の削減に努めます。

3) 安全確保の実施方針

- ・観光・社会教育系施設は、不特定多数の利用者が多いことから、点検診断等の結果を踏まえ、安全誘導の視点から危険性が高く対応が必要と認められた箇所については、安全確保に努めます。

4) 耐震化等の実施方針

- ・観光・社会教育系施設の耐震化等については、今後の法令改正や老朽化による劣化等にも対応し、必要に応じて適切な工事等を実施します。

5) 長寿命化の実施方針

- ・観光・社会教育系施設の中で、長寿命化が必要な施設・部位等を検討し、長寿命化計画の策定に取り組みます。

6) 統合や廃止の推進方針

- ・今後施設の利用状況や利用形態を踏まえながら、施設の統廃合を含めた適正配置を検討します。

7) 総合的かつ計画的な管理の実現に向けた方針

- ・指定管理者制度を導入している施設については、当面制度を継続しますが、その他の施設についても、民間活力の活用等による管理運営の効率化を検討します。

(5) 保健・福祉施設

①特性・課題の整理

保健・福祉施設としては、保健福祉施設、高齢福祉施設、障害福祉施設があります。

保健福祉センターは竣工から22年経過し、老人ふれあいの家等3箇所の施設はいずれも20～22年経過しており、施設の修繕や年次による設備更新が必要になってきています。

保健福祉センターの一部はデイサービスセンターとして指定管理しており、健康館も指定管理によるデイサービスセンターとして活用しています。デイサービス等の施設は、民間も含め町内で12施設に増えております。

健康館については、旧国鉄松島駅を診療所として改築し、その後健康館として改修工事を実施してきておりますが、躯体としては120年以上経過しており、老朽化が著しい状況になっています。

障害者支援施設である地域活動支援センター（希望園）は、木造平屋建で建築から42年が経過しており、水害による被害の影響もあり、老朽化が進んでいます。

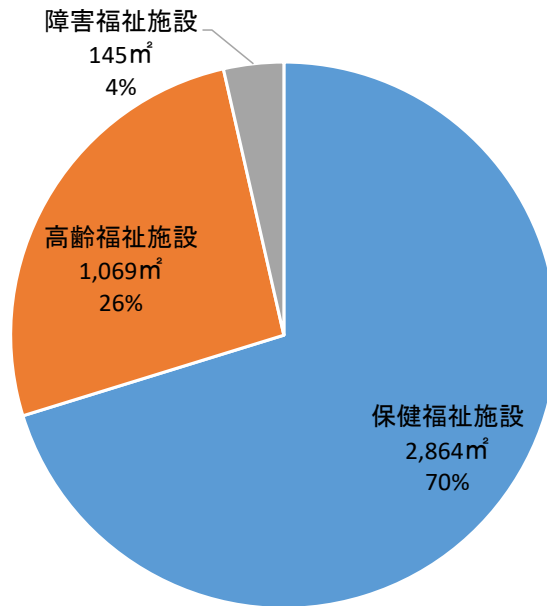
<施設一覧>

施設分類	施設名	総延床面積 (㎡)	代表建築年度		所管課	備考
保健福祉施設 (再掲: デイサービス)	松島町保健福祉センター (長松園デイサービスセンター)	2,864 (372)	1999	H11	健康長寿課 高齢者支援班	指定管理
高齢福祉施設	松島町健康館 (健康館デイサービスセンター)	664	1889	M22	健康長寿課 健康づくり班	指定管理
高齢福祉施設 (老人ふれあいの家)	松島町老人ふれあいの家	161	1999	H11	健康長寿課 高齢者支援班	
	松島町老人ひだまりの家	119	2000	H12	健康長寿課 高齢者支援班	元手樽支館
	松島町老人ほほえみの家	125	2001	H13	健康長寿課 高齢者支援班	
障害福祉施設	松島町地域活動支援センター (希望園)	145	1979	S54	町民福祉課 福祉班	

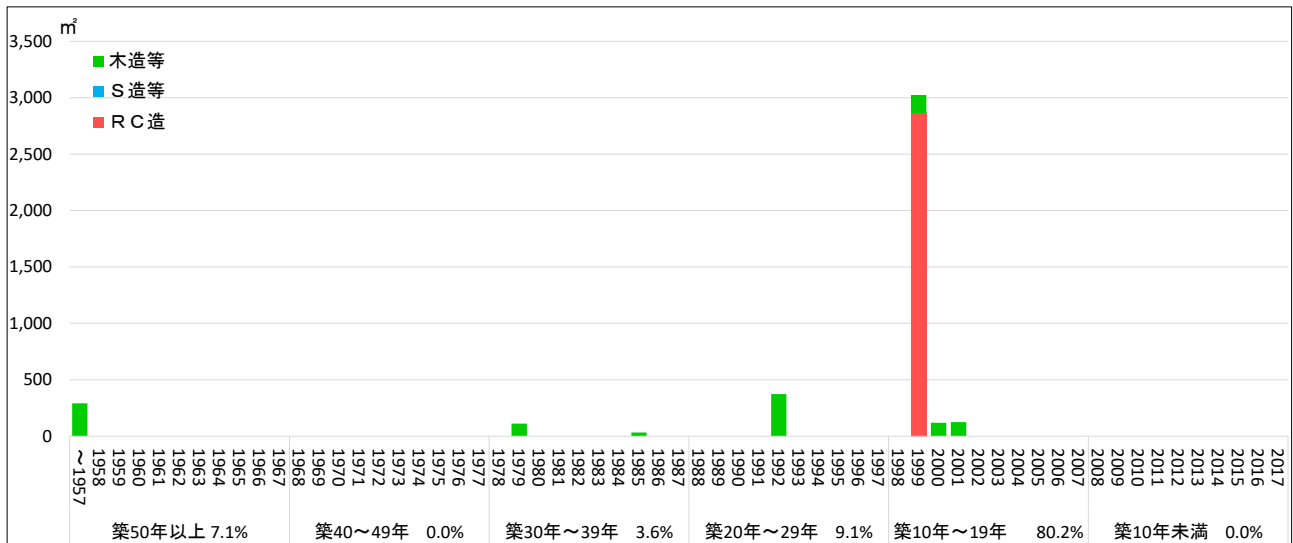
※複数棟が併設している施設の代表建築年度は、延床面積が最も大きい棟の建築年度を表示

※健康館：1889年(M22年) 旧国鉄 松島駅竣工
 1962年(S37年) 松島駅廃止
 1962年(S37年) 松島町国民健康保険診療所(初原診療所)改築工事
 1963年(S38年) 松島町国民健康保険診療所(初原診療所)開設
 1992年(H5年) 旧松島町国民健康保険診療所(初原診療所)改築工事(健康館)
 1993年(H5年6月) 健康館開設

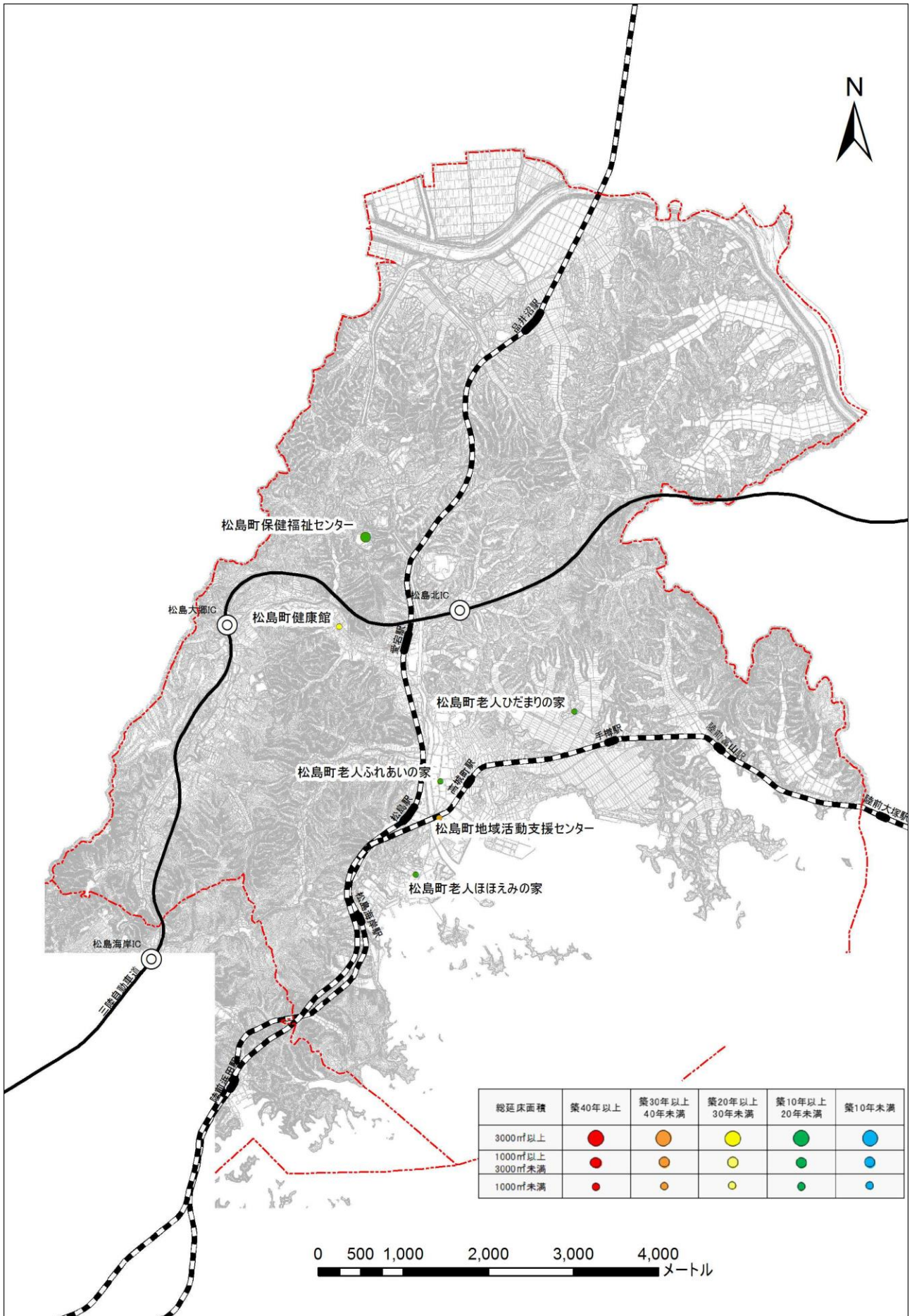
<施設分類別延床面積>



<建築年度別延床面積>



<保健・福祉施設の位置図>



②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- ・保健・福祉施設については、施設の特性により乳幼児や障がい者、高齢者等の利用が多いことから、安心して利用できるように防災設備等の各種設備について適切な点検診断を実施します。
- ・特に、施設の特徴に鑑みて、防疫の観点から衛生設備について、法令点検以外にも施設管理者の見回り点検も併用して、施設の安全管理を実施します。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。

3) 安全確保の実施方針

- ・保健・福祉施設については、施設の特性により乳幼児や障がい者、高齢者等の利用が多いことから、点検診断等の結果を踏まえ、危険性が高く対応が必要と認められた箇所については、安全確保に努めます。

4) 耐震化等の実施方針

- ・保健・福祉施設の耐震化等については、今後の法令改正や老朽化による劣化等に対応し、必要に応じて適切な工事等を実施します。

5) 長寿命化の実施方針

- ・保健・福祉施設の中で、長寿命化が必要な施設・部位等を検討し、長寿命化計画の策定に取り組みます。

6) 統合や廃止の推進方針

- ・保健・福祉施設については、民間に類似機能の施設が増えてきていることも考慮し、施設の利用状況や利用形態、施設の老朽化等を踏まえながら、施設の廃止や運用の見直しを検討します。民間活力の活用についても、施設の譲渡や貸与、指定管理、業務委託を含めて検討します。

7) 総合的かつ計画的な管理の実現に向けた方針

- ・公有施設としての存続の有用性が高い施設について、中長期的な視点で、総合的かつ計画的な管理体制を検討します。各施設の特性を考慮しながら、民間活力の活用を図っていきます。

(6) 子育て支援施設

①特性・課題の整理

子育て支援施設としては、保育所、児童施設があります。建築年度別延床面積では築10年未満の施設が約2割、築30年程度の施設が約8割となっています。

子育て支援施設については、今後も施設を継続して利用するための維持更新が必要となります。

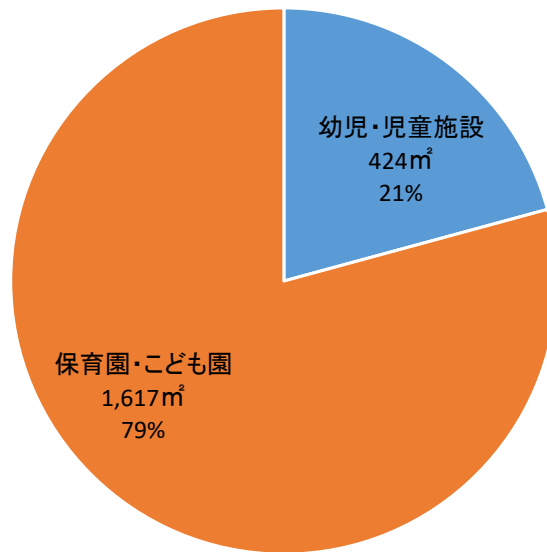
<施設一覧>

施設分類	施設名	総延床面積 (㎡)	代表建築年度		所管課	備考
幼児・児童施設	松島町児童館	424	2014	H26	町民福祉課 こども支援班	
保育園・こども園	磯崎保育所	398	1979	S54	町民福祉課 こども支援班	
	高城保育所	731	1982	S57	町民福祉課 こども支援班	
	松島保育所	488	1983	S58	町民福祉課 こども支援班	

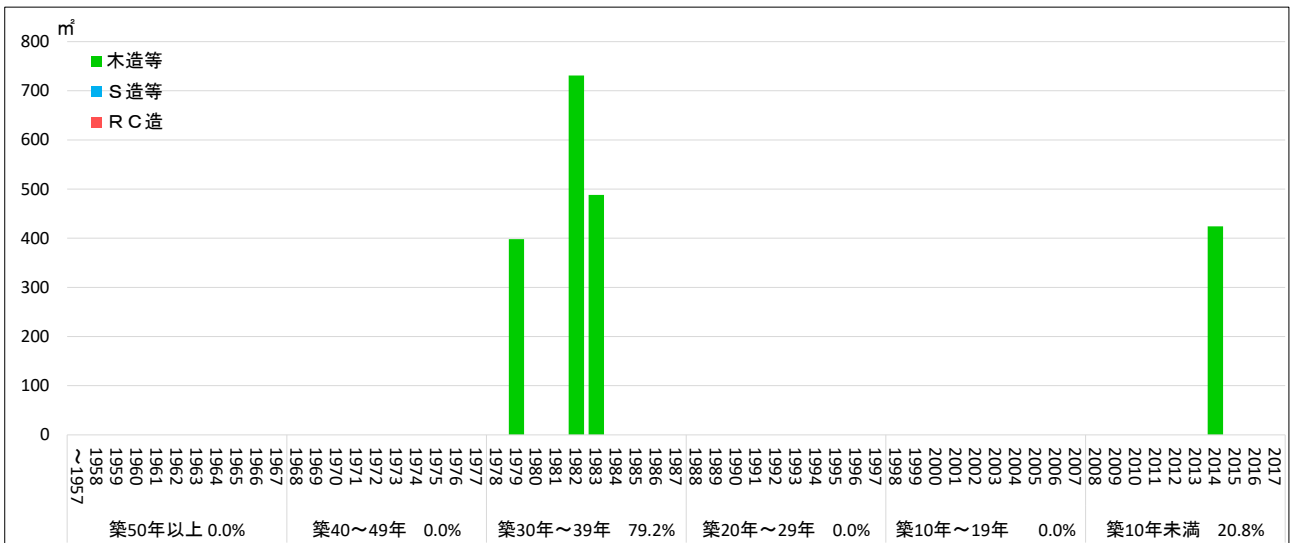
※複数棟が併設している施設の代表建築年度は、延床面積が最も大きい棟の建築年度を表示

※高城保育所分園は松島第二幼稚園に含む

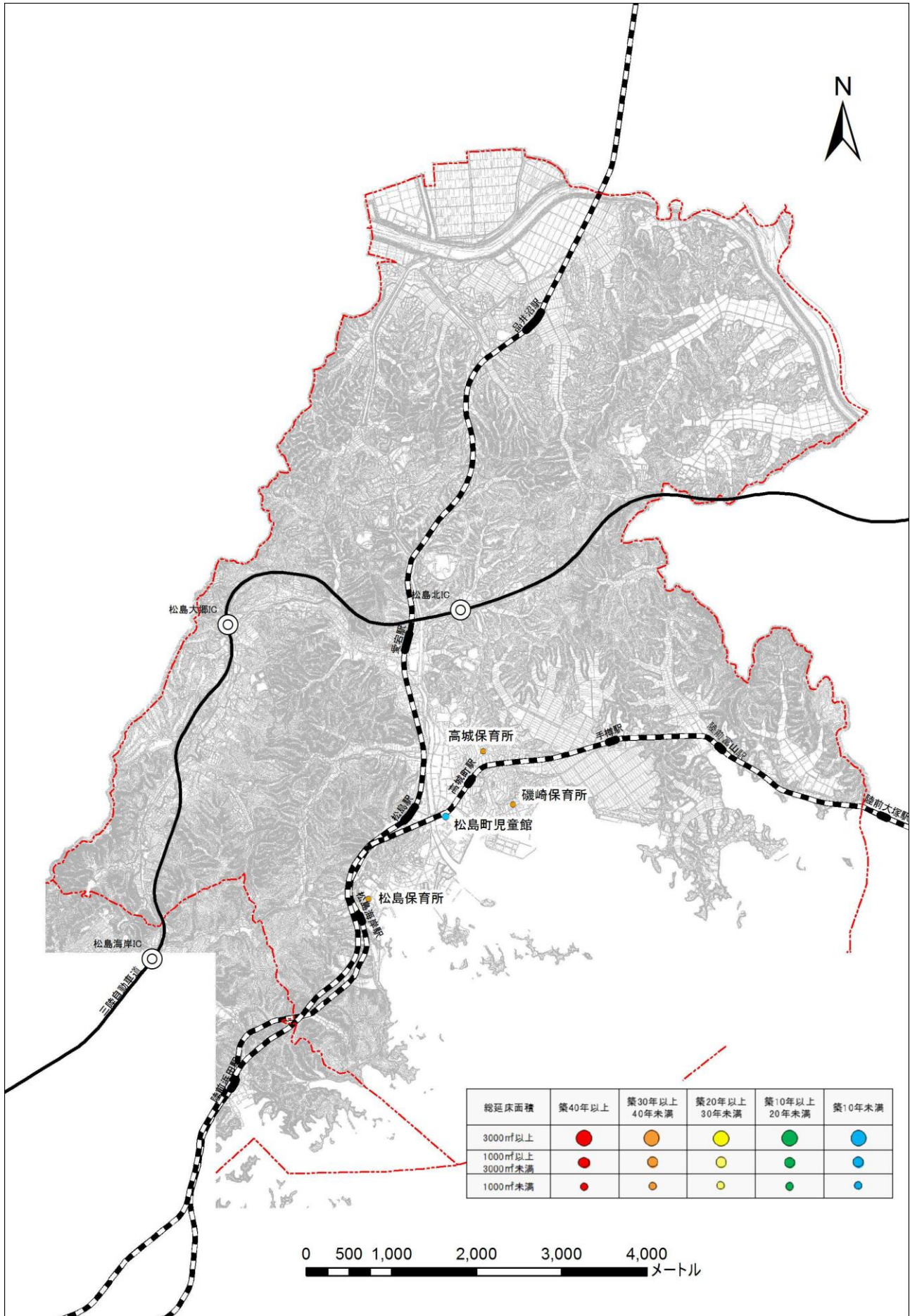
<施設分類別延床面積>



<建築年度別延床面積>



<子育て支援施設の位置図>



②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- ・子育て支援施設については、乳幼児や児童等が多く利用する施設であることから、安心して利用できるように防災設備等の各種設備について適切な点検診断を実施します。
- ・特に、施設の特徴に鑑みて、防疫の観点から衛生設備について、法令点検以外にも施設管理者の見回り点検も併用して、施設の安全管理を実施します。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。

3) 安全確保の実施方針

- ・子育て支援施設は、乳幼児や児童等の利用者が多いことから、点検診断等の結果を踏まえ、危険性が高く対応が必要と認められた箇所については、安全確保に努めます。

4) 耐震化等の実施方針

- ・子育て支援施設の耐震化については全て実施済みとなっていますが、今後の法令改正や老朽化による劣化等にも対応し、必要に応じて適切な工事等を実施します。

5) 長寿命化の実施方針

- ・子育て支援施設の中で、長寿命化が必要な施設・部位等を検討し、長寿命化計画の策定に取り組みます。

6) 統合や廃止の推進方針

- ・子育て支援施設については、今後の人口動態を踏まえながら、施設の統廃合を含めた適正配置を検討します。

7) 総合的かつ計画的な管理の実現に向けた方針

- ・子育て支援施設は民間での運営が可能であることから、民間活力の活用等による管理運営の効率化を検討します。

(7) 町営住宅

①特性・課題の整理

町営住宅としては、8施設があります。建築年度別延床面積では築10年未満の施設が約2割、築20年程度の施設が約2割、築30年程度の施設が約3割、築40年程度の施設が約1割、築50年以上の施設が約1割となっています。

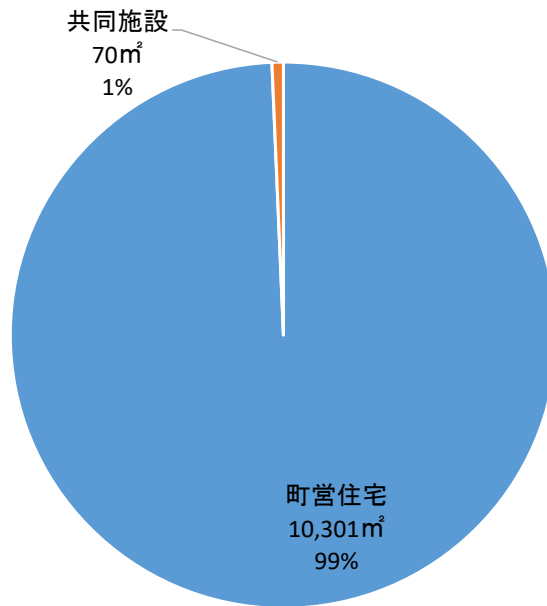
町営住宅については、施設の老朽化への対応及び継続利用するための維持更新が必要となります。

<施設一覧>

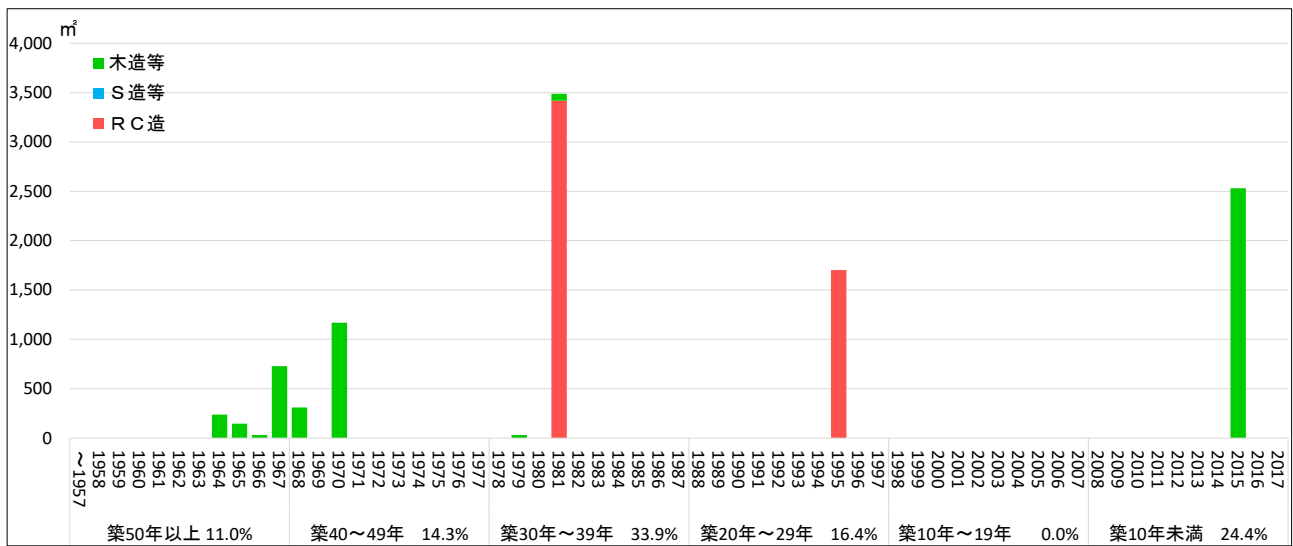
施設分類	施設名	総延床面積 (㎡)	代表建築年度		所管課	備考
町営住宅	愛宕団地	522	1964	S39	建設課 管理班	
	上初原団地	1,603	1970	S45	建設課 管理班	
	幡谷団地	310	1967	S42	建設課 管理班	
	小石浜住宅	217	1970	S45	建設課 管理班	
	高城団地(1.2.3号棟)	3,418	1981	S56	建設課 管理班	
	高城団地(4.5号棟)	1,702	1995	H7	建設課 管理班	
	華園団地	1,018	2015	H27	建設課 管理班	
	美映の丘団地	1,513	2015	H27	建設課 管理班	
共同施設	高城団地集会場	70	1981	S56	建設課 管理班	
公園	高城団地(1.2.3号棟)(遊具)	—	—	—	建設課 管理班	
	高城団地(4.5号棟)(遊具)	—	—	—	建設課 管理班	

※複数棟が併設している施設の代表建築年度は、延床面積が最も大きい棟の建築年度を表示

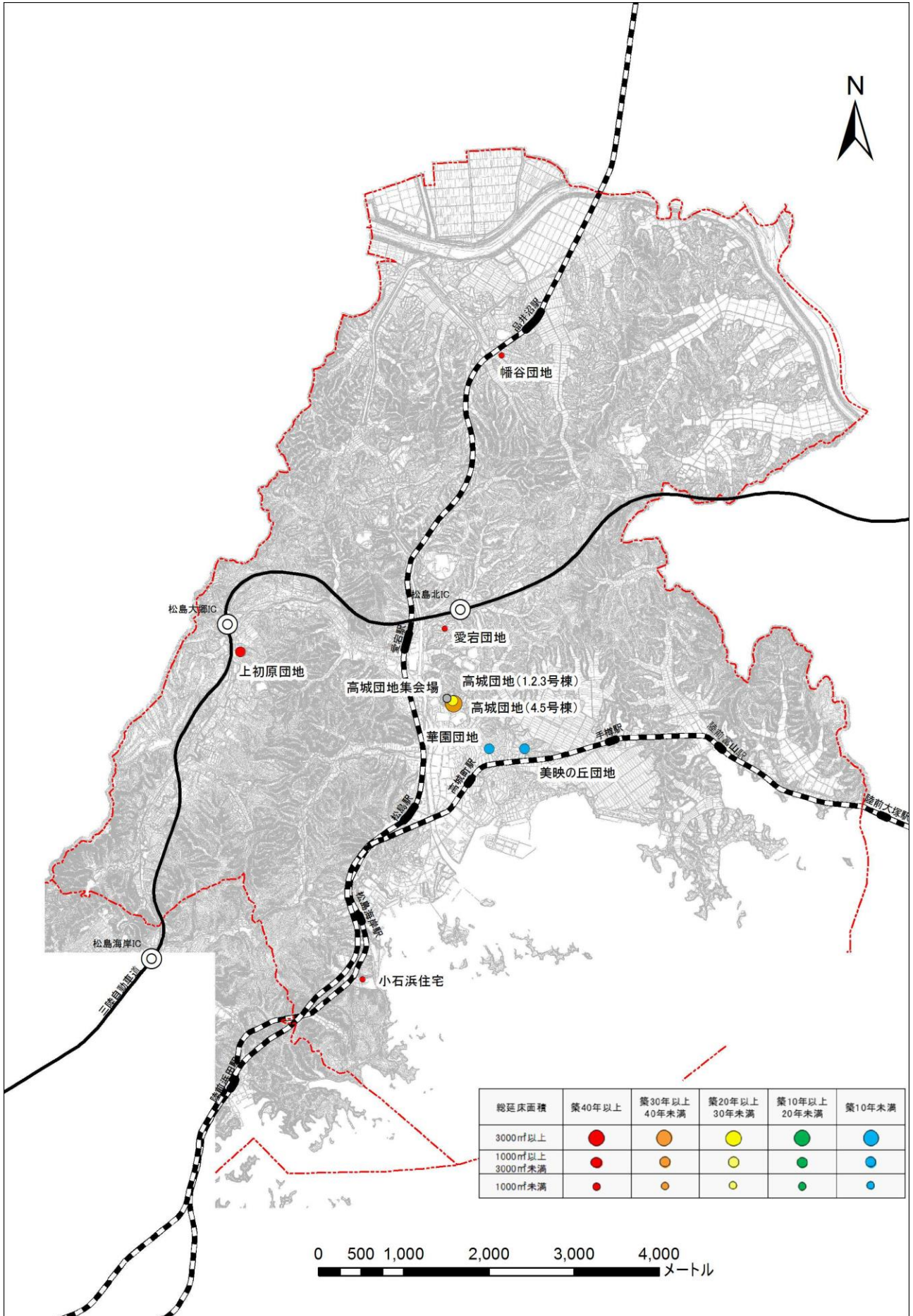
<施設分類別延床面積>



<建築年度別延床面積>



<町営住宅の位置図>



②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- ・入居者の安全確保を図るため、居室及び共用部分の防火設備を含めた防災設備等の適切な点検診断を実施します。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・点検結果を通して把握した状況を「町営住宅管理データベース」に記録し、着実かつ効率的・効果的な修繕・維持管理の計画作成に役立てていきます。
- ・施設の維持管理及び修繕、更新等については、長寿命化計画に基づき、大規模修繕や更新について入居状況や費用対効果を踏まえて計画的に実施します。

3) 安全確保の実施方針

- ・入居者の安全確保等については、点検診断等の結果を踏まえ、危険性が高く対応が必要と認められた箇所については、安全確保に努めます。

4) 耐震化等の実施方針

- ・町営住宅の耐震化等については、今後の法令改正や老朽化による劣化等にも対応し、必要に応じて適切な工事等を実施します。

5) 長寿命化の実施方針

- ・町営住宅の長寿命化計画に基づき、計画的な修繕による長寿命化に取り組みます。

6) 統合や廃止の推進方針

- ・町営住宅については、施設の耐用年数・老朽化、団地別の入居状況等を踏まえ、全町的な観点から施設の再編を検討します。
- ・施設の再編に当たっては、入居者に対して段階的に状況を説明しながら合意形成を図ります。

7) 総合的かつ計画的な管理の実現に向けた方針

- ・「町営住宅管理データベース」の活用により、効率的な管理を推進します。

(8) その他施設

①特性・課題の整理

その他施設としては、供給処理施設、産業系施設、その他があります。建築年度別延床面積では築10年未満の施設が約2割、築10年程度の施設が約3割、築20年程度の施設が約2割、築30年程度の施設が約2割、築40年程度の施設が約1割となっています。

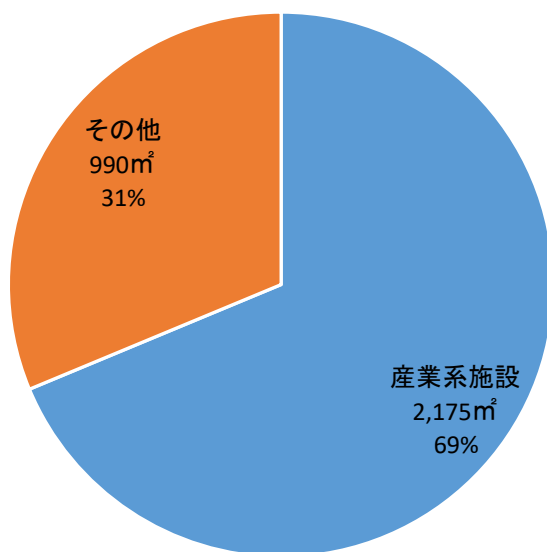
その他施設については、今後も施設を継続して利用するための維持更新が必要となります。

<施設一覧>

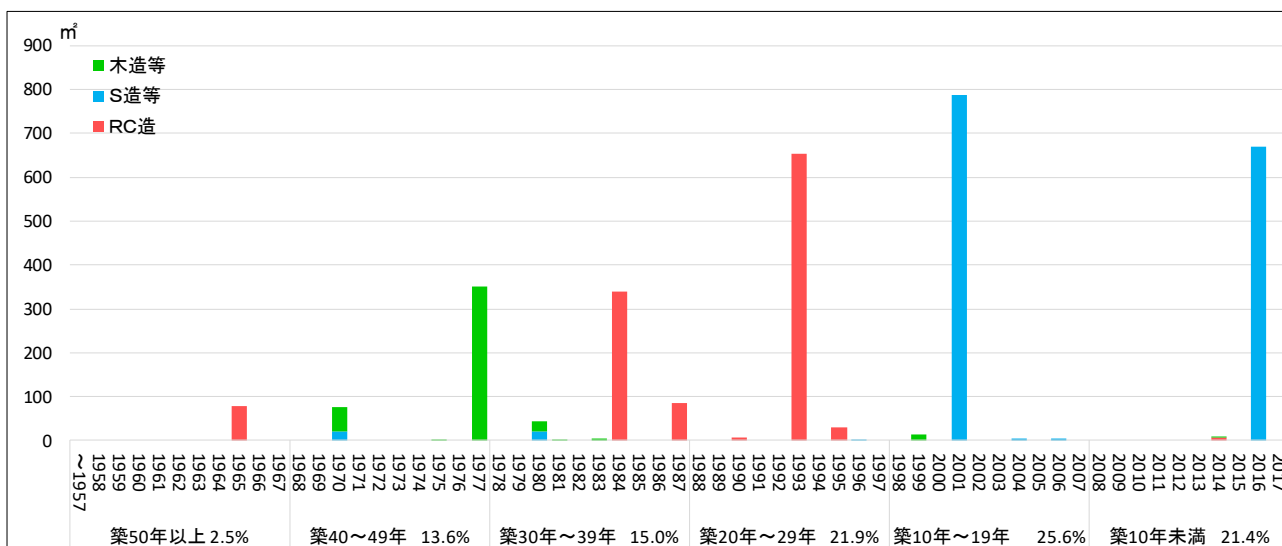
施設分類	施設名	総延床面積 (㎡)	代表建築年度		所管課	備考
産業系施設	富山排水機場	78	1965	S40	建設課 建設班	
	松島町職工組合事務所	93	1977	S52	財務課 財政班	
	松島町シルバー人材センター事務所	257	1977	S52	財務課 財政班	
	さけますふ化場	119	1984	S59	産業観光課 産業振興班	
	遊漁者用管理所	221	1984	S59	産業観光課 産業振興班	
	弥勒堂排水機場	85	1987	S62	建設課 建設班	
	品井沼農村環境改善センター	653	1993	H5	産業観光課 産業振興班	
その他	磯崎漁港漁具倉庫	669	2016	H28	産業観光課 産業振興班	
	高城町駅前公衆便所	20	1970	S45	建設課 管理班	
	元禄潜穴公衆便所	12	1970	S45	建設課 管理班	
	初原岩清水住宅	40	1970	S45	財務課 財政班	
	垣ノ内児童公園公衆便所	5	1970	S45	建設課 管理班	
	光陽台児童遊園公衆便所	3	1975	S50	建設課 管理班	
	西の浜貝塚公園(便所・四阿)	44	1980	S55	教育課 生涯学習班	
	高城字浜児童遊園公衆便所	2	1981	S56	建設課 管理班	
	白萩児童公園公衆便所	4	1983	S58	建設課 管理班	
	城内児童公園公衆便所	7	1990	H2	建設課 管理班	
	遊YOU公園(便所・倉庫)	31	1995	H7	建設課 管理班	
	華園児童公園公衆便所	3	1996	H8	建設課 管理班	
	初原ユーユー公園公衆便所	13	1999	H11	建設課 管理班	
	松島駅前駐輪場	788	2001	H13	建設課 管理班	
	くぬぎ台児童公園公衆便所	5	2004	H16	建設課 管理班	
	愛宕駅前公衆便所	4	2006	H18	建設課 管理班	
	本郷ふれあい児童公園公衆便所	6	2014	H26	建設課 管理班	
	美映の丘児童公園公衆便所	3	2014	H26	建設課 管理班	
無線共聴施設	—	—	—	企画調整課	GF	

※複数棟が併設している施設の代表建築年度は、延床面積が最も大きい棟の建築年度を表示

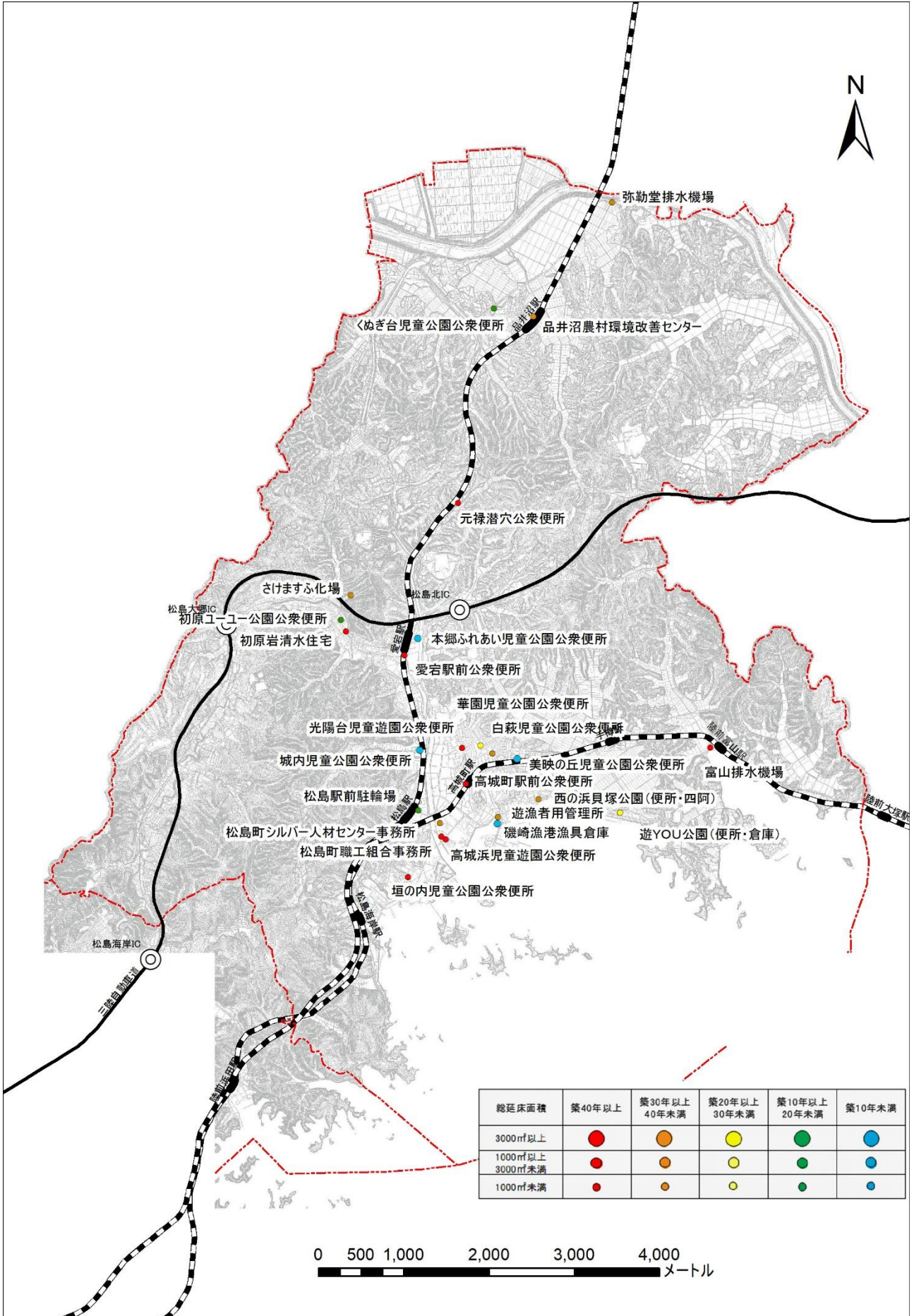
<施設分類別延床面積>



<建築年度別延床面積>



<その他施設の位置図>



②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- ・その他施設については機能維持の観点から、計画的な点検診断を実施します。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・その他施設については、関係省庁等が策定した方針に基づき、適正な維持管理及び施設整備の優先順位を定め、計画的な改修を実施します。

3) 安全確保の実施方針

- ・特殊設備や衛生管理面等を考慮しながら、点検診断等の結果を踏まえ危険性が高いと認められた箇所については、安全確保に努めます。

4) 耐震化等の実施方針

- ・その他施設の耐震化等については、今後の法令改正や老朽化による劣化等にも対応し、必要に応じて適切な工事等を実施します。

5) 長寿命化の実施方針

- ・その他施設の中で、長寿命化が必要な施設・部位等を検討し、長寿命化計画の策定に取り組みます。

6) 統合や廃止の推進方針

- ・その他施設については、今後の人口動態を踏まえながら、施設の統廃合を含めた適正配置を検討します。

7) 総合的かつ計画的な管理の実現に向けた方針

- ・その他施設については、今後管理運営の効率化に向けて検討します。

(9) 道路

①特性・課題の整理

道路施設（舗装、橋りょう、トンネル、附属施設等）については、今後も町民の安全、安心な生活を支えるため、定期的な点検の実施による現況把握や長寿命化計画の策定による計画的な維持管理が必要となります。

<施設一覧>

施設分類	施設名	延長 (m)	面積 (㎡)	所管課	備考
町道	1級町道	16,880	140,714	建設課 建設班	
	2級町道	15,536	82,550	建設課 建設班	
	その他町道	132,785	651,386	建設課 建設班	
橋りょう	PC橋	60	245	建設課 建設班	
	RC橋	520	3,280	建設課 建設班	
	鋼橋	190	1,428	建設課 建設班	
施設分類	施設名	延長 (m)	幅員 (m)	所管課	備考
トンネル	根廻トンネル	168	4.4	建設課 建設班	
	三居山トンネル	35	5.5	建設課 建設班	
	東浜トンネル	33	5.6	建設課 建設班	
	根廻第二トンネル	36	4.0	建設課 建設班	
	十文字トンネル	62	6.5	建設課 建設班	

※令和3年3月31日現在

②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- ・関係省庁等が作成する点検マニュアル等に基づき、道路施設に対して適切な点検診断を実施します。
- ・地域住民の協力を得ながら、損傷箇所の早期発見に努めます。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・関係省庁等が策定した方針や点検診断結果を踏まえて、適切な維持管理及び計画的な修繕を実施します。それにより、将来の維持コストの低減、平準化を図ります。

3) 安全確保の実施方針

- ・自動車運転者・自転車利用者・歩行者の視点、高齢者及び障がい者に対する安全誘導の視点から、安全管理に努めます。
- ・通常点検や通報により危険等を確認した場合は、速やかに応急措置を実施し安全確保を図ります。

4) 耐震化等の実施方針

- ・地震時に道路の通行が遮断されないように、道路施設の適切な耐震化を図ります。

5) 長寿命化の実施方針

- ・道路施設の長寿命化計画を踏まえて、予防保全の考え方に基づく計画的な修繕による長寿命化を図ります。

6) 統合や廃止の推進方針

- ・将来の人口等の見通しを踏まえて、道路のあり方について検討します。

7) 総合的かつ計画的な管理の実現に向けた方針

- ・台帳システムの活用により、効率的な管理を推進します。
- ・専門性の高い職員の育成を図るため、研修会等への参加を推進します。

(10) 上水道施設

①特性・課題の整理

上水処理施設の建築年度別延床面積は築30年程度の施設が約7割、築40年程度の施設が約3割となっています。

上水道については、町民の生活環境の維持及び安全確保のために、定期的な点検の実施による現況把握や適切な維持管理が必要となります。

<施設一覧>

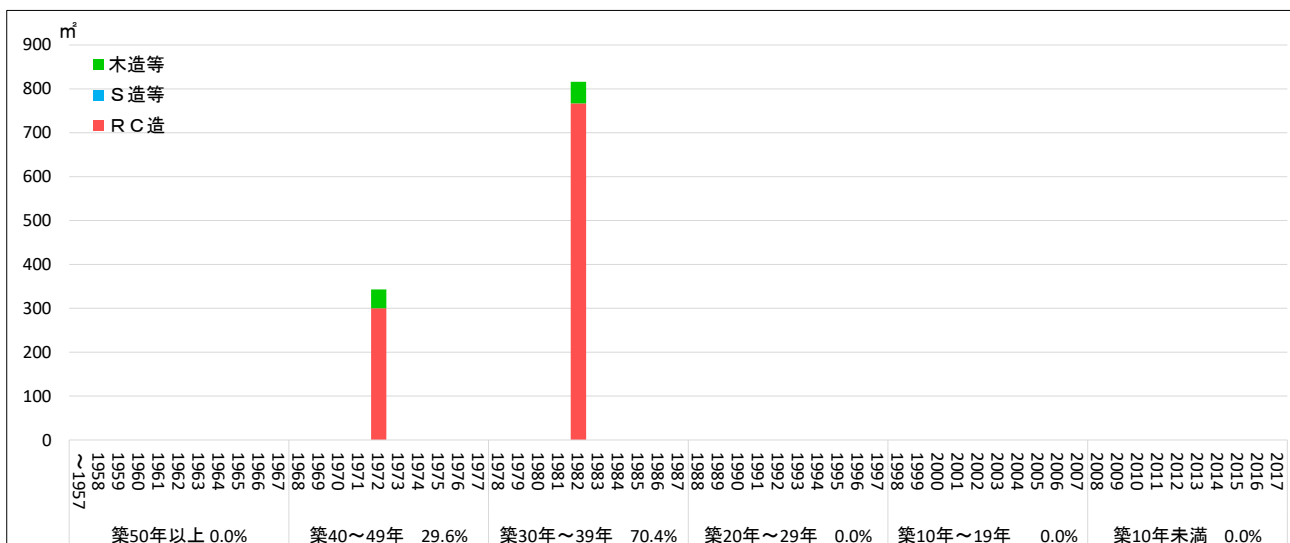
施設分類	施設名	総延床面積 (㎡)	代表建築年度		所管課	備考
上水処理施設	二子屋浄水場	343	1972	S47	水道事業所 施設班	更新前
	初原浄水場	816	1982	S57	水道事業所 施設班	

※複数棟が併設している施設の代表建築年度は、延床面積が最も大きい棟の建築年度を表示

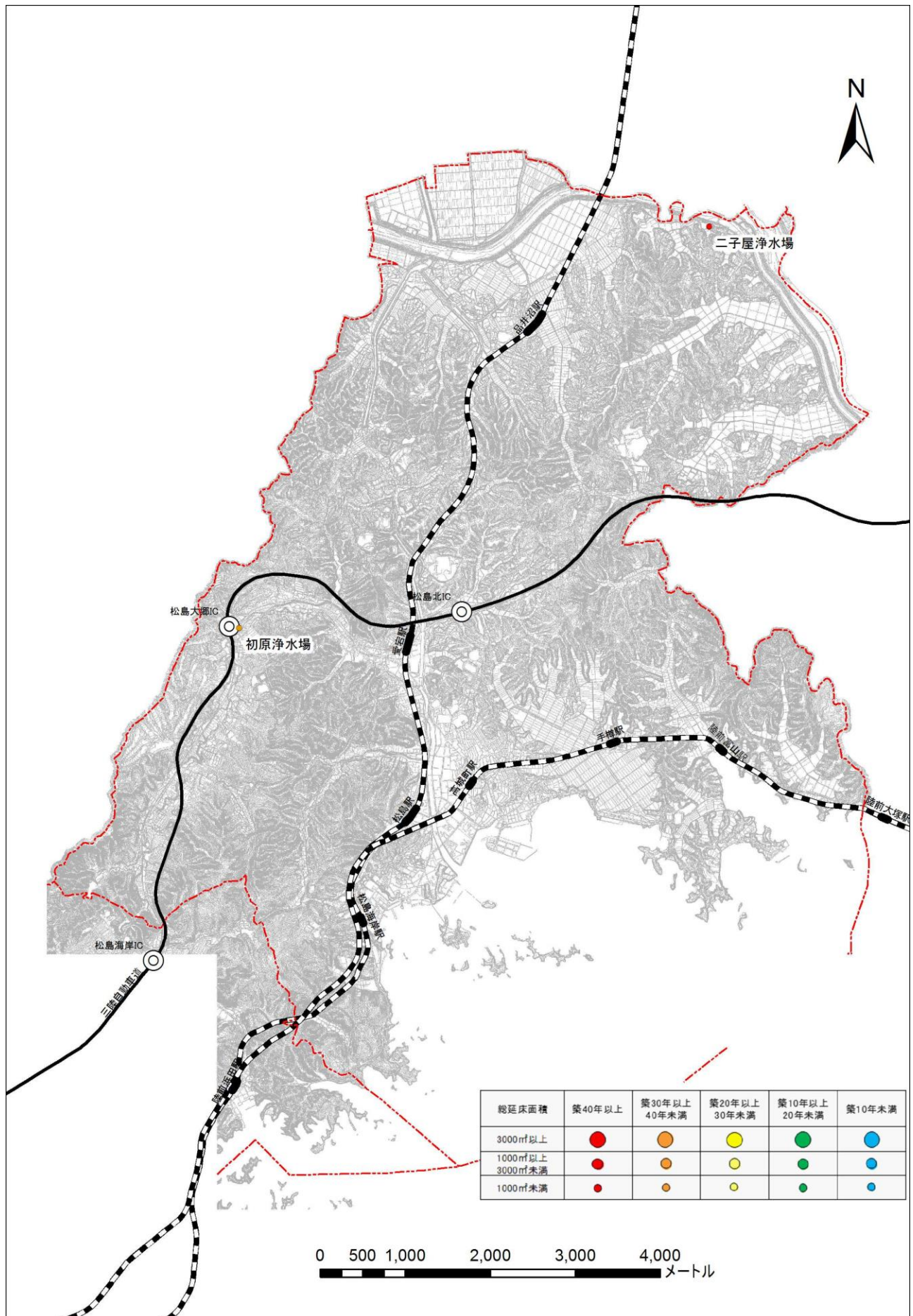
施設分類	施設名	延長 (m)	所管課	備考
管路	導水管 300mm 以下	6,228	水道事業所 施設班	
	送水管 400mm 以下	14,819	水道事業所 施設班	
	配水管 50mm 以下	29,780	水道事業所 施設班	
	配水管 51～75mm	4,257	水道事業所 施設班	
	配水管 76～100mm	37,960	水道事業所 施設班	
	配水管 101～150mm	25,707	水道事業所 施設班	
	配水管 151～200mm	5,288	水道事業所 施設班	
	配水管 201～250mm	3,415	水道事業所 施設班	
	配水管 251～300mm	5,543	水道事業所 施設班	
	配水管 301～350mm	1,440	水道事業所 施設班	

※令和3年3月31日現在

<建築年度別延床面積>



<上水処理施設の位置図>



②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- ・上水道については、今後耐用年数を越える管路が増加することから、老朽管を中心に関係省庁等が作成する点検マニュアル等に基づき、適切な点検診断を実施します。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・今後、法定耐用年数を超える管路が増加するため、点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。
- ・計画的な予防修繕による管理コストの削減や平準化を図ります。

3) 安全確保の実施方針

- ・点検・診断結果又は町民からの通報により、危険性が認められた場合は早急に応急措置や修繕を実施します。

4) 耐震化等の実施方針

- ・地震時にも上水道が遮断されないように、施設の耐震化等を推進します。

5) 長寿命化の実施方針

- ・上水道の長寿命化計画を踏まえて、予防保全の考え方に基づく計画的な修繕による長寿命化を図ります。

6) 統合や廃止の推進方針

- ・将来の人口等の見通しを踏まえて、上水道のあり方について検討します。

7) 総合的かつ計画的な管理の実現に向けた方針

- ・台帳システムの活用により、効率的な管理を推進します。
- ・専門性の高い職員の育成を図るため、研修会等への参加を推進します。

(11) 下水道施設

①特性・課題の整理

下水処理施設の建築年度別延床面積は築20年程度の施設がほぼ全てとなっています。

下水道については、町民の生活環境の維持及び安全確保のために、定期的な点検の実施による現況把握や適切な維持管理が必要となります。

<施設一覧>

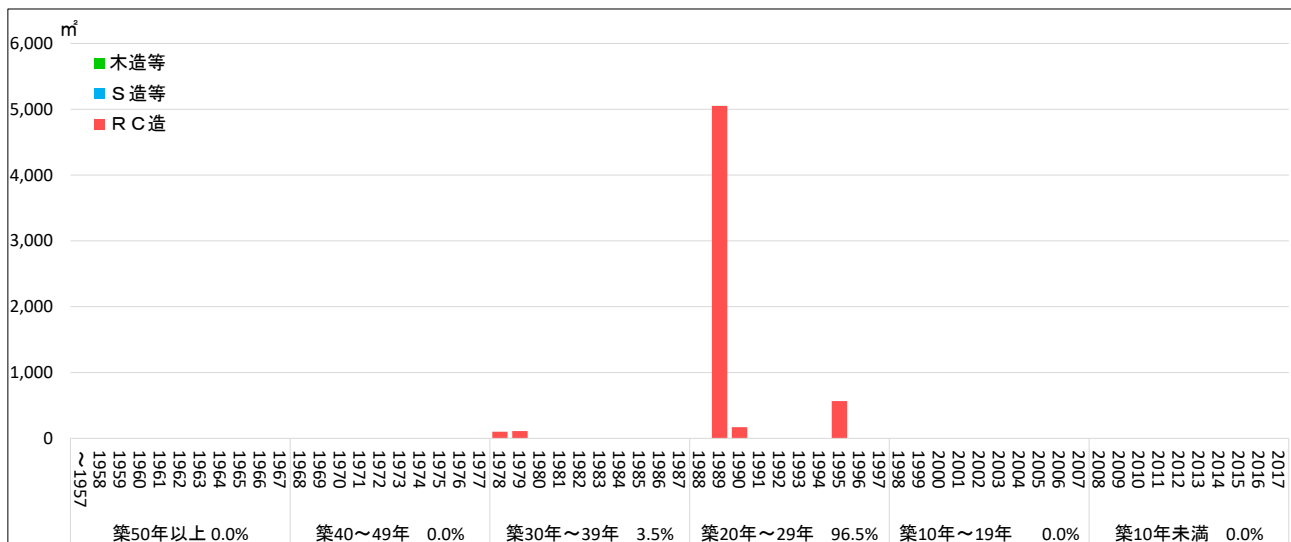
施設分類	施設名	総延床面積 (㎡)	代表建築年度		所管課	備考
下水処理施設	普賢堂雨水ポンプ場	101	1978	S53	水道事業所 施設班	
	下水路簡易処理施設	111	1979	S54	水道事業所 施設班	
	高城雨水ポンプ場	38	1981	S56	水道事業所 施設班	
	迎山雨水ポンプ場	36	1983	S58	水道事業所 施設班	
	松島浄化センター	5,051	1989	H1	水道事業所 施設班	長寿命化事業実施中
	松島汚水中継ポンプ場	170	1990	H2	水道事業所 施設班	
	新町雨水ポンプ場	566	1995	H7	水道事業所 施設班	

※複数棟が併設している施設の代表建築年度は、延床面積が最も大きい棟の建築年度を表示

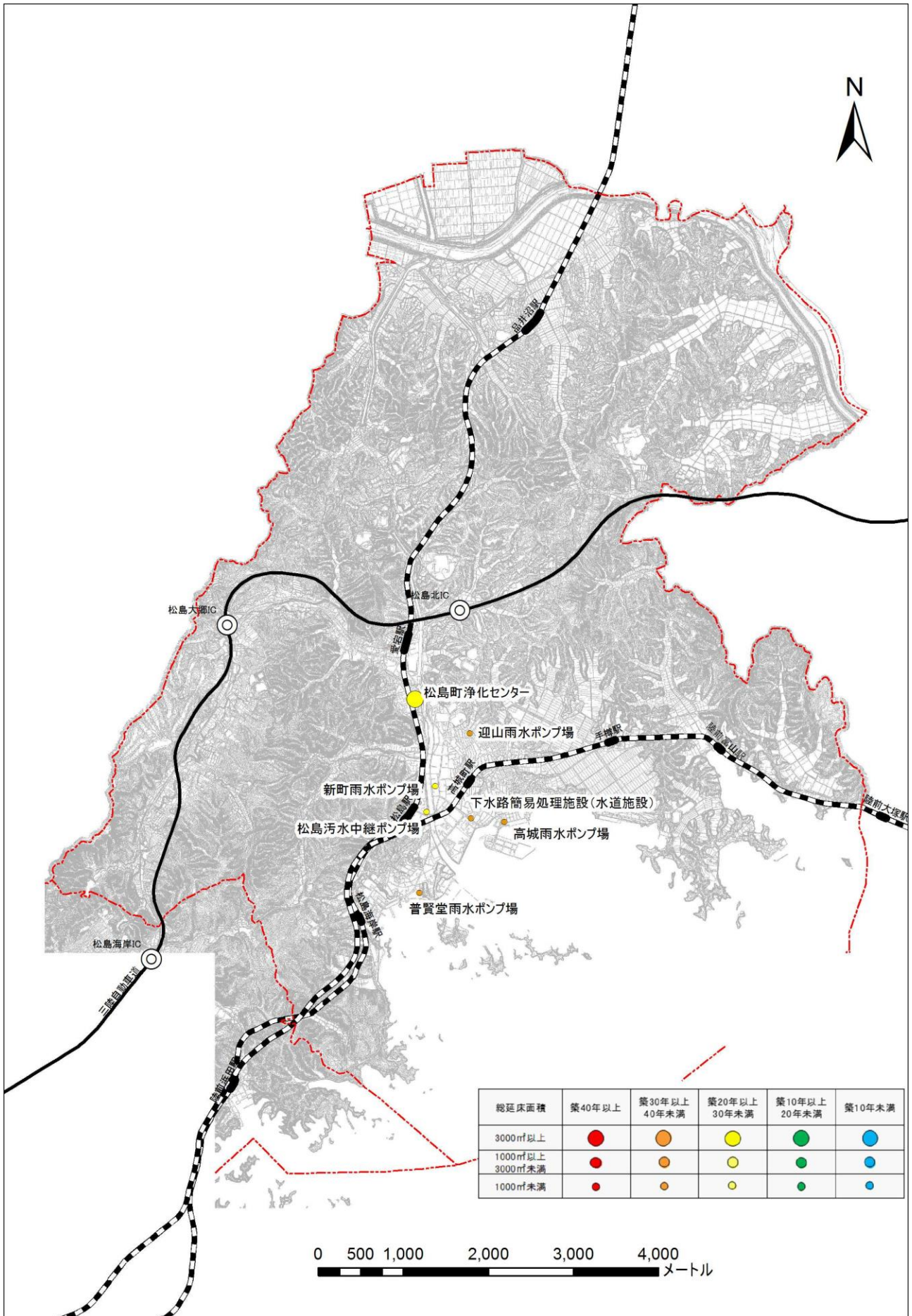
施設分類	施設名	延長(m)	所管課	備考
管路	コンクリート管	7,087	水道事業所 施設班	
	塩ビ管	42,242	水道事業所 施設班	
	その他	1,695	水道事業所 施設班	

※令和3年3月31日現在

<建築年度別延床面積>



<下水処理施設の位置図>



②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- ・下水道については、今後耐用年数を越える管路が増加することから、老朽管を中心に関係省庁等が作成する点検マニュアル等に基づき、適切な点検診断を実施します。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・今後、法定耐用年数を超える管路が増加するため、点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。
- ・計画的な予防修繕による管理コストの削減や平準化を図ります。

3) 安全確保の実施方針

- ・点検・診断結果又は町民からの通報により、危険性が認められた場合は早急に応急措置や修繕を実施します。

4) 耐震化等の実施方針

- ・地震時にも下水道が遮断されないように、施設の耐震化等を推進します。

5) 長寿命化の実施方針

- ・下水道の長寿命化計画を踏まえて、予防保全の考え方に基づく計画的な修繕による長寿命化を図ります。

6) 統合や廃止の推進方針

- ・将来の人口等の見通しを踏まえて、下水道のあり方について検討します。

7) 総合的かつ計画的な管理の実現に向けた方針

- ・台帳システムの活用により、効率的な管理を推進します。
- ・専門性の高い職員の育成を図るため、研修会等への参加を推進します。

(12) 公園

①特性・課題の整理

公園には、トイレや遊具等の様々な公園施設が設置されています。公園施設の老朽化対策や安全面の確保が今後の課題であるため、長寿命化計画を策定し、適切な補修等を図るとともに、地区等と一体となった管理が必要となります。

<施設一覧>

施設分類	施設名	面積(m ²)	所管課	備考
公園	小石浜児童公園	460	町民福祉課 こども支援班	遊具
	垣の内児童公園	1,040	町民福祉課 こども支援班	便所・遊具
	磯崎児童公園	1,200	町民福祉課 こども支援班	遊具
	上初原児童公園	1,030	町民福祉課 こども支援班	便所・遊具
	根廻児童公園	880	町民福祉課 こども支援班	遊具
	松の杜ふれあい公園	1,159	町民福祉課 こども支援班	
	光陽台児童遊園	764	町民福祉課 こども支援班	便所・遊具
	高城浜児童遊園	600	町民福祉課 こども支援班	便所・遊具
	高城児童公園	725	町民福祉課 こども支援班	遊具
	夕陽が丘児童遊園	543	町民福祉課 こども支援班	遊具
	根崎山神児童公園	1,299	町民福祉課 こども支援班	便所
	白萩児童公園	996	町民福祉課 こども支援班	便所・遊具
	品井沼児童公園	183	町民福祉課 こども支援班	遊具
	小梨屋児童公園	791	町民福祉課 こども支援班	遊具
	華園児童公園	1,467	町民福祉課 こども支援班	便所・遊具
	間坂児童公園	277	町民福祉課 こども支援班	遊具
	あさひ児童公園	272	町民福祉課 こども支援班	遊具
	くぬぎ台児童公園	2,148	町民福祉課 こども支援班	便所・浄化槽・遊具
	城内児童公園	1,162	町民福祉課 こども支援班	便所・遊具
	美映の丘児童公園	341	町民福祉課 こども支援班	便所・遊具
	本郷ふれあい児童公園	1,286	町民福祉課 こども支援班	便所・遊具
	あたご児童公園	231	町民福祉課 こども支援班	遊具
	初原ユニー公園	2,256	企画調整課	便所・遊具
東浜緑地	7,845	企画調整課		
農村公園	古浦農村公園	6,218	産業観光課 産業振興班	
	上竹谷農村公園	2,197	産業観光課 産業振興班	便所・遊具
	下竹谷・北小泉農村公園	5,801	産業観光課 産業振興班	便所・遊具
海浜公園	手樽海浜公園	81,935	産業観光課 産業振興班	便所・倉庫・浄化槽・遊具

※令和3年3月31日現在

②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- ・公園施設については、遊具等を中心に関係省庁等が作成する点検マニュアル等に基づき、適切な点検診断を実施します。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。

3) 安全確保の実施方針

- ・点検・診断結果又は町民からの通報により、危険箇所と認められた公園施設については、事故防止の観点から速やかに対応措置を講じ、安全確保に努めます。

4) 耐震化等の実施方針

- ・公園については不特定多数の利用者が多いことから、公園施設の耐震性等を確保します。

5) 長寿命化の実施方針

- ・公園長寿命化計画を策定し、予防保全の考え方に基づく計画的な修繕による長寿命化を図ります。

6) 統合や廃止の推進方針

- ・将来の人口等の見通しを踏まえて、公園のあり方について検討します。

7) 総合的かつ計画的な管理の実現に向けた方針

- ・台帳を整備し、効率的な管理を推進します。
- ・日常的な管理等について地区等と一体となった効果的な管理を推進します。

(13) 農林業施設

①特性・課題の整理

農道・林道等の農林業施設については、今後も農林業を支えるため、計画的で適切な維持管理が必要となります。

<施設一覧>

施設分類	施設名	延長(m)	所管課	備考
農道	一定要件農道	15,004	建設課 建設班	
	一定要件外農道	115,542	建設課 建設班	
林道	普通林道	300	産業観光課 産業振興班	
施設分類	施設名	総貯水量 (千 m^3)	所管課	備考
ため池	ため池	1,086.0	建設課 建設班	

※令和3年3月31日現在

②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- ・関係省庁等が作成する点検マニュアル等に基づき、各種施設に対して適切な点検診断を実施します。
- ・農林業従事者や地域住民の協力を得ながら、損傷箇所の早期発見に努めます。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・関係省庁等が策定した方針や点検診断結果を踏まえて、適切な維持管理及び計画的な修繕を実施します。それにより、将来の維持コストの低減、平準化を図ります。

3) 安全確保の実施方針

- ・農林業従事者に加えて、通行者・利用者等に対する安全誘導の視点から、安全管理に努めます。
- ・通常点検や通報により危険等を確認した場合は、速やかに応急措置を実施し安全確保を図ります。

4) 耐震化等の実施方針

- ・地震時にも施設の安全性を確保するため、農林業施設の適切な管理を図ります。

5) 長寿命化の実施方針

- ・農林業施設について長寿命化計画の策定に取り組み、予防保全の考え方に基づく計画的な修繕による長寿命化を図ります。

6) 統合や廃止の推進方針

- ・将来における農林業従事者の高齢化や担い手等の動向を踏まえて、農林業施設のあり方について検討します。

7) 総合的かつ計画的な管理の実現に向けた方針

- ・台帳システムの活用により、効率的な管理を推進します。
- ・専門性の高い職員の育成を図るため、研修会等への参加を推進します。

(14) 漁港施設

①特性・課題の整理

今後の水産業の推進を図るには、漁港施設の適切な維持管理が必要となります。

<施設一覧>

施設分類	施設名	延長(m)	所管課	備考
古浦漁港	第1用地護岸	33	建設課 建設班	岸壁
	第1取付護岸	13	建設課 建設班	岸壁
	小口護岸	11	建設課 建設班	岸壁
	第2取付護岸	6	建設課 建設班	岸壁
	古浦物揚場1	27	建設課 建設班	岸壁
	古浦物揚場2	41	建設課 建設班	岸壁
	第2用地護岸	25	建設課 建設班	岸壁
	古浦臨港道路	30	建設課 建設班	岸壁
	古浦防潮堤	64	建設課 建設班	防潮堤
名籠漁港	棧橋取付護岸	23	建設課 建設班	岸壁
	名籠-1.0m 物揚場	49	建設課 建設班	岸壁
	小口護岸1	8	建設課 建設班	岸壁
	名籠物揚場	67	建設課 建設班	岸壁
	用地護岸1	97	建設課 建設班	岸壁
	用地護岸2	13	建設課 建設班	岸壁
	小口護岸3	5	建設課 建設班	岸壁
	梅ヶ沢船揚場	30	建設課 建設班	岸壁
	名籠臨港道路	203	建設課 建設班	岸壁
	名籠防波堤	180	建設課 建設班	防波堤
	名籠防潮堤	31	建設課 建設班	防潮堤
名籠護岸	183	建設課 建設班	防潮堤	
銭神漁港	銭神護岸	28	建設課 建設班	岸壁
	銭神物揚場	82	建設課 建設班	岸壁
	取付護岸	4	建設課 建設班	岸壁
	銭神船揚場	29	建設課 建設班	岸壁
	銭神防波堤	54	建設課 建設班	防波堤
	銭神防潮堤	386	建設課 建設班	防潮堤

※令和3年3月31日現在

②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- ・関係省庁等が作成する点検マニュアル等に基づき、各種施設に対して適切な点検診断を実施します。
- ・漁業従事者や地域住民の協力を得ながら、損傷箇所の早期発見に努めます。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・関係省庁等が策定した方針や点検診断結果を踏まえて、適切な維持管理及び計画的な修繕を実施します。それにより、将来の維持コストの低減、平準化を図ります。

3) 安全確保の実施方針

- ・漁業従事者に加えて、通行者・利用者等に対する安全誘導の視点から、安全管理に努めます。
- ・通常点検や通報により危険等を確認した場合は、速やかに応急措置を実施し安全確保を図ります。

4) 耐震化等の実施方針

- ・地震時にも施設の安全性を確保するため、漁港施設の適切な管理を図ります。

5) 長寿命化の実施方針

- ・漁港施設について長寿命化計画の策定に取り組み、予防保全の考え方に基づく計画的な修繕による長寿命化を図ります。

6) 統合や廃止の推進方針

- ・将来における漁業従事者の高齢化や担い手等の動向を踏まえて、漁港施設のあり方について検討します。

7) 総合的かつ計画的な管理の実現に向けた方針

- ・台帳システムの活用により、効率的な管理を推進します。
- ・専門性の高い職員の育成を図るため、研修会等への参加を推進します。

松島町公共施設等総合管理計画



編集・発行 松島町財務課財政班

〒981-0215

宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下-19番地の1

TEL : 022-354-5792

FAX : 022-353-2041

メールアドレス : zaimu@town.matsushima.miyagi.jp

ホームページアドレス : <http://www.town.matsushima.miyagi.jp/>